

平成26年第1回矢巾町議会定例会目次

議案目次	1
第 1 号 (2月26日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のため出席した職員	5
○開 会	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○施政方針演述並びに教育行政方針演述	8
○請願・陳情	34
25請願第7号 旧矢巾中学校跡地を社会教育施設として有効活用を図ることを求める請願	
26請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願	
○議案第 1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	35
○議案第 2号 矢巾町下水道事業基金条例の制定について	36
○議案第 3号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について	37
○議案第 4号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について	39
○議案第 5号 矢巾町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について	40
○議案第 6号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について	42

○議案第 7号	矢巾町水路条例の一部を改正する条例について	4 3
○議案第 8号	あっせんの申立てに関し議決を求めることについて	4 5
○議案第 9号	町道路線の廃止に関し議決を求めることについて	4 6
○議案第10号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて	4 7
○議案第11号	平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） について	4 8
○議案第12号	平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に ついて	5 5
○議案第13号	平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） について	6 0
○議案第14号	平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）について	6 3
○議案第15号	平成26年度矢巾町一般会計予算について	6 6
○議案第16号	平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	6 6
○議案第17号	平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	6 6
○議案第18号	平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	6 6
○議案第19号	平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算に ついて	6 6
○議案第20号	平成26年度矢巾町水道事業会計予算について	6 6
○議案第21号	平成26年度矢巾町下水道事業会計予算について	6 6
○休 会		6 8

第 2 号 （3月7日）

○議事日程	6 9
○本日の会議に付した事件	6 9
○出席議員	6 9
○欠席議員	6 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	6 9
○職務のため出席した職員	7 0
○開 議	7 1
○議事日程の報告	7 1

○一般質問	7 1
1 谷 上 哲 議員	7 1
2 米 倉 清 志 議員	8 1
3 山 崎 道 夫 議員	9 1
4 齊 藤 正 範 議員	1 0 8
5 藤 原 梅 昭 議員	1 2 2
○散 会	1 4 0

第 3 号 (3月10日)

○議事日程	1 4 1
○本日の会議に付した事件	1 4 1
○出席議員	1 4 1
○欠席議員	1 4 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 4 1
○職務のため出席した職員	1 4 2
○開 議	1 4 3
○議事日程の報告	1 4 3
○一般質問	1 4 3
1 川 村 よし子 議員	1 4 3
2 昆 秀 一 議員	1 5 7
3 小 川 文 子 議員	1 7 3
○散 会	1 8 9

第 4 号 (3月20日)

○議事日程	1 9 1
○本日の会議に付した事件	1 9 2
○出席議員	1 9 2
○欠席議員	1 9 2
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 9 2
○職務のため出席した職員	1 9 3

○開 議	195
○議事日程の報告	195
○請願・陳情の審査報告	195
26 請願第 1 号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進 するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願 (総務常任委員長報告)	
○議案第 15 号 平成 26 年度矢巾町一般会計予算について	197
○議案第 16 号 平成 26 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	197
○議案第 17 号 平成 26 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	197
○議案第 18 号 平成 26 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	197
○議案第 19 号 平成 26 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算に ついて	197
○議案第 20 号 平成 26 年度矢巾町水道事業会計予算について	197
○議案第 21 号 平成 26 年度矢巾町下水道事業会計予算について	197
○議案第 22 号 平成 25 年度矢巾町一般会計補正予算(第 7 号)について	210
○会議時間の延長	228
○議案第 23 号 平成 25 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算(第 3 号)について	228
○議案第 24 号 平成 25 年度矢巾町水道事業会計補正予算(第 5 号)について	230
○議会改革特別委員会中間報告について (議会改革特別委員長報告)	233
○矢巾中学校建設調査特別委員会報告について (矢巾中学校建設調査特別委員長報告)	234
○発議案第 1 号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するた めの法律の制定を求める意見書の提出について	239
○矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について	240
○矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について	240
○矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について	240
○矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について	241
○矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について	241

○矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出 について	2 4 1
○議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 4 1
○議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて	2 4 3
○閉 会	2 4 4
○署 名	2 4 5

議 案 目 次

平成 2 6 年 第 1 回 矢 巾 町 議 会 定 例 会

1. 請願・陳情
 - 2 5 請願第 7 号 旧矢巾中学校跡地を社会教育施設として有効活用を図ることを求める
請願
 - 2 6 請願第 1 号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願
2. 議案第 1 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手
県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることに
ついて
3. 議案第 2 号 矢巾町下水道事業基金条例の制定について
4. 議案第 3 号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 4 号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 5 号 矢巾町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 6 号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 7 号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 8 号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 1 0. 議案第 9 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 1 1. 議案第 1 0 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 1 2. 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて
- 1 3. 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 1 4. 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につい
て
- 1 5. 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 1 6. 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度矢巾町一般会計予算について
- 1 7. 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 1 8. 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 1 9. 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

20. 議案第19号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
21. 議案第20号 平成26年度矢巾町水道事業会計予算について
22. 議案第21号 平成26年度矢巾町下水道事業会計予算について
23. 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について
24. 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
25. 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
26. 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
27. 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
28. 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
29. 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
30. 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
31. 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて
32. 請願・陳情の審査報告
 - 26 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願
33. 議案第22号 平成25年度一般会計補正予算（第7号）について
34. 議案第23号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
35. 議案第24号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）について
36. 議会改革特別委員会中間報告について
(議会改革特別委員長報告)
37. 矢巾中学校建設調査特別委員会報告について
(矢巾中学校建設調査特別委員長報告)
38. 発議案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について

平成26年第1回矢巾町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年2月26日（水）午前10時開会

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第 4 請願・陳情
 - 25 請願第7号 旧矢巾中学校跡地を社会教育施設として有効活用を図ることを求める請願
 - 26 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願
- 第 5 議案第 1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 6 議案第 2号 矢巾町下水道事業基金条例の制定について
- 第 7 議案第 3号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5号 矢巾町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 6号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 7号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 8号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 第13 議案第 9号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 第14 議案第10号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第15 議案第11号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第12号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第13号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ

いて

- 第18 議案第14号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）について
第19 議案第15号 平成26年度矢巾町一般会計予算について
第20 議案第16号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
第21 議案第17号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
第22 議案第18号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
第23 議案第19号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
て
第24 議案第20号 平成26年度矢巾町水道事業会計予算について
第25 議案第21号 平成26年度矢巾町下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君

税務課長 兼会計管理者	中村 滋 君	生きがい推進 課 長	川村 勝弘 君
住民課長	山本 良司 君	農林課長 兼農業委員 事務局 長	高橋 和代志 君
道路都市課長	藤原 由徳 君	区画整理課長	細川 賢一 君
商工観光課長	佐藤 武 君	上下水道課長	藤原 道明 君
教育委員長	松尾 光則 君	教 育 長	越 秀敏 君
学務課長	吉田 孝 君	社会教育課長	立花 常喜 君
代表監査委員	立花 純幸 君	農業委員会 会 長	高橋 義幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池 清美 君	係 長	吉田 徹 君
主 事	根澤 のぞみ 君		

午前10時00分 開会

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成26年第1回矢巾町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原義一議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原義一議員） 以上をもって行政報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

12番 村 松 輝 夫 議員

13番 藤 原 梅 昭 議員

14番 川 村 よし子 議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は2月18日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本

日から3月20日までの23日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの23日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長(藤原義一議員) 日程第3、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、平成26年度施政方針演述を行います。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 本日、ここに平成26年第1回矢巾町議会定例会を招集いたし、平成26年度における7会計予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、町長就任以来、「創造、決断、実行」を基本理念とし、町民誰もが安全・安心で幸せを感じることができる町の実現を目指し、対話の中から町民の皆様が何を求めているかを見い出しつつ、ご意見を尊重しながら町勢発展のため最大限の努力を傾注し、誠心誠意取り組んでまいりました。

この間、議員各位をはじめ町民の皆様から多大なご支援ご協力を賜っておりますことに對し、心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、昨年8月9日に県央部を中心に発生した記録的な大雨・洪水は、矢巾町に大きな被害をもたらし、特にも、岩崎川流域においては、大量の流木が原因となり護岸が決壊して市街地において587棟の床上・床下浸水が発生したほか、国民保養センターやマレットゴルフ場、水辺の里などの観光施設、農地の畦畔崩落、水田・用排水路への大量の土砂流入など、今まで経験したことのない数多くの被害が発生いたしました。

被害に遭われました皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

これまでの復旧状況についてですが、まず、公共土木施設につきましては、道路・河川及び周辺の土地利用の状況を勘案し、被害の状況により順次復旧工事に努めてまいりましたが、

大きな被害を受けました煙山ダム上流の岩崎川及び安庭線に架かる山王茶屋前橋の復旧につきましては、早々に工事着手することとしております。町道南昌山線につきましては、被害が甚大であることから約2年にわたる復旧工事となる見込みであり、現在工事発注に向けて作業を進めているところであります。

また、矢次公民館に隣接した岩崎川橋の復旧につきましては、県で予定しております一級河川岩崎川河川改修事業と調整を図りながら、出来るだけ早期に復旧できるよう協議を進めておりますが、ある程度の時間を要することから、地域のコミュニティへの影響や煙山小学校の通学路としての利用を考慮して、仮設歩道橋の設置を行ったところであります。

農業関係につきましては、町が管理するため池堤防の亀裂や河川の護岸崩落による復旧工事、用排水路の土砂の浚渫、土地改良区が管理するため池の浚渫や水管橋などの復旧工事のほか、被災農家に対する小規模災害復旧事業への助成を行い復旧に努めたところであります。

一方、大雨被害により崩落した山林の復旧につきましては、町で復旧する事案はもとより、国や県管理の山林につきましても未復旧の箇所が現在もあることから、今後の災害予防にも留意しつつ、関係機関と連携を図りながら、早期の復旧復興に努めてまいります。

このほか、煙山ダムに堆積した大量の土砂撤去につきましては、早期の浚渫及びダム機能回復に向けて鋭意努力しているところでありますが、今後の大雨災害への備えを万全にするため、国や県の指導支援を得ながら、今後、必要な対策を講じてまいります。

国民保養センターにつきましては、災害防止策として施設上流部への治山ダム設置について、管理する盛岡森林管理署に要望するとともに、水路の改修も進めることとしており、これと並行して、平成26年12月の営業再開を目指して施設の復旧工事を行い、今後も町民の憩いの場として、より親しまれる施設の運営に取り組むこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波から間もなく3年を迎えようとしておりますが、改めて津波による未曾有の大災害によって被災され、お亡くなりになられました方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、いまだに行方不明となられている方々が一日も早くご家族の元へ戻られますことをお祈りするところであります。

現在も不自由な暮らしを余儀なくされている被災者の方々に對しましても、改めてお見舞いを申し上げますとともに、沿岸被災地の早期復興のために、本年度に引き続いて、平成26年度も被災自治体に職員を増員派遣して行政事務の支援を行うなど、今後もしできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

さて、振り返って昨年の国内外の情勢を見ますと、米国経済は、構造調整の進展や今まで困難であった地層からの石油や天然ガスの採掘が可能となったシェール革命による貿易収支改善・エネルギー抑制等を背景に、一進一退を繰り返しながらも緩やかな回復を続け、欧州経済は、暦年の4月から6月までの第2四半期以降、1年半にわたり続いたマイナス成長からようやく脱し、底打ちから緩やかな持ち直しへと徐々に転じつつあります。また、アジア経済は強弱まちまちながら、景気は総じて足踏み状態にあり、アジア地域内GDPの約6割を占める中国経済が、安定成長期への移行を視野に、中期的に緩やかな減速を続けている局面にあることから、大きく成長ペースが加速することは難しい情勢となっております。

こうした中、日本経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取り組みの政策効果から、家計や企業の意識が改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がってきており、また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復の動きが確かなものとなることを見込まれております。

政府は、1月24日に閣議決定した平成26年度の「経済財政運営の基本的態度」の中で、4月から実施される消費税率引き上げに際して、駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好環境の実現を図り持続的な経済成長につなげていくため、「好環境実現のための経済政策」を含む「経済政策パッケージ」を着実に実行することにより、前年度に続く堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくとしております。

一方、町内の情勢を見ますと、本町で過去に例を見ない大規模事業であります矢幅駅前地区土地区画整理事業は、一昨年から本格的に工事に着手し、平成27年度の完成を目指して順調に進んでおります。

さらに、岩手医科大学の総合移転事業は、ドクターヘリ基地ヘリポートの運用開始、災害医療における各種研修や災害時の活動拠点となる災害時地域医療支援教育センター・マルチメディア教育研究棟が開設され、今後も附属病院や医療関連施設のほか、県の療育センターや盛岡となん支援学校の移転新築などが順次計画されており、早期の完成が期待される所でございます。

昨年の天候は、全国的に春の前半までは気温の低い時期と高い時期が交互に現れ、春の後半から秋の前半にかけては全国的に高温傾向が続きました。一方、一年を通じて低気圧や前線の影響を受けやすかった北日本では年間の日照時間が少なく、降水量は多くなりました。

また、太平洋高気圧の縁を回る湿った気流と梅雨前線や秋雨前線の影響を受けて、東北、北陸、近畿、山陰地方など、全国各地で今までにない記録的な豪雨が観測され、大きな被害をもたらしました。

スポーツでは、不来方高校男子ハンドボール部が昨年3月に静岡県で開催された第36回全国高校ハンドボール選抜大会において、前年決勝で惜敗した雪辱を果たして悲願の県勢初優勝を飾ったほか、10月には東京都で開催された国民体育大会ハンドボール競技少年男子の部で不来方高校が主体となった本県少年男子ハンドボールチームが県勢で初優勝を遂げ、不来方高校としては選抜大会に続く「全国2冠」を達成したほか、西徳田1区行政区の花巻東高校2年細川稔樹投手が第95回全国高等学校野球選手権大会に出場し、平成21年以来のベスト4進出に貢献するなど歴史に新たな1ページを刻む活躍がありました。

文化面においても、不来方高校音楽部が10月に広島県福山市で開催された第66回全日本合唱コンクール全国大会において、6年連続14回目の金賞と平成11年以来14年ぶり4回目の最高賞である文部科学大臣賞に輝いたほか、同コンクールの中学校部門に東北代表として大会などの時期だけメンバーが集まる特設合唱部ながら初出場した矢巾北中学校が銀賞を受賞するなど、将来の本町を担う若い人材が活躍した年となりました。

本町では、スポーツや文化活動で輝かしい成績を収めた小中学生に、顕彰メダルを贈り、その栄誉をたたえておりますが、今年度は、114人の児童・生徒に金メダルを授与いたしました。

また、国内外で活躍する岩手県出身のアスリート輩出を目指して、小学校5・6年生を対象に平成19年度から始めました「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」では、矢巾町からは現在9人が認定されており、こうした児童・生徒の今後ますますの活躍が期待されるころであります。

ここで、町政運営の指針としております第6次矢巾町総合計画後期基本計画の3年目でありました平成25年度の主要事業について総括させていただきます。

はじめに、重要課題と位置付けてまいりました土地利用計画についてであります。藤沢地区や中村地区、岩手医科大学附属病院及び関連施設などにつきましては、順調に整備が進められております。

次に、農業基盤整備につきましては、徳田第二地区及び下矢次地区の県営ほ場整備事業が、本年度末の補完工事をもって完了予定であり、ほぼ順調に推移しているところでありますが、換地業務における調整を要することから、平成26年度中の事業完了となる見通しとなっております。

ります。

都市基盤整備につきましては、矢幅駅西地区土地区画整理事業において、認可面積22.6ヘクタールに対し約22.0ヘクタールの造成が完了し、事業費ベースでの進捗率は、約91パーセントとなる見込みとなっております。また、保留地につきましては、約71パーセントの売却見込みとなっております。

また、矢幅駅前地区につきましては、平成23年10月の工事着手後、地権者の御理解をいただきながら、順調に整備が進められているところであります。進捗状況といたしましては、認可面積11.6ヘクタールに対し、約9.6ヘクタールの整備を行い、事業費ベースでの進捗率は、約58パーセントとなる見込みとなっております。

広宮沢第二地区土地区画整理事業につきましては、保留地の売却が最重要課題であります。土地区画整理組合と一体となって企業誘致に向け積極的に取り組み、これまで54社が決定し入居率は79.8パーセントとなり、雇用機会の創出も図られたところであります。

道路整備につきましては、矢巾中学校移転に伴う白北線、田中縦道線の交通安全施設整備工事を進めているところであります。地域に身近な生活道路の整備につきましては、徳田地区の西3号線など3路線の舗装を行うとともに、地域への資機材支給等を行いながら自治会と事業協定を締結して取り組む「矢巾町協働の道づくり事業」は、西徳田地区、太田地区におきまして地元住民の参画のもと簡易舗装工事が実施され、その成果を上げることができました。

農業につきましては、平成25年産水稻の作況指数は「101」と平年並みとなり、大雨被害等にもかかわらず一等米比率がうるち米で96.5パーセント、もち米で85.6パーセントといずれも前年を大幅に上回ったところでありますが、野菜や果樹などでは収量の減少や品質低下となったことに加え、菌茸類においては東日本大震災津波での東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害などから、農家所得は依然として厳しい状況が続いております。

商工業の分野におきましては、円安方向への動きを背景に輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現して、家計所得や投資の増加傾向が続く、景気拡張の動きが確かなものとなること期待される中、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が予想されております。

県内経済は、震災復興需要や円安を背景とした生産の改善などにより、持ち直しの動きが続いております。また、原油価格や輸入原材料の上昇等が企業利益を圧迫するとともに、消費税増税の影響は避けられないものの、個人消費や雇用情勢に緩やかながら改善の動きが見られ、生産活動など全体として持ち直しの動きが続いております。

このことから、更なる商工業の活性化のため矢幅駅前地区新商業集積形成実現化事業や雇用創出に向け企業誘致に努めているところであります。

下水道事業につきましては、公共下水道事業では、事業計画区域の拡大を行った区域を中心として、区画整理事業など他事業と連携しながら着実に整備の促進を図るとともに、施設の持続的維持管理に努めたところであります。

農業集落排水事業に関しては、施設の持続的な維持管理を重視するとともに、排水設備接続率の向上に努めてまいりました。これによりまして、平成25年度末では、公共下水道農業集落排水及び合併処理浄化槽を合わせた汚水処理人口の普及率は、94.4パーセントとなる見込みであります。

また、平成25年度からは公共下水道事業及び農業集落排水事業を水道事業会計と同様に地方公営企業法を適用して、下水道事業会計とし、経営成績や財政状態をより詳細に把握する複式簿記による企業会計方式に移行したところであります。

また、上水道事業につきましては、岩手医科大学附属病院の移転計画及び市街化区域編入による給水量増加を視野に入れながら施設の耐震化や設備の更新に力を入れ、水道事業の基本である安全、安心で安定的な水の供給に計画的に取り組み、利用者の利便性向上に努めてまいりました。

環境保全につきましては、昨年8月9日に発生した大雨・洪水による被災ごみの処理として、矢巾町災害対策本部と連携を図り、一般家庭から排出された災害ごみの回収にあたりました。

東日本大震災の対応では、放射能汚染による不安解消のため、小学校、中学校、保育園、幼稚園等11施設の空間線量を測定するとともに、食の安全を確保するため、学校給食、農林畜産物の放射性物質濃度を測定し、その内容をホームページ及び広報を通じて公表しております。

また、自然環境、経済活動等の地域特性を踏まえ、矢巾町新エネルギービジョン基本方針を基に、行政、地域住民、企業と連携し、地域における新エネルギー・省エネルギーの導入、普及促進を展開しており、民間事業者によるメガソーラー施設整備を推進いたしております。

平成24年度から継続実施しております岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業につきましては、町内2施設を対象に太陽光発電システムの導入設置を進めているほか、一般住宅への太陽光発電システム設置補助事業も継続して実施してまいりました。

ごみの減量化につきましては、盛岡・紫波地区環境施設組合と連携を図り、ごみの減量と

分け方・出し方について青空教室を開催し、各地域において啓発を行っております。

資源回収コンクールでは、分別収集の推進を図りながら、減量化、資源化、再利用について施策を展開しております。

また、本町における一般廃棄物についての減量化や資源化、処理の方法、方向性を定めた一般廃棄物処理基本計画が平成25年度に計画期間が終了することから、環境やごみ・し尿処理行政の変化を踏まえ、ごみの減量化等の施策を検討し、平成35年度までの新たな矢巾町一般廃棄物処理基本計画の策定に取り組みました。

少子化対策・児童育成支援につきましては、次世代育成地域行動計画に基づき、乳児家庭全戸訪問や育児サークル活動支援、各小学校区で行われております地域子育て支援拠点事業を継続実施し、要保護児童に対しましては、各関係機関と連携し、在宅家庭を支援してまいりました。

また、こずかた保育園開園により矢巾町初となる体調不良児対応型保育を実施し、仕事と子育ての両立支援に取り組みました。

このほか、北高田保育園、不動保育園の改築、矢巾中央幼稚園による幼保連携型やはば認定こども園の施設整備事業も支援するとともに、第6次矢巾町総合計画後期基本計画にあります煙山保育園の整備推進や国の事業であります保育士等処遇補助事業にも取り組み、安心して子育てができる環境づくりを推進してまいりました。

さらに、子ども・子育て支援法制定に伴い、平成25年9月「矢巾町子ども・子育て会議」を条例制定し、子育て支援で精通している方々を「矢巾町子ども・子育て会議」の委員に委嘱して、今後策定する「子ども・子育て支援事業計画」などを審議いただいているところであります。この事業計画の策定に当たっては、住民の子育て・保育ニーズに関する調査を実施し、意見等取りまとめを行ったところであります。

保健福祉関係につきましては、高齢者医療確保法による生活習慣病の予防、そして障害者自立支援法や介護保険法に基づくサービスの提供を充実させて実施してまいりましたが、将来にわたって高齢者も障がい者も住み慣れた地域で自立して生活できるようなまちづくりが今後一層求められているところであります。

また、健康づくりにつきましては、国保ヘルスアップモデル事業と特定健診・特定保健指導を連動させた独自の事業展開を基本とし、新たな強化地区の指定、若年者健康診査の実施などにより、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を目指し、特定健診等の受診率、特定保健指導の実施率の向上に重点を置いた取り組みを行うとともに、疾病は早期発見が重要なこ

とから、がん検診等の各種検診の受診率を高めるため、受診しやすい環境の整備に努めてまいりました。

教育につきましては、次世代を担う子どもたちの育成に当たって教育環境の整備が求められているところであり、経年劣化による補修が課題となっておりました学校施設のうち徳田小学校体育館の屋根・外壁塗装等工事と煙山小学校のプール改修工事をそれぞれ行い、安全・安心で良好な学習環境が確保されたところであります。

財政関係につきましては、町税の平成24年度決算は、3年連続の増で対前年度比6.2パーセント増の約36億1,600万円を確保し、主な内訳では法人町民税が3年連続、個人町民税が4年ぶりに増となったものの、固定資産税は地価下落が起因し、9年ぶりの減収となりました。

さらに、地方交付税が平成24年度から2年連続で大幅な減額となり、今後におきましても地方財政計画から推測すれば減額が見込まれ、厳しい状況が続くと予想され、引き続き健全財政を維持するため、想定内の課題には十分な注意を払わなければならないと考えているところであります。

平成25年度は、矢幅駅前地区土地区画整理事業のほか、引き続き町民の健康と福祉を守る事業に予算を重点配分し、さらに昨年8月9日の大雨・洪水による災害復旧・復興事業については、補正予算で対応し、その他の事業については、事業執行に支障が生じないよう必要最小限の予算で創意と工夫により執行してまいりました。

また、財政の健全化への取り組みは、将来の財政負担の軽減のため、補償金免除繰上償還の制度を活用し、一般会計及び上・下水道事業会計における利率の高い町債及び企業債の借り換えを行うなど公債費の削減に努めております。

第6次矢巾町総合計画後期基本計画の4年目である平成26年度は、昨年8月9日の大雨・洪水による災害復旧・復興事業対応等の厳しい環境下ではあるものの、あらゆる手法により歳入の確保に努めるとともに、緊急性や費用対効果を検証しつつ、歳出の徹底した見直しを行うなど、「選択と集中」を図ることにより、政策的な事業に要する経費を厳選して計上するなど、財政規律を堅持しながら着実に執行してまいり所存であります。

続きまして、平成26年度における各会計の予算規模につきましてご説明申し上げます。

一般会計は、91億5,280万円で前年度と比較し4.6パーセントの増。

国民健康保険事業特別会計は、25億2,356万7,000円で前年度対比5.6パーセントの増。

介護保険事業特別会計は、17億4,879万6,000円で前年度対比4.1パーセントの増。

後期高齢者医療特別会計は、1億6,279万7,000円で前年度対比7.2パーセントの増。

矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計は、24億1,024万円で前年度対比16.8パーセントの増。
水道事業会計は、11億1,176万2,000円で前年度対比21.7パーセントの増。

下水道事業会計は、平成25年度から地方公営企業法を適用して2年目であり、予算額については、20億8,361万4,000円で前年度対比4.3パーセントの増となっております。

全会計の総予算額は、191億9,357万6,000円で前年度対比6.9パーセントの増で、12億4,526万3,000円の増額となっております。

続きまして、平成26年度当初予算の概要について、第6次総合計画の施策の大綱であります、まちの将来像の実現に向けた5つの基本施策に沿って、主要な事業に関し具体的な取り組みや直面する課題について、ご説明申し上げます。

まず、「自然・都市と農村が調和するまちづくり」に関してであります。土地利用に当たっては、国土利用計画など総合的土地利用を基本として、自然的土地利用と都市的土地利用との調和が重要な課題であることから、社会環境の変化に対応した土地利用計画の適切な誘導を図り、魅力あるまちづくりを目指して計画的な土地利用を推進してまいります。

市街化区域に編入されました藤沢地区及び中村地区については、優良な市街地の形成を図るための造成工事が進められており、現在中村地区につきましては、平成26年度中の完成が予定され、一部では既に住宅建築も始まっております。また、藤沢地区につきましては、住宅ゾーンが間もなく完成する見込みとなっており、商業ゾーンについても平成26年度中のオープンに向け店舗などが整備されることとなっております。

農業基盤整備事業においては、多様化する農業情勢に適切に対応するべく、農用地の活用や低コスト生産を含めた複合経営の確立を目指しております。水田区画の大規模化及び汎用化やパイプライン化、さらには担い手への農地集積など総合的な整備を図るため、県施工により実施している経営体育成基盤整備事業の徳田第二地区107ヘクタール及び下矢次地区39.2ヘクタールの2地区は、ほぼ換地業務を残すのみとなっており、平成26年度中の事業完了に向けた取り組みを行ってまいります。

また、経営規模の拡大や戦略作物の生産促進を図るため、農業体質強化基盤整備促進事業により、園芸作物などとの複合経営に取り組む地域などを中心に暗渠排水設備の整備を図ってまいります。

このほか、国が新たな農業・農村政策として掲げる4つの改革である「農地中間管理機構の創設」「経営所得安定対策の見直し」「水田フル活用と米政策の見直し」「日本型直接支払制度の創設」の導入を踏まえ、農地利用の集積・集約化、意欲ある農業者への環境整備を

含む支援、需要ある作目生産の振興、従来の農地・水保全管理に加えた多面的機能の発揮に向けた支援及び規模拡大を図ってまいります。

都市的基盤整備の矢幅駅西地区土地区画整理事業につきましては、平成16年から進めてまいりましたが、いよいよ平成26年度で整備が完了する予定となっていることから、換地処分に向けて保留地及び町有地の積極的な販売に努めてまいります。

矢幅駅前地区につきましては、事業計画期間の後半に入り、今まで地権者のご理解をいただき家屋移転及び道路等の整備を進めてまいりました。平成26年度におきましても、引き続き家屋移転を進め、駅前広場の整備や矢巾町の中心市街地の交流拠点となる複合施設の実施設設計、建設に着手してまいります。

広宮沢第二地区土地区画整理事業は、引き続き組合と一体となり、積極的に企業誘致や住宅地販売に努め、保留地の売却を促進し、自主財源の確保と早期の事業完了に向け鋭意取り組んでまいります。

町道幹線道路網の整備につきましては、土地利用計画に基づく岩手医科大学附属病院の移転計画等との整合を図りながら国の交付金等を活用し、アクセス道路の整備に向けた計画を推進してまいります。

具体的には、国道4号と国道396号を結ぶ県道大ケ生徳田線の整備並びに徳田橋の架け替えにつきましては、平成23年度に事業化がなされ、現在、用地測量及び支障物件調査を行っており、平成26年度以降、用地保証及び工事に着手し、平成31年の岩手医科大学附属病院の開業に合わせ、引き続き早期の完成に向け、要望活動を展開してまいります。

また、高速道路利用者のほか、高速道路と岩手医科大学附属病院への緊急車両のアクセス性向上や物流の効率化及び企業誘致による地域産業の活性化を目的とした「(仮称)矢巾スマートインターチェンジ」の設置につきましては、昨年6月11日に国から連結許可が下り、測量調査に着手したところではありますが、平成26年度におきましては、用地測量及び用地取得を進めることとしており、順次周辺道路を含めた整備についても関係機関との連携のもと、平成30年の事業完了を目指してまいります。

また、公共交通機関の利用者増加を促進するため、町内循環バス「さわやか号」の効率的な運行について利用者の意見を聞きながらコミュニティバスとしての役割などを調査研究し、矢幅駅周辺土地区画整理事業や岩手医科大学附属病院移転事業の進捗よくに合わせて、路線経路等の検討を関係機関と協議してまいります。

次に、「地域に根ざした活力ある産業のまちづくり」における農業の振興についてであり

ますが、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足など農業を取り巻く現状は依然として厳しいものがありますが、本町農業の持続と特色ある発展を目指し、平成23年3月には「次世代に引き継ぐやはば型農業の実現」を基本理念とした、矢巾町農業ビジョンを策定しております。その具体的な方策として、地域農業の担い手である集落営農組織が、計画的な農地利用として取り組んでいる小麦や大豆等の戦略作物を栽培管理する上で不可欠な機械設備等の更新を支援するほか、担い手育成や集落営農組織の法人化等に向けた取り組みを補助する支援員を配置する「やはば集落営農応援事業」、所得向上を目指して野菜栽培に取り組む集落営農組織への助成や、組織の経理事務・生産の支援を行う「農業担い手支援事業」などに取り組みます。

また、農地の有効活用による小麦、大豆、加工用米及び飼料用米など戦略作物の生産に取り組みながら、付加価値の高い商品の導入や複合経営の推進を図ることにより、消費者の目線に立った安全で安心な農産物の生産とその情報の発信に努めるとともに、6次産業化の推進に向けた人材育成のための商品開発も含めた専門研修の開催並びに農商工連携による特産メニューの開発、販売促進及び普及に向けた取り組みを引き続き推進してまいります。

そのほか、担い手の高齢化や後継者不足に加え、TPP問題や減反制度の廃止をはじめとする農業政策の転換など農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、各集落において「人・農地プラン」の策定に取り組んでおりますが、町といたしましては、プラン実行に係る支援はもとより、その担い手となる中心経営体の育成や農地集積に向け、国、県及び岩手中央農業協同組合等の関係機関、団体と連携の上、引き続き支援してまいります。

商工業の振興に関しましては、商工会及び商業団体と連携して地域の魅力を発信するため、地区既存商店街振興会の賑わいを創出するイベントや流通センター生き生き祭の主体的な取り組みに継続して支援を行ってまいります。

また、矢幅駅前地区土地区画整理事業に併せて、商工会で計画を策定している矢幅駅前地区の新商業集積形成実現化に向けた事業の法人立ち上げのため、店舗建設の出資者募集や出店者募集の説明会を開催するなど組織化を進める事業を支援し、活力ある商店街の形成に努めてまいります。

さらに、矢巾町商工会で実施するプレミアム商品券発行事業に引き続き補助金を交付し、町内の消費拡大を喚起することで商工業の活性化を図ってまいります。

町企業連絡会を通して、会員相互及び行政との情報交換を行うことにより、企業の抱えている課題やニーズの把握に努めるとともに、専門部会の研修を積極的に進め、異業種の交流の場の提供に努めてまいります。

このほか、町内中小企業者の資金調達の円滑化と振興育成を図ることを目的に、中小企業振興資金融資制度による融資金額の貸付利率の利子補給を行うとともに、小規模小口資金保証料補給制度により、町内中小企業の健全な経営を支援し雇用の安定を図ってまいります。

もりおか起業ファンドによる新たに事業を創業する起業家の育成を行い、創出された企業による地域経済活性化の推進に努めてまいります。

雇用対策といたしましては、岩手県の有効求人倍率、新規求人数及び高校卒業予定者の就職内定状況が前年同期と比べても増加基調が続いておりますが、引き続き、国、県並びに関係機関との連携により、雇用の創出に努めるほか、求人情報の提供や職業意識の高揚などを目的に町インターシップ事業による就労支援に努めてまいります。

企業誘致の推進につきましては、トップセールスにより矢巾町の特徴や地理的優位性をPRし企業誘致を図るとともに、岩手県、在京盛岡広域産業人会等を通じた首都圏との情報交流を活用しながら企業情報の収集に努め、なお一層の企業誘致活動に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、昨年8月9日の大雨・洪水により被災したマレットゴルフ場、水辺の里の復旧については、岩崎川の災害復旧工事開始が平成26年度になることから、復旧状況を勘案しながら復旧方法や時期について検討を進めてまいります。弊懸の滝については、管理者である盛岡森林管理署において、町道南昌山線の災害復旧に併せて、復旧を進めていただくこととなっております。

各種イベントを含めた観光PRについては、盛岡近郊市町等で構成されるそれぞれの観光協議会に積極的に参加し、町の観光PRを行ってまいります。

次に、「安全で快適なやすらぎのあるまちづくり」についてであります。安全で住み良い交通社会の確立のため、生活道路の維持補修に努めるとともに、要望路線に基づき、地域内の利便性向上のため整備を順次進めてまいります。

また、より地域に身近な町道整備については、平成23年度から実施しております行政と地域が協働により行う「矢巾町協働の道づくり事業」を推進し、引き続き、新しい道路整備のあり方、取り組み手法等を検討しながら進めてまいります。

上水道につきましては、基本である安全、安心、安定、持続を柱に、緊急対応能力の向上と重要度に応じた施設の耐震化及び老朽施設の更新に取り組み、水需要の動向を踏まえた長

期展望に立ち、効果的かつ効率的な整備を進めてまいります。

具体的には、継続して行っている既存施設の更新やライフラインのネットワーク化等のハード面の強化と併せ、地理情報システムによる危機管理体制の実践など、ソフト、ハード両面での機能強化を図り、岩手医科大学附属病院の建設計画への対応も病院の詳細設計が定まり次第、速やかな対応を図ってまいります。

下水道につきまして、公共下水道事業は、「矢巾町污水处理施設整備計画」に沿った整備を継続して行い、矢幅駅西地区及び駅前地区土地区画整理事業地内の整備と併せ、高田、上赤林、煙山、南煙山、城内及び下北地区等の既存集落の整備を、引き続き着実に促進し生活環境の改善を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、持続的な施設の維持管理を図るとともに、排水設備の設置接続促進に関する普及活動を維持管理組合と一体的に取り組んでまいります。

また、計画区域外の地域につきましては、浄化槽設置補助事業を継続して行い、町内全域において公共水域の水質保全を図ってまいります。

これによりまして、平成26年度末の污水处理人口普及率は、94.9パーセントとなる見込みであります。

雨水排水整備事業につきましては、岩崎川排水区域内の雨水整備及び昨年8月9日の大雨・洪水により明らかとなった脆弱部の点検と整備を実施してまいります。

環境保全につきましては、資源循環や地球温暖化対策の観点からも、環境や自然との共存を目指し、地域の環境資源の保全や再生可能エネルギーの有効活用が求められております。新エネルギービジョンの基本理念及び基本方針を基に、活用できる新エネルギーの普及に努めながら、地球環境の保全、快適で便利な生活環境の創出に取り組んでまいります。

具体的な施策といたしましては、導入計画により、平成26年度は、煙山保育園、保健福祉交流センター、矢巾町公民館の3施設に太陽光発電システムの導入設置を進めてまいります。

また、一般住宅への太陽光発電設備の設置に対し補助金を交付する新エネルギー導入事業を継続して推進するとともに、民間事業者によるメガソーラーシステム建設の推進に努めてまいります。

矢巾斎苑につきましては、施設利用者の利便性を高め、近隣住民への配慮から火葬場用地整備事業として駐車場用地の拡大を進めてまいります。

し尿処理施設整備につきましては、紫波、稗貫衛生処理組合の構成団体として、施設整備に向け計画の策定と施設更新に伴う協議を進めるとともに、国、県が推進するごみ処理広域

化に対する取り組みでは、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、広域化基本構想骨子に基づく基本構想の策定を進めてまいります。

ごみの減量化につきましては、一般廃棄物処理基本計画を基に、盛岡・紫波地区環境施設組合と連携を図り、各地域においてごみの減量と分け方・出し方についての青空教室を開催し、ごみ排出抑制、分別収集、有効利用を推進していくほか、資源回収活動に対しても積極的に支援し、さらなるリサイクル活動の推進を図ることにより、ごみの資源化、再利用化を進め、ごみの減量化に努めてまいります。

コミュニティ活動の推進につきましては、矢巾町コミュニティ条例を基本とし、各コミュニティ組織が地域の実情に応じて策定いたしました「地域コミュニティ計画」に基づき、コミュニティ施設等の整備に対する助成を行うとともに、コミュニティ会長連絡協議会と連携を図り、地域リーダーの育成に努めるなど、行政とコミュニティ組織で役割分担を図り、協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

暮らしの安全性の向上につきましては、引き続きより一層の安全・安心のまちづくりを行うため、常備消防の充実と消防団の活性化及び消防団員の確保と安全対策の充実に努め、防災体制の強化・充実を図るため、消防屯所の建設に係る補助を行うとともに、消防ポンプ自動車の更新を順次行ってまいります。

また、共助組織としての自主防災組織を全ての自治会で結成し、「自助」「共助」を基本に「公助」でサポートするシステムによる地域ぐるみの防災体制と防災意識の高揚を図ってまいります。

さらに、昨年8月9日の大雨・洪水災害を基に、浸水地域を見直した新しいハザードマップを整備し、全戸配布を行い災害に強いまちづくりを推進してまいります。

水害防止に向け煙山ダムの維持補修等、施設及び設備の管理に万全を期すとともに、一級河川流域の水害を防止するため、県が実施しております河川改修事業に協力し、岩崎川におきましてはJRから更に上流へ延伸していただくことと、芋沢川については早期に事業着手していただき、二度と災害が発生しないよう早期完成に向け、引き続き要望活動に取り組んでまいります。

犯罪の無い明るく住みよい地域社会の実現に当たっては、引き続き地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、紫波警察署や紫波地区地域安全推進協議会の活動とタイアップしながら、防犯連絡員や町内の小中学校など関係団体との連携を密にし、防犯に対する意識を高め、安全・安心のまちづくりに取り組んでまいります。

また、事故の無い明るいまちづくりを目指し、地域から要望された交通安全施設の設置・改善等を県公安委員会に対し継続的に要望していくほか、あらためて交通死亡事故ゼロ日数の継続並びに飲酒運転の根絶をはじめとした町民の交通安全意識の高揚を図るため、広報活動等の地道な活動を続けるとともに、交通指導隊による街頭指導や園児、高齢者への交通安全教室等を、より積極的に展開してまいります。

次に、「安心して生きがいのある健康長寿のまちづくり」についてであります。年々、一人暮らしの高齢者等の世帯が増加し、高齢者福祉の充実がより一層求められておりますことから、昨年度から災害時要援護者台帳の登録を開始し、関係団体や地域の皆様のご協力のもと、災害時の避難支援体制の整備と併せて、日頃の見守り支援体制の確立にも生かしてまいります。

高齢者が地域で安心して暮らしていくためにも在宅高齢者のための保健福祉サービスの各種事業として、「緊急時の対応」、「食事や除雪等の身の回りの支援」、そして「生きがい対応型デイサービス事業」「介護予防事業」等の充実を努め、高齢者の就業機会の拡充や老人クラブ活動を継続して支援していくことにより、高齢者が生きがいに満ちた生活を送れる環境づくりを推進してまいります。

また、深刻な社会問題となっている認知症対策については、国の補助事業「認知症施策総合推進事業」の取り組みが3年目を迎え、認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう医療機関及び介護福祉機関との連携、住民と一体となった地域のネットワークを今後も強化し、支援体制の充実を図ってまいります。

また、平成26年度は、「矢巾町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」の最終年度であり、その確実な実施を行うとともに、次期計画の平成27年度から29年度までの3カ年における指針を策定する年でもあります。次期計画の中では、介護保険制度の大きな見直しにより、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、効果的、効率的に介護保険事業を実施する計画を策定してまいります。

障がい者福祉については、障害者総合支援法施行2年目に入り、障がい者の自立に向けた支援がより一層拡充されることとなっており、矢巾町第3期障がい者プラン及び障がい福祉計画に基いた障がい者の自立に向けた支援サービスを実施するとともに、今年度は、今後3年間の指針となる次期計画の策定年度にあたり、本町の障がい者支援施策を計画的に推進できるよう策定してまいります。

次に、共に助け合う地域社会の創造についてですが、障がい児・障がい者の方が、その有

する能力や適性によって、安心し、自立した社会生活が営めるように、必要な障害福祉サービスに係る給付と支援を実施しておりますが、障がい者個々のライフスタイルの確立をさらに支援していくため、障害福祉専門相談員によるサービス等利用計画の策定と相談事業の充実にも取り組んでまいります。

本町では、矢巾町社会福祉協議会をはじめ各種団体、ボランティアグループ、地域住民との協働により地域福祉活動が展開されております。今後さらに、福祉サービスのニーズの多様化に応え、住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の形成が求められており、住民のボランティア活動への参加促進やNPO法人等との連携により、支援内容とマンパワーの確保に努めながら、地域住民との協働の福祉活動を展開し、地域住民総参加型の支え合う地域社会を目指した地域コミュニティを推進し、みんなで進める福祉の充実を図ってまいります。

少子化対策、児童育成支援につきましては、乳児家庭全戸訪問を在宅家庭支援の基となる事業として、保護者の育児不安等を緩和し、虐待予防につなげるよう地域に出向いた活動を充実させ、関係機関と連携を図り、地域全体で子育て家庭を支えていく取り組みを進めてまいります。

また、平成26年度は、煙山保育園の改築事業を推進し、保育環境の整備に努めてまいります。加えて、施設の狭隘等で課題となっておりました煙山児童館の増築事業にも取り組んでまいります。

さらに、平成27年度から施行される予定であります「子ども・子育て新制度」に対応し、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組み、子ども及び子どもを養育している保護者等に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう「矢巾町子ども・子育て会議」の審議をいただきながら取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、国で平成24年度に策定されました「健康日本21（第2次）計画」及び県で平成25年度に策定されました「健康いわて21（第2次）プラン」を踏まえ、今後9年間の本町の健康づくりの指針となります「健康やはば21（第2次）計画」を平成25年度に策定いたしました計画に基づき各種の健康づくり施策を着実に推進してまいります。

その健康づくり施策につきましては、岩手県が脳血管死亡率の全国ワースト1位であり、本町においても死因の中で大きな割合を占めていることから、その発症予防に特に力を入れ、「心疾患」、「糖尿病」等の生活習慣病予防・重症化予防と併せて各種事業を重点的に実施してまいります。具体的には、平成25年度から第2期となった特定健康診査・特定保健指導

を、いままで多くのノウハウを蓄積したヘルスアップ事業と連動させるとともに、岩手医科大学や医師会等の専門医療機関との連携を深めつつ、引き続き自治会との協働を基本にした実施体制を構築し実施してまいります。

また、特定健診の受診率向上のために、従来の地区公民館での集団健診をよりきめ細かに開催するほか、夕方の健診実施や医師会への委託による個別健診の体制をより一層充実させることにより、町民が受診しやすい体制を構築することや昨年度から実施している若年層の健康診査を引き続き行うことで、若い年齢時期から健康づくりや健診受診への意識を持っていただくよう努めてまいります。

さらに、健康づくりの大きな柱として、「食育」、「運動」、そして平成25年度に県で条例化された「岩手県口腔の健康づくり推進条例」で提言された「口腔ケア」の大切さを町民に知っていただくことが大切であることから、保健推進員や食生活改善推進員と協力して、「運動、食事、口腔ケア」等を中心とした、よりよい生活習慣の実践に自ら取り組めるような仕組みづくりにも鋭意取り組んでまいります。

一方、もう一つの大きな柱である「がん対策」については、検診による早期発見が最も重要な方法であることから、引き続き、従来の地区公民館での集団検診を主体としながらも、医療機関に委託する個別検診や長期間にわたり受診できる通年型検診等も取り入れ、がん検診を受けやすい体制を充実させるとともに、精密検査の事後指導を徹底し、一層の「早期発見・早期治療」を推進してまいります。

予防接種事業につきましては、平成25年度からヒブワクチンや小児肺炎球菌ワクチン等が定期接種となり、さらに平成26年度には小児水痘ワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種化の予定であることから、国の法改正に適切に対応し、町民へわかりやすく周知するなど十分な対応を講じてまいります。

また、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない高額な特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成する制度を平成26年度から新たに設けるほか、医療保険が適用されない一般不妊治療についても県内で初めて町単独事業として実施することにより、不妊に悩む方々への支援を充実させ、少子化対策のひとつとして取り組んでまいります。さらには、昨年度から地方交付税措置による恒常的な仕組みとなった妊婦健康診査の公費助成と併せて、より一層安全・安心して妊娠し出産できる環境づくりに努力してまいります。

また、近年、減少傾向ではあるものの、依然として全国的な問題となっております自殺予

防対策については、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげる」という役割を担う「ゲートキーパー」の育成をより一層進め、町全体として、自殺予防に取り組む体制を構築するよう努めてまいります。

平成26年度は、以上のような事業を通して、町民の健康増進と疾病予防等を図り、行政と町民、そして、医療機関等が連携しながら、保健・医療・福祉が充実した「日本一健康な町やば」を目指し、鋭意取り組んでまいります。

次に、「たくましく豊かな心を育てるまちづくり」に関してであります。具体的な施策につきましては、後程、教育委員長から教育行政方針について述べられますので、基本的な事項について申し上げます。

学校教育につきましては、子どもたちに命の大切さを教え、豊かな情操を養うことにより将来において社会のよりよい担い手としての成長を促し、社会全体の教育力の向上を図り、社会の変化や様々な災害に対応できるように、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた、健康で明るく豊にたくましく生きる力の育成に取り組んでまいります。

子どもたちが、学校、家庭、地域との連携・協働のもと、よりよい環境の中で教育を受けることができるよう、安全・安心な教育環境を整備し、児童生徒が等しく充実した教育を受けられるよう負担軽減を含めた様々な支援に努めてまいります。

また、旧矢巾中学校グラウンドの利用者の利便性向上のために、トイレ及び水飲み場の整備を進めてまいります。

社会教育につきましては、町民の学習ニーズの把握に努めながら、多様な学習機会の拡充を図る必要があり、生涯を通じて学び続けることができる環境の整備と学習機会の提供に努めてまいります。また、個人が学習した成果を社会の中で生かしたり、地域の抱える課題について理解を深め、よりよい社会づくりにつなげていくことのできる仕組みづくりの充実に引き続き努力してまいります。

文化財の保存と活用につきましては、町内文化財の情報を積極的に発信するなどして啓発活動に努め、文化財保護意識の高揚を図ってまいります。また、国指定の史跡徳丹城跡につきましても、徳丹城春まつりや歴史民俗資料館の企画展示等の開催を通して広く情報発信に努めるとともに、発掘調査事業の促進を図り、今後の整備等へ向けて、関係機関と調整を図りながら取り組んでまいります。

平成28年に岩手県で開催される第71回国民体育大会につきましては、本町で開催されるスポーツチャンバラ及びラジオ体操の実施に向けた基本計画を策定するとともに、それぞれの

競技の普及・推進に努めてまいります。

国際交流の推進に当たっては、アメリカ・フリモント町への相互派遣事業や中国浙江省寧波市江北区との親善交流などを通じて、国際感覚を身につけた人材の育成を図るとともに、国際交流協会の体制や機能の充実・強化を支援し、友好都市等との交流活動を継続してまいります。

平成26年度は、第6次矢巾町総合計画後期基本計画の4年目となることから、前年度までの実施計画における課題や達成状況などを検証し、平成27年度までに計画達成に向けて今後の方向性などの検討を行うとともに、後期基本計画に掲げた事業をさらに精査しながら、確実に実行するよう鋭意取り組んでまいります。

また、平成28年度から始まる第7次矢巾町総合計画の策定に向け準備を進めてまいります。

結びになりますが、政府が通常国会に提出した平成26年度予算案は、一般会計総額で前年度比3.5パーセント増の約95兆9,000億円となり、当初予算としては過去最大規模で、25年度補正予算案と合わせ、101兆円超の予算規模とし、来年度全般に見込まれる消費税率引き上げの反動減を緩和し、経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指すこととしております。

このような中であって、本町における普通会計の中期的な財政見通しは、歳入面においては、景気回復の地方への波及効果が確たる状況にはないことから、当面は自主財源である町税の大きな伸びは期待できない状況であり、また、依存財源である地方交付税は減少傾向が続き、大変危惧しているところであります。

歳出面においては、昨年8月の大雨・洪水による災害復旧・復興事業を優先しつつ、第6次矢巾町総合計画後期基本計画の最重要事業である矢幅駅前地区土地区画整理事業を初め、計画された事業に限られた財源を効率よく配分して取り組む必要があります。

これら後期基本計画に計上した事業の財源といたしましては、町税や地方交付税のほか、財政調整基金等の取り崩しを予定しておりますが、昨年8月9日の大雨・洪水災害のような想定外の財源措置により、財政調整基金の残高は大きく目減りすることも予想され、計画されている事業の繰り延べや規模見直しなど、一層慎重な財政運営に努めていかなければなりません。

現下の景気回復が地域経済に十分浸透しきれていない状況では、計画どおりの財源確保が確約されているものではなく、財政を圧迫することも想定しておりますが、本町においては、財政の健全化を第一に考え、事業執行に当たっては、計画を超える過大な借金に頼ることな

く、財政規律の堅持を心がけ、町民の皆様に不安や不信感を与えないよう健全経営に努めてまいります。

平成26年度の一般会計予算規模は、昨年8月9日の大雨・洪水による災害復旧・復興事業をはじめ煙山保育園及び煙山児童館整備事業の計上により、対前年度比約4億円の増で、約91億5,000万円となりますが、緊急性、重要性及び費用対効果等を勘案したうえで、「選択と集中」を念頭に採択した各事業においては、財政健全化の観点から必要最小限の予算を配分し、創意と工夫で確実に事業を執行するとともに、尚一層の経費削減に努めてまいります。

今後、消費税率引き上げの影響が最小限となり、デフレ脱却と景気回復の道筋が確たるものとなり、波及効果が本町においても実感できるように期待し、職員一同、町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を目標として、厳しい財政状況にあることを常に念頭に置きつつ、安全・安心の町を目指し、思いやりの心を重視し、引き続き「スピード・アンド・チャレンジ」をキャッチフレーズに、創意と工夫を凝らし、業務執行に取り組んでまいります。

私は、すべての町民の皆様が幸せを感じることが出来る町づくりのために渾身の力を傾注し、町政を遂行してまいりますので、議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、平成26年度の施政方針といたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で施政方針演述を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時40分といたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続きまして、平成26年度教育行政方針演述を行います。

松尾光則教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 平成26年度の教育行政方針をご説明いたします前に少しお時間をいただき、去る2月18日に発生いたしました学校給食で提供したたまごスープにアブラムシが混入した事件につきましておわびとご報告を申し上げます。

このたびの事件につきましては、スープの食材の1つであった千葉県産のハウレンソウに

アブラムシが付着していたものであります。学校給食共同調理場において洗浄を行ったところでありましたが、まだ洗浄が不十分であったことから混入したものであります。

幸いにも児童生徒の健康状態に異常が見られなかったことと、学校医からは、アブラムシそのものには毒はなく、煮沸加熱されていることから有害性はないとの確認をいただいたところであります。

しかしながら、児童生徒に大変不安な気持ちを抱かせたこと、並びに保護者の皆様、町民の皆様にご心配をおかけいたしましたことにつきましては、心からおわび申し上げます。今後は、納品時点での検品管理体制の強化と加工の際の十分な洗浄、でき上がりの確認等、危機管理体制を一層強化いたしまして、再発防止に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

大変申しわけございませんでした。

それでは、教育行政方針演述に入らせていただきます。

平成26年第1回矢巾町議会定例会に当たり、平成26年度の矢巾町教育行政方針についてご説明を申し上げます。

本町の教育行政推進につきましては、議員各位並びに町民各位のご理解とご支援に心から感謝を申し上げます。

現在、我が国の教育をめぐる状況は、急速に変化してきております。特に、中長期的な人口減少や資源の有限化、グローバル化や情報通信技術の進展など、教育をめぐる状況が大きく変化する中で、豊かで新しい発想ができる人材の育成が必要であり、その基盤となる教育、文化、スポーツ振興の果たす役割は、より一層重要であると考えております。

このことから、本町教育におきましては、第6次矢巾町総合計画の5つの基本施策の一つである「たくましく豊かな心を育てるまちづくり」を基本理念として、引き続き、矢巾町教育目標の実現に向けた学校教育及び社会教育の諸施策を推進してまいりたいと考えております。

はじめに、次世代を担う子どもたちを育むうえで、最も重要な基盤となる「学校教育の充実」について申し上げます。

国では、平成25年6月に、第2期の「教育振興基本計画」を策定し、その前文では、「今まさに我が国に求められているもの、それは自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学びである」と示しており、今後の社会の方向性として、個人の「自立」、様々な人との「協働」、新たな価値の「創造」を三つのキーワードとして、その実現に向けた生涯学習社会の

構築が必要であるとしております。

一方、岩手県では、「いわて県民計画」のもと、復興教育とともに、学校教育の根幹である学習面の基礎・基本を確実に定着させるとともに、基本的な生活習慣や規範意識の確立を通して、社会人になるということの意義を教えることが、教育として不易であり最も大切なことであるとしております。

このような国や県の考え方を踏まえながら、本町の学校教育におきましては、本町教育目標の具現化に向け、学校教育の諸施策の推進に取り組んでまいります。

まず、第一に、「確かな学力を育む教育の推進」についてであります。

児童生徒の学力向上に向けて、「わかる授業」を目指した授業改善を推進するため、国、県、町実施の各種検査等により学習の定着度を把握しながら、教員相互の授業参観や指導主事等の訪問指導による研修を充実させ、教員の指導力向上に努めるとともに、授業と連動した家庭学習に取り組むことや家庭学習の大切さの啓発に努めてまいります。

また、各学校において、発達段階に応じたキャリア教育に取り組むことにより、児童生徒に将来の社会人・職業人として生きるための力を育成してまいります。

加えて、社会のグローバル化や小学校における教科化など英語教育の重要性はますます高まっており、引き続き小学校に英語活動支援員、中学校に英語指導助手を配置し、英語教育の充実を努めてまいります。

さらに、学校のサポート体制の充実を目指し、学習や生活に支援が必要な児童生徒を支援するため、各小中学校に引き続き適応支援員を配置するとともに、児童生徒の読書活動を一層充実させるため、学校図書事務補助員を配置いたします。

第二に、「豊かな心を育む教育の推進」についてであります。

豊かな感性や情操を育む教育の充実を努め、好ましい人間関係を築ける協調性や、進んで人を助けるといった心を育む道徳教育の充実を図るため、家庭や地域と連携して取り組んでまいります。

また、学校不適應の未然防止、早期発見・早期対応のためにスクールカウンセラーを活用した教育相談機能の充実を図り、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、小・中連携推進会議により、小学校と中学校の連携を強化してまいります。

さらに、学校への適應が難しくなっている児童生徒を受け入れるため、適應指導教室「こころの窓」を引き続き開設してまいります。

第三に、「健やかな体を育む教育の推進」についてであります。

児童生徒の肥満ややせ傾向、運動習慣、体力低下などの課題解決に向けて教員の体育の授業力向上に努めるとともに、様々な体育的活動に地域の指導者や大学生の活用も図ってまいります。

また、心身の健康を保持増進させるため、望ましい生活習慣の推進に取り組むとともに、各種健診を行い、事後指導の充実に努めてまいります。

学校給食においては、食材として地場産品を活用し、地域の郷土料理等を献立に取り入れながら、児童生徒が生涯にわたって健康な体で過ごせるよう栄養バランスのとれた学校給食を提供するとともに、児童生徒の食を取り巻く環境の変化に対応するため、栄養教諭を中心とした食に関する指導や、「給食だより」の発行により食育を推進してまいります。

また、引き続き、給食食材の放射性物質濃度測定を行い、安全の確保に努め、検査結果の公表など、町ホームページによる情報発信を行ってまいります。

さらに、体力向上や運動に親しむ環境づくりとして、町内小学校が参加する各種大会を開催し、体力の向上や健康の増進を図るとともに、県大会等に出場する生徒に対する出場経費の補助を引き続き行ってまいります。

加えて、第71回国民体育大会のデモンストレーションスポーツとして、本町で開催されるラジオ体操については、学校に指導者を派遣し、正しいあり方の普及を図るとともに、国体に向けた児童生徒の意識の高揚を図ってまいります。

第四に、「地域と共にある学校経営の推進」についてであります。

小中学校において、教職員、児童生徒、保護者等が目標を共有し、協働して達成に向かい、目標を達成できたかどうかの判断基準となる数値や状態を設定することに具体的な取り組みとその過程を重視した学校経営を推進してまいります。

また、設定した目標や具体的な取り組みについて、学校での自己評価や学校関係者による評価を行い、その結果と改善方策等を保護者や地域に対して公表、報告するよう取り組んでまいります。

さらに、学校ホームページ、学校通信等により、保護者、地域への細やかな情報発信に努めてまいります。加えて、東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害の知識や身の守り方、復興における自分自身の役割、地域とのかかわり方などについて総合的に学ぶ、復興教育副読本を活用した「いわての復興教育」の推進に取り組んでまいります。

また、特別な支援が必要な児童生徒が共に学ぶことができるよう、引き続き特別支援教育支援員を配置し、指導、支援体制の充実に図るとともに、ことばの通級指導については、一

部巡回指導も実施してまいります。

第五に、「子どもを支える教育環境の充実」についてであります。

児童生徒が登校する学校は、すべての児童生徒や保護者に不安な気持ちを抱かせない安全・安心な所でなければなりません。特にも、いじめや体罰等の課題への対応として、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定することにより、いじめ問題への取り組みを徹底し、児童生徒を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育に努めてまいります。

また、安全に関する指導を充実させるため、学校内や通学路の安全な環境の確保に努め、事件・事故の防止に取り組んでまいります。地域全体で児童生徒の安全を見守ることも必要であり、安全確保へ貢献していただいているスクールガードボランティアの活動に感謝するとともに、引き続き活動に対する支援を行ってまいります。

さらに、緊急時の連絡を素早く行うため、各小中学校に連絡網配信メールを整備いたします。

保護者に対する経済的な支援の充実に向けた取り組みとしましては、幼稚園の保育料の負担軽減となる就園奨励事業や、小中学校において経済的な困難を抱えている児童生徒の保護者に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、高等学校、専門学校、大学等へ進学する生徒に対して奨学金の貸付事業を引き続き行うことにより、将来を担う人材の育成に努めてまいります。

次に、「社会教育の充実」について申し上げます。

少子高齢化、人口減少、産業構造や雇用環境の変化など、社会状況や経済情勢が目まぐるしく変わる現代において、新しい時代に対応した社会教育の充実が求められております。

また、町民一人ひとりが高い志と意欲をもち、自らの人生の充実と地域社会の維持及び活性化を図るため、健康で生きがいのある生活が創造できるよう、様々な課題や困難を克服する力を培うことが、より一層重要となることが考えられます。

このことから、生涯学習の理念を軸に、自ら知性、教養を磨き、時代の趨勢に即応する力を高め、創造性豊かな未来を担う人づくりを目指し、第6次矢巾町社会教育計画に則した中長期的な視野をもって各施策を推進してまいります。

まず、第一に「社会教育の充実」についてであります。

家庭教育・青少年教育においては、日常生活の中で人と人とのつながりが希薄化することによって、家庭や地域の教育力が低下し、子どもや青少年が社会性を育んでいくために必要な生活体験の機会が減少していることが大きな問題とされております。

このことから、幼児期から青少年期における心身の発達段階に応じた学習機会の設定や、家庭・学校・地域・行政が連携して子どもたちを健やかに育む教育振興運動、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、子ども会や青少年団体など団体活動への支援などを通じて、社会全体の教育力を向上させるよう取り組んでまいります。

成人教育・高齢者教育においては、時代の変化に伴い多様化する成人の学習ニーズの把握に努めながら、生涯を通して学び続けることができる環境の整備と学習機会の提供に努めてまいります。

また、学んだ成果を芸術祭などの場で発表したり、ボランティア活動などを通じて社会の中で生かし、地域で抱える課題について理解を深め、より良い社会づくりにつなげていくことができる仕組みづくりに引き続き努めるとともに、一人ひとりが学ぶことの喜びを実感でき、各種ボランティアの育成やまちづくり出前講座の利用促進、自治公民館等との連携した学習の成果が町の活性化にもつながるような事業の展開を推進してまいります。

町公民館、図書室の利活用の推進については、本町における社会教育・生涯学習活動の中心施設であり、町民の多様な学習ニーズに対応するための各種研修室や視聴覚機器、約4万冊の蔵書を備える図書室などを有しており、町民に対して積極的に情報を発信しながら、各種講座の開設や図書資料の充実、自主学習グループの育成・支援等に、より一層取り組んでまいります。

また、図書室の矢幅駅前複合施設への移転にむけて協議を進めてまいります。

さらに、町内の自治公民館については、町民の最も身近な学習活動の場として一層の活用が図られるよう、積極的に支援を行うとともに、町内施設のネットワークを活かした移動公民館事業などを活用しながら、引き続き学習機会の拡充にも努めてまいります。

第二に、「芸術・文化の振興」についてであります。

芸術活動や伝統文化などの継承活動は、私たちの日々の暮らしに彩りを与え、心豊かで住みよい地域社会を形成する上で欠かせないものであります。近年、音楽、演劇、舞踊や芸術などの様々な団体により主体的に行う活動が地域に根付きつつあることから、その育成・支援に努め、町内全体で芸術文化の振興が図られるよう取り組みを進めてまいります。

また、町公民館や文化会館等の施設を活用し、多くの町民が芸術文化活動に参加したり、優れた芸術文化作品を鑑賞できるよう機会の拡充に努めてまいります。

文化財の保存と活用については、国指定史跡徳丹城跡をはじめとする史跡や数多くの貴重な有形・無形文化財等の保存・活用を進め、町民に対する啓発活動等を通じて文化財保護意

識の高揚を図ってまいります。

特に、郷土芸能については、国の事業を活用した後継者育成、調査、記録保存や地域振興を主眼とする事業を推進し、保存団体や地域の活性化を図ってまいります。

史跡徳丹城跡については、第5次5カ年計画の最終年であり外郭南門北地区等の調査を実施し、将来の史跡公園整備に向けた備えを進めるとともに、徳丹城春まつりや歴史民俗資料館の企画展示等の開催を通し、史跡の活用と情報の発信を図ってまいります。

第三に、「スポーツ・レクリエーション活動の振興」についてであります。

生涯スポーツの振興においては、「日本一健康な町やはば」を目指し、町民が生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、仲間と一緒に楽しみながら活動する機会を提供するとともに、スポーツやレクリエーション活動を推進してまいります。

総合型地域スポーツクラブは、生涯スポーツ社会の普及に寄与するため、各種スポーツ教室の開催や、会員の自主運営によるサークル活動が軌道に乗りつつあり、全町民に対するスポーツの普及振興の観点から、将来的には、スポーツクラブによる自主運営の実現のため引き続き支援してまいります。

青少年のスポーツ活動については、児童を対象にさまざまな種目を体験させるキッズスポーツセミナー等を通じて、健やかな心身を養い、運動能力や競技力の向上を図るよう努めてまいります。

また、県による「いわてスーパーキッズ発掘育成事業」へのチャレンジを促し、本町から未来の国体選手やオリンピック選手の輩出を目指してまいります。

次に、競技スポーツの推進であります。競技力向上のため、町体育協会や各種目別協会などの関係団体と連携しながら選手の育成強化を図り、全国規模の大会で活躍できる選手を輩出するよう指導・支援の体制を強化してまいります。特に、今後を担う青少年層については、将来を見据えたレベルアップを図るため、優れた指導者を確保するなど体制を整備し、競技力の向上に取り組んでまいります。

平成28年開催の第71回国民体育大会については、デモンストレーションスポーツとして本町で開催されるスポーツチャンバラ及びラジオ体操の基本計画を実行委員会と連携し策定するとともに、普及・推進を目的とした講習会を開催してまいります。また、カヌー競技への支援を引き続き行うとともに、競技役員の養成に努め、開催に向けて着実に取り組んでまいります。

最後に、教育委員会所管の「教育施設・設備の充実」についてであります。

学校等の施設は、安全な教育環境であることに加え、地域の緊急避難場所としても重要な役割を担っているところであります。町内の小・中学校においては、既に耐震補強改修工事を完了しておりますが、さらに教室内の空気循環をよくするための扇風機の設置や学校施設の維持補修を計画的に行い、教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。

また、町公民館等の施設整備についても、維持補修を行いながら活用を図っていくほか、事業実施や施設の管理運営等について、引き続き指定管理者と協力しながら、教育環境の充実を図ってまいります。

以上、平成26年度における本町の教育行政方針の基本的な考え方を述べましたが、教育委員会としての点検評価等も行いながら、矢巾町の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいります。今後とも、議員の皆様と町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 以上で教育行政方針演述を終わります。

先ほど、そしてただいま行われました施政方針演述並びに教育行政方針演述につきましては、後刻印刷の上、配付くださるようお願いいたします。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開を1時10分といたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第4 請願・陳情

25 請願第7号 旧矢巾中学校跡地を社会教育施設として有効活用を
図ることを求める請願

26 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再
使用を促進するための法律の制定を求める意見書」
の採択を求める請願

○議長（藤原義一議員） 日程第4、請願・陳情を議題とします。

本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。25請願第7号 旧矢巾中学校跡地を社会教育施設として有効活用を図るこ

とを求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により矢巾中学校建設調査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 異議なしと認めます。

よって、25請願第7号 旧矢巾中学校跡地を社会教育施設として有効活用を図ることを求める請願については、矢巾中学校建設調査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

続きまして、26請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願については、総務常任委員会に会議規則第92条第1項の規定により付託します。

日程第5 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長(藤原義一議員) 日程第5、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

平成26年3月31日をもって解散する岩手中部広域水道企業団を岩手県市町村総合事務組合から脱退させ、4月1日から岩手中部水道企業団が加入することによる地方公共団体の数の増減と同日から共同処理する事務を行うことから、地方自治法第286条第1項の規定による岩手県市町村総合事務組合から協議がありましたので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 矢巾町下水道事業基金条例の制定について

○議長（藤原義一議員） 日程第6、議案第2号 矢巾町下水道事業基金条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第2号 矢巾町下水道事業基金条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、下水道事業の円滑な財政運営に要する経費の財源に充てる基金を設置するた

め、新たに制定するものであります。

なお、基金の積み立てについては、農業集落排水処理施設の間野々浄化センター更新に伴い、県補助金として収入する下水道事業債償還基金費補助金を積み立てることとして、平成26年度予算に計上いたしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第2号 矢巾町下水道事業基金条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号 矢巾町下水道事業基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（藤原義一議員） 日程第7、議案第3号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第3号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、道路法施行令の改正に伴い、国の事業で道路占用料を徴収することができる者が国有林野事業に限られておりましたが、昨年4月に国有林野事業が企業形態を廃止したことに伴い、道路占用料を徴収することができる国の事業がなくなったことにより、本町の道路占用料につきましても関係する条例の規定を整理するほか、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、道路占用料の算定に係る率を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 占用料の料金をいただいている個人とか団体とかあると思うのですが、その企業が何件ぐらいなのか。それから、件数がどのくらいあるのか。そしてどのような収入になるのか。今まで1.05で幾らで、1.08では幾らになるのかお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたしますが、道路占用料関係につきましては、この1.05というのは日割計算、1カ月、一月に満たない部分が1.05という形で日割計算した場合に掛けている分が1.08となることとございます。

それとあと件数的なものではございませんが、道路占用料は大体電力さんが240万円ほど、N T Tさんが325万円ほど、あと東北インテリジェント通信さんが15万円ほど、その他、一般の方々が約100万円ほどとなっております。ここ件数につきましては、ちょっと取りそろえておりませんが、一応今回の改正のものは、この占用料の大元に対するものではなくて、日割計算の部分について、別表のほうに書いておりますけれども、別表の日割計算の部分について1.05が1.08となるものでございます。主に1日幾らと借りる場合、1カ月とか1年でやっておりますけれども、それを1日だけとか日割、1カ月に満たない場合とか、1カ月の料金掛けておりますけれども、それらに満たない場合、消費税が加算になるという形で通常の占用料につきましては、1月、1年とかというものについては、消費税は加算になっておりま

せん。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第3号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第3号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第8、議案第4号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第4号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、平成28年開催の第71回国民体育大会に向けた準備及び大会開催の推進体制強化のため、職員定数に関して所要の改正をするものであります。

その内容ですが、国民体育大会の準備体制として、教育委員会に国体推進室を設けておりますが、同大会の開催を2年後に控えて、さらに事務の増大に対応するため、教育委員会の

事務部局の職員定数を増員するものであります。

なお、町長の事務部局の定数を減員とし、本町職員の定数の総数に変更はないものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第4号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第4号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 矢巾町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第9、議案第5号 矢巾町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第5号 矢巾町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

て提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、ことし4月1日から施行される消費税率の改正により行政財産使用料の適正な算定のため、条例の一部を改正するものであります。

その改正の内容であります。ことし4月1日から消費税率が5%から8%へ改正になることと、さらに後年度において消費税率の改正が予測されることから、今回の消費税率の改正とあわせて将来の消費税率の改正にも対応できるようにするものであります。

なお、改正の文言につきましては、国や県の行政財産使用料算定に関する基準及び条例等と同様の表記としております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） ここで述べられております行政財産の中身について1点はお知らせいただきます。

それで2点目は、地方公共団体が有する、所轄する建物等の使用料に対する消費税分を国に納めなくていいという条例が、条例というか国の法律がございますけれども、矢巾町の場合は、こういういわゆる公共物に生じる消費税を国に納めているのでしょうか、それについてお答えをお願いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） まず第1点目の行政財産とはというふうなことのご質問でございました。町には、いろいろな財産がありますが、目的を持った仕事をする上で、目的を持った施設等につきまして行政財産というふうなことにしております。建物以外にも、例えば道路もあります。この役場もあります。それから、学校とか保育園とかあります。そういった行政の目的を持った財産を行政財産というふうな形で分類してございます。

それから、国に納めているのかという質問ございましたが、これについては納めておりません。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第5号 矢巾町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号 矢巾町行政財産使用料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第10、議案第6号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第6号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布及び福島復興再生特別措置法の改正により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に名称変更されたことと、福島復興再生特別措置法の条項が改正になりましたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第6号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第11、議案第7号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第7号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、水路占用料の算定に係る率を改正するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 町で管理している水路というのは、具体的にどういう部分が当たるのかご説明をお願いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

町で管理している水路、これは道路の脇にある水路用地、用悪水路用地、あとは町で普通河川として管理しております向田川、逆堰とか、そういう形でございます。そのほかに小さい水路、結局排水路関係、これも町管理となるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 矢巾町は、企業誘致が盛んですけれども、この水路の占用料のところでは、どういう企業に係るのでしょうか。企業数と、それから主な企業とかを教えてくださいたいと思います。

それから、どれくらいの収入になるのでしょうか、お願いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、これは水路占用というのは、企業とかそういうものではございません。主に電力さんが電柱を建てるとか、そういうものでございまして、大体年間26年度予算では、今約40万円ほど見ておりますが、この中では電力さんが9万円ちょっと、それとN T Tさん、それと一般の個人の方が宅地へ進入するということで水路を占用するという方々の関係がございまして、そういう方々が約30万円ほどという形になっております。

件数的には、企業というのは、宅地造成した場所ですので、そういう場所には水路占用とか、そういうものはございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第7号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第7号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて

○議長(藤原義一議員) 日程第12、議案第8号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第8号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について、東京電力株式会社に賠償請求を求めておりましたが、支払いに応じないため、原子力損害賠償紛争解決センターへあっせんの申し立てを行うものであります。

本町では、福島原子力発電所事故以来空間線量や給食食材の放射能測定、農産物などの放射能測定、住民からの測定依頼などに職員が対応しており、その人件費分について、東京電力株式会社に損害賠償額181万3,998円を請求しておりますが、職員の通常業務と放射能対策に費やした業務を明確に区分できるもの以外は支払わないなど、請求に応じないため、和解の仲介を行っている原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てをするものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第8号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第13、議案第9号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、別紙は省略します。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第9号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の廃止は、主に西部開拓線及び南昌山線について、路線の一元化をするために1万581.3メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といた

します。

なお、廃止路線の場所については、図面を添付いたしておりますので、ご覧いただきたい
と思います。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第9号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立に
より採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第9号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについては原案のとおり可
決されました。

日程第14 議案第10号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第14、議案第10号 町道路線の認定に関し議決を求めること
についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、別紙は省略します。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第10号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理
由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の認定は、西部開拓線、南昌山線、矢巾温泉線ほか5
路線、1万675.2メートルを新たな町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

なお、認定路線の場所については、図面を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第10号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第10号 町道路線の認定に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第15、議案第11号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。
川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第11号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な歳入といたしましては、1款国民健康保険税、2款使用料及び手数料の督促手数料、3款国庫支出金の療養給付費等負担金、5款療養給付費交付金、6款前期高齢者交付金、7款共同事業交付金、11款諸収入を増額補正し、3款国庫支出金と4款県支出金の高額医療費共同事業負担金、9款繰入金の一般会計繰入金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、1款総務費の一般管理費、2款保険給付費を増額補正し、7款共同事業拠出金、8款保健事業費を減額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,368万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,670万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 町長の命によりまして、議案第11号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明をいたします。

説明は、事項別明細書により、款、項、目、補正額、節の順でご説明いたします。11ページをお開き願います。歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税330万8,000円、節に参りまして医療給付費分現年課税分343万8,000円、介護納付金分現年課税分△194万5,000円、後期高齢者支援金分現年課税分71万5,000円、医療給付費分滞納繰越分50万円、介護納付金分滞納繰越分20万円、後期高齢者支援金分滞納繰越分40万円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。2目退職被保険者等国民健康保険税640万1,000円、節に参りまして医療給付費分現年課税分431万8,000円、介護納付金分現年課税分99万2,000円、後期高齢者支援金分現年課税分101万2,000円、医療給付費分滞納繰越分3万円、介護納付金分滞納繰越分2万円。12ページをお開き願います。後期高齢者支援金分滞納繰越分2万9,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございますけれども、1款国民健康保険税、全体でございますけれども、970万9,000円の増額補正。したがって、計が5億2,167万1,000円を見込むものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料6万円、節に参りまして督促手数料同額、説明欄記載のとおりでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金414万8,000円、節に参りまして現年度分同額でございます。2目高額医療費共同事業負担金△142万3,000円、節に参りまして高額医療費共同事業負担金同額でございます。3目特定健康診査等負担金△20万3,000円、

節に参りまして現年度分同額、説明欄記載のとおりでございます。

2 項国庫補助金、3 目災害臨時特例補助金 2 万 5,000 円、節に参りまして災害臨時特例補助金 2 万 5,000 円、説明欄記載のとおりでございますけれども、こちらにつきまして新たに今回補正をお願いするものでございますけれども、こちらにつきましては、東日本大震災原発事故によります避難指示区域、避難指示対象区域の被災者に対します国保税及び一部負担金の免除に係る国庫補助でございます。4 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 10 万円、節に参りまして高齢者医療制度円滑運営事業費補助金同額、説明欄記載のとおりでございます。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金△142 万 3,000 円、節に参りまして高額医療費共同事業負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。2 目特定健康診査等負担金△20 万 3,000 円、節に参りまして現年度分同額説明欄記載のとおりでございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金 6,093 万 3,000 円、節に参りまして現年度分 4,137 万 3,000 円、過年度分 1,956 万円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金 3,835 万円、節に参りまして現年度分同額、説明欄記載のとおりでございます。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金 953 万 6,000 円、節に参りまして現年度分同額、説明欄記載のとおりでございます。2 目保険財政共同安定化事業交付金 1,313 万円、節に参りまして現年度分同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして 14 ページでございます。9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金△409 万 4,000 円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

11 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金 300 万円、節に参りまして一般被保険者延滞金同額、説明欄記載のとおりでございます。

3 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金 38 万 6,000 円、節に参りまして一般被保険者第三者納付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3 目一般被保険者返納金 134 万 7,000 円、節に参りまして一般被保険者返納金同額、説明欄記載のとおりでございます。6 目雑入 30 万 3,000 円、節に参りまして雑入同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして 17 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 133 万 4,000 円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。2 目連合会負担金につきましては、財源更正となるものでござい

ます。

2項徴税費、1目賦課徴収費、こちらにつきましても財源更正となるものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1億2,699万8,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。2目退職被保険者等療養給付費1,872万4,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。ページを返していただきまして18ページでございます。3目一般被保険者療養費339万2,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。4目退職被保険者等療養費、こちらにつきましても、財源更正となるものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費788万2,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目退職被保険者等高額療養費、こちらにつきましても、財源更正となるものでございます。

ページ、19ページでございますけれども、3項移送費、1目一般被保険者移送費4万9,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございますけれども、2款保険給付費の関係でございます。2款の関係、全体で1億5,704万5,000円の補正となるものでございまして、補正後の総額でございます。保険者負担の部分の給付になるわけでございますけれども、18億169万4,000円となるものでございます。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、こちらについては、財源更正となるものでございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、こちらも財源更正となるものでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金△569万3,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金△1,748万5,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございますけれども、こちら7款につきましても、国保連が行ってございます県全体の再保険事業に要する拠出金が確定したことから減額補正を行うものでございます。

20ページをお開き願います。8款保健事業費、1項保健事業費、2目疾病予防費△152万円、節に参りまして共済費1万7,000円、賃金△98万1,000円、旅費△1万5,000万円、需用費8万円、役務費△13万4,000円、委託料△48万7,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。こちら平成25年度事業が確定によるものの補正でございます。

以上で議案第11号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細

細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点についてお伺いたします。

まず1点目は、矢巾町は、岩手県内で市町村も全部含めて一番国保税が高いです。高いというのは、1人当たりの調定額が一般被保険者でも一番ですし、それから退職被保険者では、2番、盛岡市に次いで、ちょっと町村では高いほうですので、退職者も。それで医療機関が多いからという理由を答弁されるのですけれども、その質問の趣旨は、11ページの医療給付費の滞納繰越分、それから介護納付金滞納繰越分、それから後期高齢者支援金滞納繰越分、これは1人で3つの方もいると思うのですけれども、その医療給付のところは、若い方々もいると思うのですけれども、その分類的に40歳以下と40歳以上、どのようになっているのか大まかにお知らせくださいというのが1点目です。

それから、2点目のところは、その退職者のところも滞納繰越があるのですけれども、その件数と、それから年齢的には退職ですので、60歳以上だと思うのですけれども、後期高齢者にはなっていないと思うのですけれども、どういう年齢層というか、年金額も含めてどういふ方々がこの滞納繰越になっているのかお伺いします。

それから、年度もお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの件についてお答えをいたします。

滞納繰越ということでございますので、現年度分ではございませんけれども、これにつきましては、一般被保険者のほうにつきましては、一般につきましては、生まれたときから後期高齢者までいく74歳、75歳のところまで、あと介護保険につきましては40歳以上、そして同じく後期高齢者までいく74歳、75歳のところと、あとは高齢者の分でも同じという格好になります。

あと退職のほうにつきましては、雇用保険等で退職をいただける方々が対象となるということですので、全てということではございませんけれども、基本的に60歳から退職については65歳までということになりますので、その方々が過去に滞納した部分というようなことになってまいります。

内訳等でございますけれども、一般分等につきましては、それぞれ若干人数等が違いますけれども、平成24年度以前の分につきましては、医療給付分については349名と、納税義務者数です、これは。納税義務者349と、介護納付金については248、後期支援では169。退職につきましては、2件、退職の給付については2件、介護についても同じでございます。退職の後期支援分については、過年度分についてはございません。24年度分の滞納につきましては、一般医療のほうは87件、介護が57件、後期が87件。あと退職のほうにつきましては、医療分が5件、退職の介護が5件、後期支援も同じく5件というのが25年度の滞納繰越に繰り越されている件数ということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 税のほかに医療費の関係の区分ごとの内容は、状況はというふうなご質問あったわけですがけれども、まずゼロ歳から64歳、こちらの部分のくくりの中で医療費総額に對しましてかかっている割合が約6億3,580万円ほどで割合からすれば、この部分が全体の44.39%の医療費、かかっている状況でございます。65歳から69歳、こちらの部分につきましては、約24%、3億4,300万円ほど、それから70歳から後期高齢者に行く前の部分、くくりでございますけれども、約31.61%、医療費にしまして4億5,278万1,000円ほど保険者負担と、医療費がかかっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 答弁ありがとうございます。ということは、若い世代の方々、ゼロ歳から64歳までの方々の医療費が半分、44.39なので半分以下ですがけれども、その方たちの中で平成24年度では滞納している方も全部でお話しされたのであれですがけれども、どのくらいなのか。そして、ゼロ歳から64歳まで滞納されて、子供たちは納付していないわけですので、どういう世代の人たちが納付されていないのかお聞きします。

そして私は、一般質問の中では、一般会計からの繰り入れを法定外も繰り入れる必要があるということをお話しているのですけれども、先ほどの町長の演述の中には、国保のことはな

かったわけですがけれども、やはり岩手県内でも零石を初め法定外の繰り入れをしているところが出てきています。特に盛岡も始めました。ぜひそういうところも考えてほしいと思うのですけれども、ちょっと考え方を伺います。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの質問でゼロ歳から64歳までの間というふうなことでございましたけれども、先ほど申し上げましたのは、納税義務者、その中には、ゼロ歳の方もいるだろうし、64歳の方もあるということで、その中にはいろいろな方がありますけれども、そこまでの1世帯において、では何人ずつがいるのかというところまでは、こちらとしては捉えているものではないです。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 2点目の法定外の繰り入れの関係でご質問ございましたけれども、これは前から保険者である町長が答弁しているとおりでございますけれども、繰り入れ、国民健康保険法で定められている繰り入れという形で矢巾の場合は、法定繰り入れ実施しているわけですが、先ほど他市町村の実態が出てきたわけですが、これは他市町村は他市町村の保険者の考え方をもってして実施しているものでございまして、矢巾町といたしましては、法定繰り入れという形の中で実施して、いわゆる特別会計として国保被保険者の運営範囲の中で事業を実施しているということから、現在のところは法定繰り入れの対応でさせていただいているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第11号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第11号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を14時30分といたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第16 議案第12号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第16、議案第12号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第12号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款保険料、2款使用料及び手数料、6款財産収入、7款繰入金、9款諸収入に増額補正を行い、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、8款繰越金を減額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、1款総務費、4款基金積立金に増額補正を行い、2款保険給付費、3款地域支援事業費を減額補正することとし、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,168万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,787万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして議案第12号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明をさせていただきます。

なお、説明に際しましては、前例同様とさせていただきます。事項別明細書、歳入、11ページをお開きをお願いいたします。歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料1,047万円、節に参りまして現年課税分1,027万円、滞納繰越分20万円、説明欄記載のとおりでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料1万円、節に参りまして督促手数料同額、説明欄記載のとおりでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金298万円、節に参りまして介護給付費負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金△1,720万6,000円、節に参りまして調整交付金同額でございます。なお、これは減額の理由といたしましては、他市町村と比べまして後期高齢者の割合が少ない、それから所得の少ない方々の割合が少ないため減額となっているものでございます。2目地域支援介護予防事業交付金△44万6,000円、節に参りまして地域支援介護予防事業交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。4目介護保険災害臨時特例補助金7万8,000円、節に参りまして介護保険災害臨時特例補助金同額でございます。これは、原発の避難区域から転入してきていらっしゃる方の保険料の免除額1人分ということになっております。5目総務費補助金72万6,000円、節に参りまして事務処理システム改修補助金同額でございます。これにつきましては、4月1日からの消費税の改定に伴います介護報酬の改定並びに事業者コードの改定によりシステムを改修するものでございます。

ページを返していただきまして12ページ、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金△201万9,000円、節に参りまして介護給付費交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目地域支援事業交付金△51万7,000円、節に参りまして地域支援事業交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金△61万2,000円、節に参りまして介護給付費負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項県補助金、1目地域支援介護予防事業交付金△22万3,000円、節に参りまして地域支援介護予防事業交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金13万1,000円、節に参りまして介護保険サービス利用者負担特

例措置支援事業費補助金同額でございます。これにつきましては、震災被災者サービス利用料の免除3人分ということになっております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1万5,000円、節に参りまして利子及び配当金同額、説明欄記載のとおりでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金531万7,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金△1,050万円、節に参りまして繰越金同額でございます。これにつきましては、当初予算に1,050万円計上をいたしておりましたけれども、補正の段階でその分差し引かずにそのまま4,463万円を計上しておりましたことに伴いまして、二重計上をいたしているということが判明いたしまして、今回減額補正するものでございます。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金10万8,000円、節に参りまして第1号被保険者延滞金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、17ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費280万円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、これは財源更正でございます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費△24万円、節に参りまして報酬同額、説明欄記載のとおりでございます。2目認定調査等事務費、これはゼロ円、共済費2,000円、需用費△2,000円でございます。

ページを返していただきまして18ページ、4項運営協議会費、1目運営協議会費△6万9,000円、節に参りまして報酬△6万4,000円、報償費△5,000円、説明欄記載のとおりでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費179万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。これにつきましては、デイサービスあるいは通所リハビリの利用者数の増による増額でございます。2目特例居宅介護サービス給付費△80万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目地域密着型介護サービス給付費622万1,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。これにつきましては、認知症のデイサービスの利用、それからグループホームの入所の方の介護度が高いということで増額の補正をいたすものでございます。4目特例地域密着型介護サービス給付費△10万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。6目特例施設介護サービス給付費△200万

円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。7目 居宅介護福祉用具費△27万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。これにつきましては、現在40件の申請処理をいたしております。8目 居宅介護住宅改修費△108万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。この改修につきましては、現在31件の改修を行っております。9目 居宅介護サービス計画給付費58万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。ページを返していただきまして20ページ、10目 特例居宅介護サービス計画給付費△4万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項 介護予防サービス等諸費、1目 介護予防サービス給付費△1,409万7,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。これにつきましては、デイサービスの利用者が少なくなりまして、逆にデイケアがふえていると。それから、要支援の認定者が予想より少なかったということで減額補正するものでございます。2目 特例介護予防サービス給付費△20万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目 地域密着型介護予防サービス給付費△143万8,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。4目 特例地域密着型介護予防サービス給付費△4万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。7目 介護予防サービス計画給付費△211万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。8目 特例介護予防サービス計画給付費△4万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

4項 高額介護サービス等費、1目 高額介護サービス費△190万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、22ページ、6項 特定入所者介護サービス等費、1目 特定入所者介護サービス費377万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目 特例特定入所者介護サービス費△7万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目 特定入所者介護予防サービス費△20万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。4目 特例特定入所者介護予防サービス費△3万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

3款 地域支援事業費、1項 介護予防事業費、1目 介護予防高齢者施策事業費△213万1,000円、節に参りまして賃金△79万6,000万円、需用費△15万円、役務費△30万円、委託料△58万

5,000円、使用料及び賃借料△30万円、これにつきましては8月9日の大雨に伴いましてやまゆりハウスでの介護予防教室が3カ月間休止になったことによります減額でございます。

3項任意事業費、1目介護給付費等費用適正化事業費△1万円、節に参りまして需用費同額説明欄記載のとおりでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金1万6,000円、節に参りまして積立金、説明欄記載のとおりでございますが、これを積み立てますと、現在8,662万6,936円というふうな基金の積み立てになります。しかし、今後今年度中に繰り入れを予定しておりますので、2,056万8,000円繰り入れを予定しております。そういたしますと、平成25年度末では、予定では6,605万8,936円の積立金になる予定となっております。

以上をもちまして議案第12号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ページ数で19ページ、介護サービス等諸費の8目の居宅介護住宅改修費31件ということなのですけれども、最高ではどのくらいの金額で、それから最低ではどのくらいの金額か。そして、自己負担というか、償還払いになっていると思いますけれども、その償還払い、どのような状況になっているのかお伺いします。

それから、希望しても、ちょっと金額的にできなかったという事例がありましたら、どういう理由だったのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

居宅改修費になりますけれども、これにつきましては、簡単な話、例えば手すり1つからそれこそ段差解消あるいは大きくなってきますと、トイレ、ふろ場の改修というようなことになります。ただ余りにも高額になりますと、人によっては、高齢者の住宅改修という制度

もありますので、それと併用するというのも出ております。

それから、2点目の金額が張って改修できなかったというようなことはあるのか。これにつきましては、介護の認定なさっている方々には、全てケアマネジャーがついておりますので、それはそれなりのご家庭での金額と相談しながら、それぞれさっき言ったように、ではこれぐらいはつけましようというような形になっていると理解しておりますので、全く改修ができなかった、希望があっても改修できなかったというのは、多分ないと思います。ただ介護度によっては、改修の度合いというのがまた出てきますので、この介護度であれば、それぐらいまでは必要がないのではないかというようなのも発生はする可能性はあると思われ

ます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第12号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第12号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第17、議案第13号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第13号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款後期高齢者医療保険料を増額補正し、3款繰入金の一般会計繰入金を減額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、2款広域連合納付金を増額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ303万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,702万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 町長の命によりまして、議案第13号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明をいたします。

説明は、前例と同様とさせていただきます。9ページをお開き願います。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料332万円、節に参りまして現年賦課分319万円、滞納繰越分13万円、説明欄記載のとおりでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金△28万8,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

13ページをお開き願います。歳出でございます。2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金303万2,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、それぞれ説明欄記載のとおりでございますけれども、こちら歳入で補正になります保険料及び保険基盤安定負担金に合わせまして広域連合納付金、歳出でございますけれども、これをそれぞれ同額補正するものでございます。

以上、議案第13号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番(川村よし子議員) ページ数で9ページ、滞納繰越分13万円とありますけれども、後期高齢者の保険料は、年金が月1万5,000円以上の人は年金から天引きになっておりますけれども、この方は1万5,000円以下でどのくらいの後期高齢者の保険料を納めているのか。そして、どのくらいの年度にわたって、後期高齢者始まって6年になるのですけれども、どのくらいの年度にわたって13万円になっているのか。件数にもよるのですけれども、状況をお知らせをお願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者(中村 滋君) ただいまの点についてお答えをいたします。

後期高齢者の部分でございますけれども、平成21年度から滞納されている方がございます。そのほかに23年度から引き続きという方もございますけれども、あとは単年度部分というところの方が大半でございます。多い方で21年度から滞納しているということでトータルで12万円ほどの滞納ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) 川村よし子議員。

○14番(川村よし子議員) 10人ほどということなのですけれども、その方たちは医療機関にかかるときには、医療費は1割負担なのですか。そこら辺もちょっとわかるようでしたらお願いします。

制度によれば、1割負担でやるとしても保険料を納めていないので、どのように保険証が交付されているのか。施設に入ってどういうふうになっているか、ちょっと概略でもお知らせをお願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 山本住民課長。

○住民課長(山本良司君) ただいまのご質問にお答えいたします。

滞納の方につきましては、現在短期証を出している方2名ございます。この方、当然ながら医療負担、一部負担につきましては1割負担ということをお願いしているところでござい

ます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第13号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第13号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第18、議案第14号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第14号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道事業収益を減額し、支出の1款公共下水道事業費用並びに2款農業集落排水事業費用をそれぞれ増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道資本的収入を減額し、支出の1款公共下水道資本的支出を減額し、2款農業集落排水資本的支出を増額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道事業収益の総額を5億6,189万3,000円とし、支出の1款公共下水道事業費用の総額を6億1,884万4,000円とし、2款農業集落排水事業費用の総額を4億3,149万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の1款公共下水道資本的収入の総額を4億4,422万円とし、支出の1款公共下水道資本的支出の総額を7億5,962万円とし、2款農業集落排水資本的支出の総額を3億845万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして、議案第14号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）の詳細について説明いたします。

それでは、4ページをご覧ください。平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画（第5号）を款、項、目、補正予定額の順に説明いたします。それでは、収益的収入及び支出の収入1款公共下水道事業収益△1,700万円、1項営業収益、1目公共下水道使用料、節に参りまして公共下水道使用料、いずれも同額でございます。この使用料の補正につきましては、年度内収入見込みにより減額となるものとなっております。

次に、支出1款公共下水道事業費用349万3,000円、1項営業費用317万9,000円。3目総係費△514万6,000円、節に参りまして委託料△525万円、報償費10万4,000円。4目流域下水道管理費83万円、節に参りまして会費負担金同額でございます。5目減価償却費533万1,000円、節に参りまして有形固定資産減価償却費同額でございます。6目資産減耗費216万4,000円、節に参りまして固定資産除却費同額でございます。

2項営業外費用31万4,000円、3目消費税、節に参りまして消費税、いずれも同額でございます。

2款農業集落排水事業費用286万4,000円、1項営業費用、5目資産減耗費、節に参りまして固定資産税除却費、いずれも同額でございます。

補正の主な内容ですが、1款1項3目総係費の委託料につきましては、当初予算では25年度中に実施する予定としておりました使用料算定業務を26年度に実施するに伴う減額となっております。

そのほかの補正につきましては、いずれも年度内執行見込みによる補正となっております。

6 ページにまいります。資本的収入及び支出の収入 1 款公共下水道資本的収入△ 2 億 460 万円、1 項企業債△ 1 億 5,200 万円、1 目企業債、節に参りまして企業債、いずれも同額でございます。

2 項国庫補助金△ 5,260 万円、1 目国庫補助金、節に参りまして交付金、いずれも同額でございます。この収入の補正は、国庫補助金の国からの配分が当初予算に比較して少額であったということから、補助事業費及び単独事業費を減額したことに伴いまして企業債交付金を減額とするものでございます。

次に、支出 1 款公共下水道資本的支出△ 5,917 万円、1 項建設改良費△ 6,038 万 3,000 円、1 目管渠建設改良費△ 5,401 万 2,000 円、節に参りまして手当 16 万 4,000 円、委託料△ 617 万 1,000 円、工事請負費△ 4,800 万 5,000 円。2 目流域下水道建設費△ 637 万 1,000 円、節に参りまして施設利用権取得費、同額でございます。

2 項企業債償還金 121 万 3,000 円、1 目企業債償還金、節に参りまして企業債償還金、いずれも同額でございます。

2 款農業集落排水資本的支出 371 万 2,000 円、1 項企業債償還金、1 目企業債償還金、節に参りまして企業債償還金、いずれも同額でございます。

補正の主な内容ですが、1 款 1 項 1 目管渠建設改良費の委託料及び工事請負費は、先ほどご説明いたしましたとおり、補助事業及び単独事業の減に伴う減額となっております。そのほかは、いずれも年度内執行見込みによる補正となっております。

以上で議案第 14 号 平成 25 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 5 号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入、支出及び資本的収入、支出一括して質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第14号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第5号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第14号 平成25年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第5号)については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号 平成26年度矢巾町一般会計予算について

日程第20 議案第16号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第21 議案第17号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第22 議案第18号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第23 議案第19号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

日程第24 議案第20号 平成26年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第25 議案第21号 平成26年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長(藤原義一議員) お諮りします。

日程第19、議案第15号 平成26年度矢巾町一般会計予算について、日程第20、議案第16号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第21、議案第17号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第22、議案第18号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第23、議案第19号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第24、議案第20号 平成26年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第25、議案第21号 平成26年度矢巾町下水道事業会計予算について、この7議案を会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第21号までは一括上程することに決定しました。

職員に各議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) それでは、皆さんのお手元の平成26年度当初予算に関する説明書、これでもってご説明をいたしたいと思っておりますので、ご準備のほどをお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、ただいま上程されました7議案について提案理由の説明を申し上げます。ただいま申し上げました平成26年度の当初予算に関する説明書の2ページをお開き願います。

平成25、26年度会計別予算比較表、これでもってご説明を申し上げます。会計、26年度当初予算額、対前年度増減額、増減率でご説明を申し上げます。

まずは、議案第15号の一般会計でございます。91億5,280万円、増減額が4億170万円、4.6%の増でございます。

議案第16号、国民健康保険事業特別会計25億2,356万7,000円、1億3,408万1,000円、5.6%の増。

議案第17号、介護保険事業特別会計17億4,879万6,000円、6,898万8,000円、4.1%の増。

議案第18号、後期高齢者医療特別会計1億6,279万7,000円、1,093万8,000円、7.2%の増。

議案第19号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計24億1,024万円、3億4,603万5,000円、16.8%の増。

一般会計及び特別会計の合計でございますが、26年度の当初予算額159億9,820万円、9億6,174万2,000円、6.4%の増でございます。

続きまして、企業会計に参ります。議案第20号、水道事業会計、収益的支出5億3,901万3,000円、△792万9,000円、△1.4%。資本的支出5億7,274万9,000円、3億6,652万1,000円、失礼しました。25年度当初予算額を今読んでおりました。対前年度で参ります。2億622万8,000円、56.3%の増でございます。

下水道事業会計、収益的支出10億5,406万1,000円、2,797万8,000円、2.7%の増でございます。資本的支出10億2,955万3,000円、5,724万4,000円、5.9%の増、企業会計の合計でございますが、31億9,537万6,000円、2億8,352万1,000円、9.7%の増でございます。

一般会計及び特別会計、企業会計の総計でございますが、26年度の当初予算額191億9,357万6,000円、平成25年度の当初予算額179億4,831万3,000円、対前年度増減額12億4,526万3,000円、増減率が6.9%の増となります。

なお、後刻設置されます予算審査特別委員会において、副町長、担当課長から詳細の説明をいただきますので、ご審議の上にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま一括上程しました議案第15号から議案第21号までの7議案は当職を除く17名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第21号の7議案は当職を除く17名で構成する予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。予算審査特別委員会に付託した議案は、3月20日、午後2時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、7議案につきましては、3月20日、午後2時までに審査を終了し、審査報告書を当職のもとにお届けくださるようお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の招集につきましては、本会議休会后、直ちに本会議場に招集しますので、口頭をもって通知します。

○議長（藤原義一議員） 休憩をいたします。

午後 3時48分 休会

平成26年第1回矢巾町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年3月7日（金）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	山本良司	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 佐藤武君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教 育 長 越 秀 敏 君
社会教育課長 立花常喜君
農業委員会
会 長 高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主 事 根澤のぞみ君

係 長 吉田 徹 君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、谷上哲議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 谷上 哲議員 登壇）

○7番（谷上 哲議員） 議席番号7番、谷上哲でございます。2月は、全国的に大雪による甚大な被害がもたらされました。本県におきましても2月15日から16日にかけて大雪に見舞われ、この大雪の被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げます。この冬は例年に比べ雪は少なかったものの、かなり厳しい寒さの日々が続きました。やっと根雪が解けて暖かい日がふえてきました。いよいよ本格的な春を待ち望むきょうこのごろでございます。

それでは、早速1問目の質問に入らせていただきます。消費税増税を初めとする税制改革が本町に与える影響についてでございます。消費税は、平成元年4月に導入以来、およそ四半世紀ぶりの平成24年8月10日に増税法案が国会を通過いたしました。改正により消費税率は、平成26年4月1日からは8%、平成27年10月1日から10%に引き上げることが予定をされております。二段構えの引き上げは初めての経験になります。

増税は、国民に大きな負担を強いることになります。しかし、消費税増税は、社会保障、税一体改革大綱をバックボーンとしております。消費税増税の必要性だけではなく、我が国が直面している少子高齢化などによる制度の維持が極めて困難になりつつある社会保障

制度全体の改革や、そのコストを賄うために必要となる税制全般の改革について提起をされております。全世代を通じた国民生活の安心を確保する、いわば全世代対応型の社会保障制度の構築を目指す、ということによって従来とは異なる時代に即した社会保障制度の将来像が打ち出されております。

この社会保障、税一体改革の基本的枠組みと改革の方向性についてですが、子ども・子育て支援の充実あるいは医療、介護サービス保障の強化、年金問題や就労制度の改革あるいは社会保障にかかわる地方の単独事業などなどについて検討がなされました。過去においては、平成9年に消費税を3%から5%に増税する際にも、そういう状況ではありましたが、今後増税実施に際して、今月までの駆け込み需要と、それから来月実施の反動減、これが数カ月は続くだろうという予測がなされております。既に今実施1カ月を切ったわけですけれども、1、2月は、高額商品、いわゆる耐久消費財というものの需要が顕著にあらわれております。また、今月に入って、その傾向が一層顕著に示されているということが各所で報じられているとおりでございます。

それで、これらに関連して以下について伺います。1点目として、増税に伴い、本町の負担増となる主要事業及び税率改正分の負担増加額について。

2点目として、税率改正により予測される地方消費税交付金の増加額について。

3点目に、税制改革の原資が社会保障に充当されるということから、改善が期待される本町関係の主な事業と、その内容について。

それから、4点目として、自治体によっては、改正後も政策的に改正前の価格に据え置く種目があると聞いておりますけれども、本町においても同様の事業種目があれば、その内容について。

最後に、5点目として、消費税率改正に伴う本町の税の徴収システム変更などの諸経費について。

以上お伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 7番、谷上哲議員の消費税増税を初めとする税制改革が本町に与える影響についてのご質問にお答えいたします。

1点目の増税に伴い負担増となる主要事業及び税率改正分の負担増加額についてであります。平成26年度一般会計当初予算に計上した歳出を性質別に分類した場合、物件費で

約3,800万円、維持補修費で約100万円、普通建設事業費で約2,700万円、災害復旧事業費で約300万円となり、総額約6,900万円の負担増となる見込みであります。

2点目の税率改正により予想される地方消費税交付金の増加額についてであります。平成26年度一般会計当初予算歳入6款に計上した地方消費税交付金約3億2,700万円のうち増加額は、約2,700万円となる見込みであります。

3点目の税制改革の原資が社会保障に充当されることから改善が期待される本町関係の主な事業と、その内容についてであります。平成26年度一般会計当初予算歳出、3款民生費、1項社会福祉費の岩手県後期高齢者医療広域連合運営事業、介護保険事業特別会計繰出事業、障がい者自立支援事業、同じく2項児童福祉費の町立保育園整備事業及び4款衛生費、1項保健衛生費の予防接種事業を初めとする社会保障施策に要する経費約33億9,700万円に地方消費税交付金の増加額約2,700万円を充当することとしており、年々増加する社会保障経費に充当する安定的な財源として期待しているところであります。

4点目の自治体によっては、消費税率変更後も政策的に据え置くものもあると聞かれますが、本町はどうかについてですが、消費税率の改正に伴い使用料等の見直しにより条例の改正が必要なものに関しては、改正したところであります。据え置いたものは、見直しにより影響額が少額であった各種手数料や保護者への負担を考慮し、給食費などについては、現状維持といたします。

5点目の消費税率改正に伴う本町の税徴収システム変更等の諸経費についてですが、本町においてシステム変更が必要な事業は、公営企業会計である上下水道事業が該当します。矢巾町上下水道事業に係る水道料金、下水道使用料及び農業集落排水使用料のシステムについては、長期継続契約で行っているシステム会社との保守契約の通常メンテナンスの中に消費税率変更対応も含まれていることから、追加経費は伴わないことになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ご答弁ありがとうございました。消費税増加額の背景、基本的な枠組みとしての1点目に、先ほども述べた子ども・子育て支援の強化と、それから2点目に医療介護サービス保障強化などが挙げられておったわけです。これについては、先ほど3点目の質問にご答弁をいただいたわけですが、この中で私が過去に一般質問をいたしました児童館やファミリーサポートセンター事業といったものがございまして、これら

に関連いたしまして、1点目の質問としては、児童館の利用対象学年の引き上げが図られるかについてであります。

それから、2点目に、やはりこれらの関係から子ども・子育て支援新制度というものが当初から計画されておったわけですがけれども、この本町の取り組みスケジュールについて伺います。

それから、3点目、やはりこれも消費税と全く無関係ではなくて、当初から予定されたと思います。駅前に建設予定の複合施設、この3階に予定されている子育て世代活動支援センター、この内容について、少し詳しく伺いたい。

それから、4点目は、今回の消費税増税が矢巾町民に与える影響について伺いたいと思います。

最後に、5点目は、来年10月には8%から10%に引き上げが計画されており、いずれかの時期にこの決定がなされますけれども、この関連で、やはり現在計画している駅前区画整理事業、とりわけ先ほど述べた複合施設の関係で、この影響についていかがかという点についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまご質問ありました点で、私のほうからは、1点目、2点目、3点目につきましてお答えいたします。

まず1点目でございます。児童館の学年の引き上げという考えについてご質問あったわけでございますけれども、2点目のスケジュール等とも関連いたしますけれども、議員お説のとおり、現在子ども、子育て新支援制度、こちらの法整備、打ち出されまして、平成27年4月1日からの実施に向けまして、矢巾町では現在子ども・子育て会議を設置いたしまして、支援事業計画の策定をとり進めているところでございます。

1点目の児童館の学年引き上げにつきましては、国の子育て制度の改革の一つの柱と申しますか、方向といたしまして、今まで学年1年から3年生という基準が6年生まで、ここまで拡大の国の方針が、方向が示されております。したがって、1点目のお答えにつきましては、今度設置いたしました矢巾町子ども・子育て会議、こちらにおきまして国の基準、政策に合った方向づけをもちまして矢巾町の今後の計画と申しますか、方向性を定めてまいりたいと、あくまでも実施は平成27年4月1日というふうに捉えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目でございます。子育て新支援制度のスケジュールの関係でございますけれども、こちらにつきましては、去年の9月、矢巾町子ども・子育て会議条例制定いたしまして、会議を実施してございまして、現在のところ子ども・子育て会議につきましては、開催は1回行ってございますし、年度中につきましては、3月17日、2回目の本年度開催を予定しているところでございます。

状況につきましては、現在各子ども・子育て関連してございます就学前家庭、それから小学生までの世帯を対象にいたしましてニーズ調査実施いたしました。1月31日までのニーズ調査を実施いたしまして、現在集計、取りまとめを行っている最中でございますので、今後來年度になりますけれども、取りまとめをしました内容につきまして、精査しまして、委員含めまして協議の中で基本計画つくってまいりたいと。よって、子ども・子育て支援にかかわる部分、こちらの町としての方向を定めてまいりたいというふうなスケジュールを持ってございます。

それから、3点目でございますけれども、駅前、駅東のほうに今度できます複合施設の関連、子育て支援活動センターでございますけれども、こちらの事業の内容につきましては、現在実施予定としておりますNPO法人やはばゆりかご、それから実質的に子育て支援窓口を持ってございます矢巾町の支援センター、こちらと内容につきまして調整を図っているところでございますけれども、実質的には子どもの預かり含めまして活動する世代、こちらの保護者への支援ということで子どもの預かりを含めまして活動を予定しているというふうな状況になってございます。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 4点目の消費税の増税に伴って町民への影響はどうかというご質問でございますが、これにつきましては、やはり買い控え等の購買意欲といえますか、そういったものが多少減少するのではないかということで、そういった経済面の心配がされるところでございます。そうしたこともありますので、町といたしましては、まず購買意欲の向上のためにプレミアム商品券等の商工会によります助成等など、町内購買力の増加につながるような支援なども考えております。

それから、国のほうの関係でございますが、低所得者対策といたしまして、臨時福祉給付金あるいは臨時の子ども給付金、手当、給付金というような対策等も示されてございますので、そういったところに取り組みをしながら影響を最大限小さいものにしていければ

なという考えでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 5点目の複合施設への8%から10%になる際の影響ということでございますが、これは施設の維持管理運営費費用にその増税分の2%が上乗せになるという影響が発生いたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○7番（谷上 哲議員） ありません。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） それでは、2問目として本町のコミュニティ活動について伺います。

町民が連帯感に基づき助け合いの気持ちを醸成しながら住みよい地域社会をみずからの手で作る、そうした目的で昭和55年に全国に先駆けて本町ではコミュニティ条例を制定したわけで、はや34年を迎えようとしております。近年分権化や町村合併、小さな政府路線といったもとの行政と住民の協働の推進など、地域をめぐる社会情勢は大きく変化してきました。さらに、高齢化、単身世帯また建設の進む新世帯の加入など、安心、安全で快適な日常生活を送るために、住民と行政の窓口になる自治会活動の活発化が望まれております。住民の総力を活用して地域を維持する自治会は、現在役員のみになり手がいないという現実にもどのように対応すべきか極めて切実です。生活様式と意識の多元化が広まり、やはり自治会の原点であります住民の合意を図ることが大事で、加えて行政の身近な連絡先として機能する自治会活動は、いわば町民と行政のきずなでもあります。自治会活動があつてこそその円滑な町政といったことも考えることができます。本町のコミュニティについて、以下について伺います。

1点目として、コミュニティ活動の活性化について。

それから、2点目は、コミュニティ活動のリーダーの養成について。

3点目として、役員選出の円滑化について、以上、お伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 本町のコミュニティ活動についてのご質問にお答えいたします。

1点目のコミュニティ活動の活性化についてですが、本町では住みよい地域社会をみず

からの手で作るという共通の目標を達成するため、昭和55年に全国に先駆けて矢巾町コミュニティ条例を制定し、これまでコミュニティ活動の推進を支援してきたところであります。

近年の人口減少と高齢化の進展は、コミュニティ組織の高齢化と後継者不足を招き、ライフスタイルの変化や価値観の多様化は、地域住民とコミュニティ組織の関係の希薄化及びコミュニティ活動への参加者の固定と減少を招き、その結果としてコミュニティ活動の停滞につながることは、全国的に指摘されているところであります。コミュニティ活動を活性化する上で人材確保は大変重要な要素であり、まずはコミュニティ活動に対する関心を持ってもらい、若年層や女性等、それぞれの立場やライフスタイルに合わせ、コミュニティ活動に参加する機会を設けることが必要であります。

町では、これまで町をみんなできれいにする運動、花いっぱい運動を実施するとともに、集団資源回収、河川愛護及び道路愛護活動を支援することで、さまざまなコミュニティ活動への参加の場を創出し、地域住民同士が互いに助け合い、協力し合うことができる関係づくりの構築につながるよう努めてきたところであります。

また、コミュニティ活動を活性化する上で活動資金確保も重要な要素であることから、コミュニティ組織への財政的支援として、地域の課題解決に向け、5年ごとに策定する地区コミュニティ計画に基づき、ごみ集積所や防犯灯の設置、行政区掲示板の設置などの施設整備に対して補助を行ってきたほか、集団資源回収、河川愛護及び道路愛護事業に対しても財政的支援を行い、コミュニティ活動資金の調達に寄与してきたところであります。昨年大雨洪水発災時のように、突発的に発生する危機的状況に対し、各コミュニティ組織の果たす役割の重要性が増し、コミュニティ活動のさらなる活性化が望まれることから、今後におきましても地域住民のコミュニティ活動への参加の場の創出と合わせ財政的支援策として、町が定める各種補助事業のほか、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の活用も含め、情報の収集と提供に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のコミュニティ活動のリーダー養成についてですが、先ほど1点目のご質問でもお答えしましたとおり、人口減少と高齢化の進展、ライフスタイルの変化や価値観の多様化は、コミュニティ組織の高齢化と地域住民とコミュニティ組織との関係の希薄化を招き、組織の中核的人材の不足に直結することから、団塊世代から若年層まで幅広い世代において地域に欠かせない知識と経験を持つ人材の発掘は重要であり、町民大運動会や町民スポ

一ツ大会も含め、多くの方が地域とのかかわりを持つきっかけづくりの場に引き続き取り組むことで隠れた人材の発掘につながるよう努めてまいりたいと考えております。

また、コミュニティ活動を牽引するリーダーを養成することも重要であることから、矢巾町コミュニティ会長連絡協議会が主催する各種研修会に補助を行い、時代のニーズに即した必要な研修を通じてスキル向上を支援しているところであります。今後におきましてもこのような研修への取り組みを支援することでリーダーの養成につなげてまいりたいと考えております。

3点目の役員選出の円滑化についてですが、これまでお答えしましたとおり、さまざまなコミュニティ活動の機会を通じて、団塊世代から若年層まで幅広い世代がそれぞれの立場に応じ、企画から携わる環境を整備することでやがてはコミュニティ組織の中核的役割を担うことも期待されることから、他のコミュニティ組織の取り組みについて情報交換の場として、矢巾町コミュニティ会長連絡協議会を活用するなど、幅広い年代がコミュニティ活動に積極的に参画する仕組みづくりについて学ぶことで円滑な世代交代につながることを期待しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ご答弁ありがとうございました。若干所見を述べた上で幾つか再質問を行います。

ご答弁にもありましたが、自治会や町内会などの地域コミュニティは、日常生活や災害時などにおける相互扶助、地域文化の創造、継承あるいはまちづくりなど、私たちの生活に重要な役割を担ってまいりました。しかし、人口減少、少子高齢化といった個人の価値観の多様化などにも伴い、都市部、農山漁村を問わずに地域コミュニティの持つ機能の低下や衰退が懸念されております。このことから地域コミュニティ機能をいかに維持し、発展させていくか、そのための取り組みが求められているところです。先ほどご答弁にもありましたように、本町においては、矢巾町コミュニティ条例を制定しており、一方岩手県におきましても岩手県民計画の中で安心し、心豊かに暮らせる岩手、この実現のために多様な主体の連携による地域コミュニティ活性化を政策項目に挙げております。岩手県としては、元気なコミュニティ百選として県内の特色ある取り組みあるいは活動事例を県内100地区事例として冊子を発刊しております。この事例なども各地区の活動に際しては、参

考になるかと思えます。

昨年12月定例会の一般質問で議員さんから提起されました地域活動予算にも自由裁量というお話がございました。私もこの件に関しては、基本的に同感であります。また、それと同様に、各地区の活動の標準化、言いかえればレベルアップを図る手だても必要ではないか、そのように考えております。以下質問いたします。

1点目として、コミュニティ条例に基づくコミュニティ整備事業補助金の平成25年度の交付件数及び金額についてであります。

2点目に、自主防災組織の結成状況について、いわゆる41地区中幾ら結成されているかであります。

3点目に、自治会役員の手当についてがなかなか先ほど述べたように自治会役員のなり手がいないということで基本的には会員の会費などを手当に充当するわけですが、町として幾らか補填するための補助といったものを考えられないかという点であります。かつては、60歳定年ということで、その後地域の何らかの役職につく、そういった形でしたが、今日ではほとんど65歳くらいまでは選択雇用ということで役員になることも難しく、また一方では役員の高齢化もいたしております。

4点目に、資源回収活動につきましては、資源回収コンクールで表彰を行っております。これは大事なことですけれども、これの表彰にさらに1つか2つプラスをして、新たな制度を設けて特色ある活動地区への表彰をして意欲を喚起してはいかがかと思っております。

5点目は、現在本町のこれらに関連した活動発表の場として、例えば公民館振興大会並びに教育振興運動集約集会といった催しが小学校区単位に本町では4カ所で各地区輪番制で発表会を行っております。基本的にこれは意義のあることで続行すべきだと思っております。このほかに何年かごとで結構だと思えますけれども、コミュニティ活動を前面に掲げた各地区自治会単位での活動事例発表会といったものを、例えばですけれども、田園ホールで開催してはいかがかと思っております。その目的は、申し上げるまでもなく、他地区の活動事例を見聞することで活動レベルの平準化や活性化が図られるのではないかと思っております。

今述べた4点目と5点目につきましては、いわば提案事項でもありますので、これについては、何かもしご所見があれば、伺いたいということでございます。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 私のほうから1点目と3点目についてお答えをさせていただきたいと思います。

平成25年度におきますコミュニティの補助の事業実績でございますが、行政区の掲示板の設置事業の補助がありまして、これにつきましては、2つの行政区がございます。事業費といたしましては39万円で補助が18万円ということになってございます。防犯灯の設置事業といたしまして、8行政区で19カ所の申請がございまして、事業費93万7,692円に対しまして44万6,000円の補助となっております。それから、防犯灯に対します電気料の補助につきましては、これは全行政区に対しまして行っておりまして、2分の1の補助を行っておりますが、752万9,808円に対しまして376万4,904円の補助になっております。ごみ集積所の補助事業につきましては、5行政区で6カ所の申請がありまして、172万9,425円の事業費に対しまして60万円の補助となっております。公民館の水洗化事業ということで1行政区ありまして、事業費191万484円に対しまして95万5,000円の補助となっております。

それから、コミュニティの活動促進事業ということで、それぞれの公民館におきまして公民館の屋根の補修あるいはパソコン等の導入、あるいは資源回収庫の導入などに対する補助であります。9行政区に対しまして事業費490万6,112円に対しまして、167万5,000円の補助額となっております。それから、緑のふるさと開発事業ということで公民館の敷地の舗装が1件、1行政区ございまして、315万円に対しまして157万5,000円の補助をいたしております。

それから、3点目の役員手当の助成は考えられないかということでございますが、役員手当につきましては、それぞれの自治会のほうで額がさまざまなようございまして、そういったものについての補助は特別考えてございませませんが、先ほど申し上げましたコミュニティ助成金の補助をすることによって自治会の財政支援をして、その中で役員の手当等の配分については、それぞれの自治会でご配慮をいただければなという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 2点目のご質問でございますが、自主防災組織の結成状況、今現在どうなっているかということのご質問でございました。この自主防災につきましては、昨年の8. 9の大雨、洪水被害以降なお一層充実していただきたいというふうなことも考

えまして、今この3月、各行政区で各自治会のほうで総会の時期となっておりますので、そういったことを捉えてぜひ結成をというふうなことで通知等を差し上げております。そういったこともございまして、現段階でございしますが、ついきのうも届け出がありました。そういったことで24年度末では22でございましたが、今現在27までいってございます。ですので、今現在25年度には5組織が結成されたということになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 4点目のご質問というか、ご提案ということでしたので、所見という形の中でお答えいたしますけれども、資源回収関係につきまして、秋祭りを通じまして優秀団体と申しますか、コンクール実施しておるのはお説のとおりでございます。こちら特色ある何か表彰関係プラスということで平成25年度、今年度、昨年の秋祭りにつきましては、通常のものからもう一つ特別賞という形のを設けまして、これは回数が多いところ、1行政区でしたけれども、表彰を新たに設けたという形のものもやっておりますので、今後26年度以降ご提案ありました内容につきましてごみ減量推進員等と検討いたしながら取り組んで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 5点目の発表の機会の創設についてでございますが、それぞれ地区ごとに公民館の振興大会とかあって、それぞれ持ち回りで発表の場を設けているようにも伺ってございますが、町全体での発表の場ということのご提言でございましたが、それらにつきましては、コミュニティ会長連絡協議会とか、そういったところでご提案の趣旨を踏まえましてご協議等をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問はありますか。

○7番（谷上 哲議員） ありません。

○議長（藤原義一議員） 以上で7番、谷上哲議員の質問を終わります。

次に、15番、米倉清志議員。

第1問目の質問を許します。

（15番 米倉清志議員 登壇）

○15番（米倉清志議員） 議席番号15番、米倉清志でございます。私は、昨年12月に交付さ

れた消防団支援法と旧矢巾中学校跡地利用について、医療系、看護系の専門学校の開学に関する質問をいたします。

昨年8月9日に大被害をもたらした大雨被害においては、全町の消防団が総動員しての災害対策、救援活動に全力を挙げておりました。そのことに対して心から感謝を申し上げる次第であります。町民にとりましては、これほど安心感があり、心強く思ったことはないと心から感謝を申し上げている声が多く聞かれました。川村町長の施政方針では、本町の大雨被害に対する復旧作業について対応策を示されておりましたが、早期に完全復旧できますことを心から願うものでございます。

昨年からことしにかけて日本各地で大雨など被害が相次いでおりますが、局地的な豪雨や台風などの自然災害も頻繁に発生し、地域防災力の強化が喫緊の課題となっている中、地域の防災、安全を守る消防団の重要性が改めて注目されております。消防団は、消防署、警察、自衛隊とともに、火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織であります。全国の全ての自治体に設置され、団員は非常勤特別職の地方公務員としてその職務についています。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に出動するなど、24時間体制で取り組む地域防災の要であります。

東日本大震災では、沿岸部の消防団員がみずからが自宅などを失った被災者であっても強い使命感のもと救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮されておりました。その団員もあり、命がけの職務であります。近年においては、その実態は厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっている実情にあります。

今から45年ほど前には130万人いた団員が、現在では87万人に落ち込んでいます。消防団への入団希望者も少なく、高齢化やサラリーマンが多くなって、緊急時に出動しにくい実情も減少の要因でもあります。昨年12月に地域防災力充実強化法案、いわゆる消防団支援法が施行されました。そのことにより、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求められ、それに伴って団員の処遇改善や装備品の予算が確保されているが、本町の強化対応をお伺いいたします。

今までは、階級や在籍年数に応じて支給されていた退職報奨金は改正され、全階級に一律5万円を上乗せするとしておりますが、また報酬、出動手当の引き上げについて、どのように改善するか対応をお伺いいたします。

大雨や災害時には、元消防団員や元警察官、自衛官の方々が支援活動に取り組み、感謝されております。団員の減少に歯どめをかけるため、全国の自治体では、高校生への一日

体験入団や経験豊富な団員OBに再入団を促す事例も見られるが、本町としても組織力の強化に向けた取り組みや対策をお伺いいたします。

地域の人たちが安全、安心の生活に不可欠な存在である消防団の取り組みが、本町においても広く町民に認識されております。公務員や大学生、一般企業の会社員の方々にも地域消防力の強化、地域の安全、防災力の担い手として参加していただくような対策についてお伺いするものであります。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 15番、米倉清志議員の消防団支援法による地域防災力の強化法についてのご質問にお答えいたします。

矢巾町の消防団は、昭和30年の旧村合併による矢巾村誕生に伴い、14分団、600名の組織で昭和30年4月1日にスタートしており、その後何度か組織の改革を行い、平成11年4月より380名の定員として現在に至っております。消防団の象徴でもありますポンプ自動車においては、常に手入れを怠らず整備され、一朝有事に備えておりますが、配備後24年を経過するものもあり、平成23年度より年に1台ないしは2台ずつ更新を行っているところであります。

ご質問の団員の処遇改善や装備品の予算の確保などの消防団の強化対策についてですが、議員お説のとおり、消防団を中核とした地域防災力の充実、強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として議員立法による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が昨年12月13日に公布、施行され、国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備に改善及び消防の相互の応援の充実を図られるよう必要な措置を講ずるものとする規定されており、平成26年2月7日には、消防団の装備の基準が改正されたところであります。

装備の充実に伴う処遇改善は、国基準の装備品の状況と本町消防団が既に所有している装備品の状況を比較検討し、場合によっては、今後補正予算での対応を行うなど、検討してまいります。

次に、消防団員の退職報奨金を初めとした報酬、出勤手当の引き上げについてですが、本町におきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金制度により、基金から退職報奨金が本人に支給されております。本町からは共済基金へ負担金の支払いを行っており、今後上乘せ分に対する負担金の増額は予想されますが、全階級一律5万円の上乗せに

は対応するものであります。

また、団員報酬、出動手当については、今後近隣市町村の状況を見ながら検討してまいります。

次に、団員の減少に歯どめをかける消防団強化対策についてであります。本町においては、定員380名に対する団員の充足率は2月末で72.6%となっており、年々団員の減少が著しい状況となっております。町といたしましても、区長会議や後援会の会議などで状況の説明と団員確保についてお願いしているとともに、各部においても積極的な勧誘や後援会へ要請を行うなど、状況改善への努力はしておりますが、特にも昼間の時間帯における消防団員が町内に不足することから、今後団員OBはもとより、消防署員OB、自衛隊員OBなどを活用できるような体制を消防団と検討してまいります。

次に、公務員や大学生、一般企業の方々にも地域防災力の強化、地域の安全性、防災力の担い手として参加していただくような対策をとる点についてでございますが、盛岡南消防署矢巾分署において一般企業や各学校の防災訓練などで支援、指導を行っており、町の防災訓練でも町の施設だけではなく、一般企業や福祉施設などを中心とした地域住民などに参加をいただいておりますが、災害時には企業からも人的派遣をいただくような協定を締結するなど、今後も防災思想の啓蒙を推進し、防災力の担い手として訓練等への参加及び災害時の支援をいただくよう呼びかけをしてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） 本町の職員が消防団員となって活動されております。企業や地域の青年にも広く入団を勧めていくことについてお伺いします。

昨年8月9日の大雨災害のときには、消防団員が災害対策や町民を救援するために危険を顧みず活動され、全力で取り組んでおられましたことに私どもも心から感謝を申し上げる次第でございます。しかしながら、団員は人手不足となっております。町内の企業に勤務している方々、昼には本町において仕事をしているわけですが、会社とかと協定を結んでおいて、出動しやすくするのではないかと。会社とか協定を結んでおけば、出動しやすくなるのではないかというような思いもでございます。また、町内の青年に消防団への入団を促す対策としましては、地元自治会とか、後援会が働きかけをしていますが、他市町村へ勤務などの中から入団までこぎつけるということは、なかなか難しい面がござ

います。そこで、広域の市町村、自治体や企業などが参加して、協議の上で広域単位での入団や出動の協定を結ぶ必要があるのではないかとということですが、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

消防団員が定数よりもかなり減っている状況、72%の状況と、今そういう状況になっておきまして、確かに今米倉議員さんがお説のとおり、いろいろ対策をしていかなければならないというふうには思っております。今の現状は、今お話しがりましたが、平日、どうしても昔のように家に、自営業といいますか、家にいる消防団員というのが非常に少なくなってきておきまして、やはり兼業農家で働いている方が多くなっております。そういうことで平日の勤めが多い、それも町外に勤めている方も結構いるというふうなこともあります。そうしますと、8月9日のような大きな災害になれば、全員が、全団が対応ということになれば、非常に団員が少ない中で厳しいというふうなこともありますので、そういった中では、広くその団員を募集しなければならないというふうに考えております。

それで答弁でもお話ししましたが、今まではどちらかというところ、矢巾町、災害が余りない地区でもありましたので、火災以外に当然対応はしているわけですが、どちらかといえれば火災に重点を置いた形で今まで対応してきたわけですが、やはり災害のことを考えれば、そういった昼の時間帯のことを考えなければならないということで、やはり企業等に協力をいただいて、例えば各企業から何人かを選んでいただいて、有事の際には対応していただく。8、9の場合は、各地区でも消防団は対応いたしましたので、そうしますと、どうしても手薄になるというふうなこともありますので、そういったことの対応を考えていかなければならないというのは、あれ以来思っているところでございます。そうしたことにつきましては、今現在も消防団とともにどのような対応をしたらいいのかということについていろいろ検討はしてございますが、そういったことでいろいろ企業等の協力等々も考えながら今後進めていきたいというふうに思っております。

広く自治体と協力してというふうなことでございますが、矢巾町に勤めている町の職員も消防団に入っておりますので、そういったことも考えますと、ほかの市町村から矢巾町内に働きに来ている方についても、あるいはそのメンバーになっていただくということも必要かなというふうに思いますので、それは企業が定めることでありますが、そういった広く矢巾町内に限らず広くそういった方も含めながら選んでいただくというふうなことで

今後お願いをしていかなければならないのかなというふうに思っております。そのような形で考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） ただいま大変な回答をいただきました。本当にそのように他市町村から本町に勤めてきている消防団員さんもいると思います。そういう方々の出動もできるような体制をこれからつくっていけば、もちろん本町からも盛岡とか他市町村に勤務に行っている消防団員さんもいるわけで、そこでもし何か地域であれば、矢巾町消防団員がその地域で、他市町村の地域で活動できるのではないかと、このように思いまして、自治体での協定といいますか、そういうものができれば非常に有効的ではないかなというふうな思いをいたしておりますので、よろしく申し上げます。

次に、本町の消防演習は、近隣市町村に極めて優秀であると高い評価をいただいております。日ごろの訓練に対し敬意を表するものであります。その演習には、消防学校生が参加されております。また、さらに小学生もそういう行事に参加してございますが、さらに小学校、中、高校、短大、大学などへ参加の希望者を募り、招待し、演習の実技または技能を観覧してもらうようなことはできないかということでございます。招待状を発送したり、ポスターを張るなどPRに力を入れて、消防団の使命などを認識してもらえるようなPRなどに力を入れていく方法はないか、こういうことについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

確かに今、これまで消防演習をやってきた中では、保育園等のお遊戯といいますか、そういうものは行っておりますし、それから消防学校の職員、当然ながら来て見ているというふうなことでございますが、今提案ありました小学校、中学校あるいは高等学校というふうなことで、やはり若いうちからそういった消防というのは大切なのだというふうな意識を植えつける意味では、非常にいいことだなというふうにも思います。

紫波町では、紫波高校生、ラッパの関係で、ブラスバンドの関係の生徒を呼んできているというふうなこともありますので、そういったことを考えれば、やはり小さいうちからそういった経験をさせるということはいいことだというふうに思いますので、検討してま

いりたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 米倉議員の質問の途中でございますけれども、ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前 11時02分 休憩

午前 11時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き米倉議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○15番（米倉清志議員） 旧矢巾中学校の跡地利用についてお伺いいたします。

本町の造成地や遊休地の活用を図るため、町長を初め町を挙げて取り組み、全力を挙げておりますことに敬意を表するものであります。平成18年ころから不動地区の町有地に龍澤学館より中高一貫校の建設計画が示され、希望あふれる教育の学校として大きな期待がありました。法の改正とか、もろもろの状況により計画は中止され、地元の方々も非常に残念な思いをしておりました。

その後、旧矢巾中学校跡地の利用計画として新設中学校の開設が示されておりましたが、さまざまな実情から計画の変更により、新たな事業計画として医療系、福祉系、看護系専門学校の建設計画が提示され、今日まで議論を重ねてまいりました。

龍澤学館のさらに詳しく医療系学校の建設計画について、細部にわたりお伺いするため、当町議会から質問状を提出していましたが、去る2月19日に説明会が開催され、龍澤理事長より医療、看護や専門学校の建設計画について詳細に説明がありました。傍聴者を含め出席者からは、若人が集い、本町が発展するためには、納得のいくすばらしい計画であるという感想が聞かれました。岩手県内を含め全国的に不足している医療系、福祉系、看護系の人材育成に総力を挙げ、将来的に福祉大学を設置し、学生数560名、教職員数100名以上を超える規模の大学を設置し、この岩手の地で働き、地域に貢献する人材を育成するとの遠大な計画でした。これからの病院経営には、人材不足であり、大都会の病院では、専門学校を卒業する学生を全員受け入れることもあるとのことですが、龍澤学館では、地元岩手、特に沿岸部の医療、福祉、看護で活躍する人材を育成するという、このような計

画について町長の所見をお伺いいたします。

本町のますますの発展に寄与する教育の場として、人材育成、若者が学び、活躍する学校の建設については、矢巾町商工会からも強く要望が出されています。建設計画について、本町の支援策や考えをお伺いいたします。

龍澤学館では、校舎、施設建設、広場などを建設する計画もあるとのことですが、本町のイベントなどに学内の施設を借用し、利用するとともに、旧矢巾中グラウンドとあわせて一体的に町民が使用できることも可能と思うが、お考えをお伺いいたします。

学館の教員や学生の居住については、寮の建設とともにアパートの利用、農産品の需要の拡大など、本町における経済効果は大なるものがあると思われまます。以前に説明されていたことよりも効果は多くなると思われまますが、いかように試算されているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 旧矢巾中学校跡地に看護専門学校を開設することについてのご質問にお答えいたします。

1点目の全国的に不足している医療系、福祉系、看護系の人材育成に総力を挙げ、地元岩手、特に沿岸部の医療、福祉、看護で活躍する人材を育成するという学校法人龍澤学館の計画の所見についてですが、現在学校法人龍澤学館では、幼稚園や保育園、高校、5つの専門学校、予備校など、人材育成に力を入れ、運営しているほか、釜石市との災害復興支援協定の締結や学生が希望している災害ボランティアへの活動支援のための移動手段的確保など、多岐にわたって取り組んでおります。

今回の旧矢巾中学校の跡地を活用して、医療系、福祉系、看護系の専門学校による人材育成の実現が図られた場合には、本町にとりましても若い交流人口や定住人口が増加し、地域の活性化につながるものと期待をしております。

2点目の建設計画についての本町の支援策についてですが、龍澤学館において、現在建設計画の概要が策定されていない初期の段階でもあり、さらに具体的な協議が進んだ場合には、要望等が示されるものと考えております。開設を予定しております用地につきましては、貴重な町有地でありますことから、賃貸借での提供であっても大きな支援になるものと考えております。

3点目の学内の施設を借用し、利用するとともに、グラウンドとあわせて一体的に町民が使用できることが可能かについてですが、龍澤学館からは専門学校を開設した場合には、

教室や講義室、図書室などの施設を開放するほか、専門的な学習や講演会への講師派遣など、地域密着で考えていると説明をいただいております、町の所有であるグラウンドとあわせて施設の有効的な利用ができるのではないかと考えております。

4点目の本町における経済効果は、以前に説明されていたことよりも多額になると思われるが、いかように試算されているかについてですが、定住や交流する人口に係る直接効果のほか、誘発されて他業種にも広がる波及効果を含め、約3億2,400万円が少なくとも毎年地元経済へ還元されるのではないかと、昨年試算額をお示しいたしましたが、その後改めて試算はしておりません。

以前の波及効果の試算については、定住や交流する人口を想定して試算したところでありますが、そのほかにも校舎建設に係る費用や授業に伴う必要な運営経費など、直接経費を試算すると、波及効果もふえるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） ご答弁ありがとうございました。

理事長からの説明では、医療系の専門学校を開学するには、教員の確保、医療機関、病院や医師の確保などを確保することが大きな課題であるとのことでありました。計画の初期の段階としては、建設する規模や概要の構想があっても、用地が決まらないことには、設計も計画も具体的な方向を見出せないのではないかというふうに思います。専門学校を開設した場合には、教室や講堂、図書室を本町町民にも開放するほか、専門的な学習への講師を派遣するとして矢巾町の地域には大きな効果があるものと思われれます。旧矢巾中学校のグラウンドも町民優先で使用できるもので、散策道や運動場としての役割、公園としても利用できるものであります。スポーツにも多目的に使用できるものであります。経済効果も大きなものがあります。多くの町民の方々からも専門学校の誘致には、期待している声が多く聞かれます。再度伺いますが、町として誘致に力を入れるべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、あるいはこれまでの議会との協議等におきましてご説明も申し上げてきましたが、こういった専門学校等の開設が図られますと、そ

れぞれ医大さんでもそうですが、医大さんの図書館あるいは食堂あるいは講義等につきましての実習あるいは講義の内容によりましては、そういったところにも一般市民等の参加等もありますとおり、そういった効果なども期待できるものと考えてございます。

やっぱり何よりそういった若い人たちあるいは教職員の皆さんがこちらのほうにおいてになることによって、そうした交流が図られることによったメリット等も相当なものがあるものと考えてございますので、条件を整えば、できればこちらのほうにおいてをいただければという考えでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） 教育とは、社会に貢献する人材の育成であると言われる方もございます。本町は、内外ともに認める学園都市として、学生が集い、優秀な人材として若人が集い、学び、社会に巣立っています。さらに、そこに医療系の人材が全国的にも多く求められている中であって、時の求めに応じた、時に合った建設計画であると思っております。医療系学校が建設された場合には、学校施設の有効利用できるものであり、グラウンドは町民がほぼ自由に使えるということでございます。本町の活性化、発展のためには、ぜひとも努力を続けていただきたいと願うものでございます。所見を伺います。

また、このように多く学生、教員が集うことにより、農産物の需要、米や野菜などの需要も多くなると思うのですが、このことについて何か試算があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず先ほど申し上げましたとおり、専門学校等の開設が図られますと、そういった交流等により活性化が図られるものと思っておりますし、あのグラウンドにつきましては、ずっと申し上げておりますが、一部設備等整えながら町立の総合グラウンドのような、あるいは流通センターにありますような都市公園のような形で町民の町立のグラウンドとして位置づけをいたしまして、皆さんがご活用できるようにしていきたいというような考えでございまして、皆さんがご活用できるものと思っております。

それから、先ほど農産物等の話がございましたが、今いろいろ龍澤学館さんでは、盛岡駅周辺等いわゆる学校の施設等がいっぱいありまして、そちらのほうで学生等がいっぱい来ておりますが、そこら辺にありますコンビニのストア等がございまして、県内でも相

当な売り上げを上げているというようなことでございますが、いろいろな食品とか、そういった、わずかな金額ではあるかもしれませんが、売れる金額が相当なものと、こうお聞きをしております。昼夜を問わず学生さんがいらしておりますので、弁当と申しますか、昼飯あるいは夕食等のことも考えられます。そうしたときに、例えば昼食時間帯に学館と申しますか、そういった学校の中で販売、農産物を活用したお弁当あるいは役場でもいろいろおにぎりを売ったり、あるいは弁当を売ったりしている業者さんもいらしておりますが、そういった形で販売等にもあるいはつながっていくのではないかと、そういった売り上げが伸びることによって町内産の農産物等の活用も図られていくのではないかと、そういった副作用と申しますか、そういったことも期待できるのではないかなということ考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） 龍澤学館が本町に開学された場合には、今ご説明いただいたようなさまざまな効果が多くあるということもお伺いいたしました。ぜひともこの学館が本町に建設できるような体制をつくり上げていければいいなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で15番、米倉清志議員の質問を終わります。

次に、4番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

（4番 山崎道夫議員 登壇）

○4番（山崎道夫議員） 議席番号4番、山崎道夫でございます。私は、第1点目として、災害に強いまちづくりの推進について質問し、町長の所見をお伺いをいたしたいと思っております。昨年8月9日の大雨災害から早いもので7カ月が経過をしました。復旧に向け順次工事が進められておりますが、まだ復旧に時間を要する被災箇所もあり、一日も早い復旧が待たれております。また、昨年の大雨災害は、多くの教訓を残しましたが、その教訓を今後の防災にどう生かすかが今問われていると思っております。そうした状況の中、本町は、株式会社ゼンリンとの地図情報提供の協定やわたまるメールの整備、ハザードマップの見直しなど、積極的に防災、減災に向けた取り組みを進めてきておりますが、今後さらに災害に強いまちづくり、地域づくりを進める観点から以下お伺いをいたします。

1点目でございます。いまだ復旧されていない被災箇所の復旧工事等のスケジュールを示されたいと思います。

2点目でございます。住民の円滑で安全な避難確保、被災者保護対策、平素からの防災への取り組み強化、住民による地区内の防災活動の推進などについて広く町民の意見を募り、必要により地域防災計画に取り入れるなど、災害に対する即応力の強化を図るべきと考えますが、今後の防災力強化に対する取り組みについてお伺いをいたします。

3点目でございます。岩手県は、みんなで取り組む防災活動促進条例を制定しておりますが、本町においても行政や地域、町民がそれぞれ取り組むべき役割を明文化し、町民の防災意識向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するためにも防災基本条例を制定する取り組みを進めるべきと考えますが、町長の所見をお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 4番、山崎道夫議員の災害に強いまちづくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目のいまだ復旧されていない被災箇所の復旧工事等のスケジュールについてですが、道路、橋梁、河川の公共土木施設の復旧スケジュールについては、山王茶屋前橋、城内山線及び煙山ダム上流の岩崎川については、平成26年度初旬から工事着手できるよう準備を進めており、年内の復旧を見込んでおります。

南昌山線につきましては、被害が甚大であることから、約2年にわたる復旧工事となる見込みであり、現在工事発注に向けて作業を進めているところであります。

また、矢次公民館に隣接した岩崎川橋の復旧につきましては、県で予定しております1級河川岩崎川河川改修事業と調整を図りながら、できるだけ早期に復旧できるよう協議を進めているところでありますが、実施までにはある程度の時間を要することから、地域のコミュニティへの影響や煙山小学校の通学路としての利用を考慮して、仮設歩道橋を設置し、1月20日に供用を開始したところであります。

マレットゴルフ場、水辺の里については、岩崎川の復旧状況を勘案しながら復旧方法や時期について検討を進めております。

弊懸の滝については、管理者である盛岡森林管理署において、町道南昌山線の災害復旧に合わせて復旧を進めていただくこととなっております。

国民保養センターについては、平成26年12月に営業を再開すべく各方面の調整に取り組

んでいるところであり、営業再開の際には、町民の憩いの場として親しまれる施設の運営に取り組んでまいります。

農林施設については、煙山ダムの敷地内、岩崎川の復旧は3月の中旬を、上金平堤、下金平堤、太田川頭首工、宮手川については3月下旬の完了を、煙山ダムのしゅんせつなどの復旧については5月下旬を、それぞれ予定しております。

また、幹線水路や水路ののり面などの小規模なものは、全て3月下旬に完了を予定しております。

上水道については、山王茶屋前橋の導水管、配水管の仮設復旧は完了しておりますが、本復旧に向け、平成26年6月ころまでに発注を予定し、橋梁工事とあわせて工事を進め、26年度内の完成を予定しております。

また、六助橋、岩崎川橋、大沼1号橋の配水管については、今年度に本復旧の完了を予定しております。下水道については、矢次処理場、下赤林浄化センター、管渠など、全て今年度に復旧の予定であります。

矢幅駅周辺施設については、主な被害が道路舗装の隆起や陥没、側溝の詰まり、フェンスの破損、保留地及び町有地の土砂流入となっておりますが、フェンスの破損については、年度内に修繕を行う予定であり、その他は全て対応が完了しております。

学校及び文化財施設については、煙山小学校のサブグラウンドの復旧工事が3月から6月までの間で行われる予定となっております。伝法寺館跡の復旧工事は11月に完了しております。

2点目の今後の防災力強化に対する取り組みについてですが、住民の円滑で安全な避難確保や住民による地区内の防災活動の推進などについて取り組むため、平成26年度において設置されていない自治会に対し、自主防災組織の設立を促すとともに、各組織の連携も重要であることから、連絡協議会を立ち上げ、意見を募りながら今後の地域防災計画に取り入れるとともに、平素からの訓練や情報の交換を通して、防災思想の啓蒙を図ってまいります。

また、15番、米倉清志議員のご質問にお答えいたしました。消防団員OB、消防署員OB、自衛隊員OBなどの人材の活用を検討してまいります。

3点目の防災基本条例を制定する取り組みを進めるべきではないかについてであります。先般遠野市で制定された防災基本条例の報道がなされておりました。官民一体による防災対策が不可欠とし、自助、共助、公助のそれぞれの取り組むべき内容を定義し、市民、事業者においては、自助及び共助として努力目標を掲げる形となっており、市においては災害予防、

災害応急対策及び災害復旧を掲げております。

本町においては、将来的に条例化することは検討していく必要がありますが、努力目標ではなく、まずは災害が発生したときの初動対応が最も重要であることから、全ての自治会における自主防災組織の設立及びその連絡協議会の立ち上げによる町民参加の形態をとることにより、災害に対する住民の意識を高めるとともに、協定の締結などによる企業参加を図りながら、町が一体となった防災の仕組みづくりを行っていくことが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 昨年の12月議会において、この災害対策について、さらには復旧状況のスケジュール等について質問をいたしました。その時点では被災箇所22カ所のうち、これは公共土木施設の関係でございますが、22カ所のうち3カ所が復旧工事完了という答弁をいただいております。今回答弁をいただいた復旧工事のスケジュールでは、山王茶屋前橋、城内山線及び煙山ダム上流の岩崎川、さらには岩崎川橋等の復旧工事の予定が今後されているということで、この予定も含めると、現在復旧工事が未施工の箇所というのは、そうは多くないわけでありませうけれども、どの程度になるものなのかお伺いをしたいと思います。

恐らく南昌山線とか、マレットゴルフ場、それから水辺の里、それから岩崎川橋等については、これは今年度は恐らく厳しいだろうということでご答弁にもございますが、その辺の見通しについてもお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

22カ所の災害復旧査定を受けた箇所につきましてですが、先ほど町長答弁にもありましたけれども、未施工部分以外は、全て年度内完了ということで契約もしておりますので、年度内に全て完了という形になります。それと、そのほかに一般に小さい部分、道路ののり面崩れたとか、そういうものもかなりございますが、これももう既に完了または年度内に完了という形になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 農地に流入した土砂の堆積等の撤去は、もう既に終わっているというふうに認識はしておりますが、そうするとことしの春以降の作付にはまず支障がないという判断でよろしいのか。

それから、町単独に小規模災害の復旧事業費の補助事業をやったわけですが、どの程度の件数と額になったのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

この春の耕作に支障がないかという件でございますけれども、この分につきましては、対応しておりましたので、大丈夫かと思っております。

次に、町独自の小規模災害に対する補助の関係でございますけれども、個人の部分につきましては、4件の29万四千何がし、約30万円程度の支出をしておりました。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） マレットゴルフ場と水辺の里は、大変な被害を受けて壊滅的な状況なわけでございますが、今後検討して、どういうふうな、例えば復旧をする場合、あるいはマレットゴルフ場は、例えば別な場所に設置をする場合等の検討をしながら、その結論を出していきたいという答弁でございましたが、これに対しての検討の時期、それからマレットゴルフ場があそこの場所で厳しいとすれば、聞くところによると徳丹城の跡地を、史跡跡地を利用して練習や競技をしているということも聞き及んでおりますが、あの史跡を使うことが可能だとすれば、起伏とか、あるいは傾斜とか、そういうものがつくれるものなのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） ただいまのご質問にお答えします。

まずマレットゴルフ場と水辺の里の件でございますが、岩崎川の復旧状況を先ほど町長が答弁したとおり状況を見まして考えますので、26年度以降のことになります。それで、その状況につきましては、マレットゴルフ場、それと水辺の里、非常にお金もかかりますことから、その補助事業を模索しながら、できる限りその補助でやりたいというふうに考えておりますし、それからまた大雨がきたときに、同じような状況が続かない、災害にならないように、その状況も勘案しながらやっていきたいと、このように考えておりますので、ご了承を

お願いしたいと思います。

それから、マレットゴルフ場の練習につきまして、徳丹城の跡地というふうなお話がありました。別なところの町有地をいろいろ模索しております。町有地をそっちのほうに、マレットゴルフ場のゴルフ協会の方々にあっせんといいますか、紹介しまして、今そっちのほうを検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ということは、徳丹城史跡はもう使わないということで理解してよろしいですね。

次に、再質問いたしますが、岩崎川橋の仮復旧といいますか、通学路等の歩道橋は完成をし、今小学生もそこを利用して通学しておりますし、地域の住民も公民館に来る際は、それを渡ってきているわけですが、しかしごみの、ごみ処理場への運搬等、あるいは公民館でいろいろ事業がありますので、その際には、どうしても車で来なければならないという状況もございますので、あるいはあそこを通っているいろいろ例えば私ども肥料運搬とかやっているわけですが、あるいは農機具を使って作業をするわけですが、非常に不便を来しているわけですし、さらに今後何年かはそういう状況が続くとすれば、大変なやっぱり事態だろうというふうに思うわけでありまして。

したがって、今後の岩崎川橋の復旧について、昨年たしか新聞報道になったわけですが、県の見解として4月以降測量が始まると。したがって、どの程度の川の幅、それから橋の復旧に当たっての計画が大体できてきた段階で橋の付近だけでも復旧に努めていくことは可能だという発言があったわけです。その点について、その当時、広域振興局の菊池俊彦河川防災課長のお話でございましたけれども、早期にかけかえることも可能だということを見解として出していますが、その点について、町として早期に復旧に向けた取り組みを進めていく上でどのように今後進めていくのかということをお伺いをしたいと思いますし、それから今橋げたが落ちているわけですが、あれの撤去も当然やらなければならないと思いますが、その点についての計画はどの程度のものが今あるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） 1点目のマレットゴルフの練習についてお答えいたします。

徳丹城での練習はしない予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 2点目の岩崎川橋の復旧関係についてのご質問にお答えいたします。

県で前にも地元説明会をしておりまして、一応予定では、ある程度線形を固めた場合、地域に説明申し上げるといことで、多分これ4月になろうかと思えますけれども、地域に説明を申し上げて、合意形成関係がとれたならば、用地のほうの測量関係とかという形で前回説明会の際に、県のほうから申し上げていると思えますけれども、それにのっとりまして、町とすれば、やはり線形が固まって、用地が見えたときには、早期にかけかえていただくという形で県のほうに要望等常に行っているところでございます。

それと、旧岩崎川橋の撤去ですけれども、これについては、なるべく年度内に、余り大きな橋梁ではございませんので、撤去したいということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 近年の災害は、頻度も規模も予想をはるかに上回る形で発生をしておりますし、私どもの矢巾町も例外ではなく、大きな被害を昨年こうむりました。こうした中で行政も地域も住民もより以上に災害に対する意識を高めることが求められていると思います。したがって、昨年私どもが総務常任委員会で九州の福岡市、飯塚市へ視察研修を行ったわけですが、この飯塚市は人口は13万人ぐらいで面積は矢巾町の約4倍ぐらいの市でございました。たび重なる水害の中で大変な災害をこうむってきた、そういう歴史を経験をした市でございますが、私どもが行って研修をした中で、防災無線が市内の98%をカバーをしているという大変な防災にかけての意気込みは大変なものを感じましたし、それから自主防災組織を活用して、情報の収集と伝達を行う体制が確立されておりました。また、あわせて広報広聴活動を防災組織の任務の一つとして、これも確立されておりました。

今後私どもの町として、昨年の12月議会で今後の取り組みということで方針が出されておりますが、ハザードマップの作成とか、各戸配布について、これはいつごろになるのか。それから、自主防災組織を力を入れて結成をしていくと、そのことが地域防災に向けて大きな役割を果たすということが米倉議員の質問の中でも答弁がございました。したがって、現在28地域での防災組織が結成をされているということでございますが、41行政区全て防災組織

を結成をする取り組みを進めていくという考えに基づいて、一定程度やっぱり目標を持ってやる必要があるではないかというふうに思っております。

したがって、その目標設定をどの程度に置いて、今年度例えば少なくとも10組織を結成すると。そのためには、こういう取り組みをしていくというふうな強い決意を持って、そういう取り組みをやってもらわなければならないだろうというふうに思いますが、それに対する考え方もお伺いしたいと思ひますし、それからJAが自治公民館に設置をしている屋外スピーカーを役場の防災無線と連結をして、そして広報活動に役立てていきたいという答弁が12月議会でもございましたが、残念ながら8カ所か9カ所が故障をしているという状況もあったわけでありましてけれども、JAに働きかけをどの程度しているのか。そしてまた、その予算の確保をしっかりとやっているのかということもお聞きをしたいと思ひます。

それから、あわせて主要河川への水位計や監視カメラの設置も考えていくということも答弁でもございましたが、その点についてもお伺いをしたいと思ひます。どのような取り組みを具体的にしていくのかということもございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいま4点ほどご質問がございました。お答えをしたいと思ひます。

まずハザードマップ、いつごろになるかということもございますが、26年度の事業ということでございまして、昨年8月9日には、雨の時期にあったわけですが、ちょっとそれまでにはどうしても間に合わない、作成状況としましては間に合わないというふうな状況でございまして、26年末あるいは若干来年に入るのかなというふうな形で思っております。

それから、自主防災組織の関係でございます。一定程度の目標を設定してはどうかというふうなことでございますが、今現在27、先ほども申し上げましたが、27の自治会で自主防災組織、結成していただいております。それで、今年度5つふえたわけですが、やはりつくっていないところはこういったことをしたらいいのかとか、そういったところで悩んでいるというふうなことも聞きますので、先ほど答弁にもありましたが、協議会等をつくって、そういった形で集まっていただいて、あるいはその中で研修会をするとかというふうなこと、あるいは今度区長会議がありますが、これは予定ではありますけれども、時間をちょっと割いて、今現在自主防災組織行って結成しているところのお話をちょっとしていただくとかというふうなことで昨年よりも自主防災組織の結成に向けて何とか努力をしていきたいという

ふうに思っております。

そういうことで、特別目標は掲げておりませんが、できるだけそういうふうな形で進めていきたいと思っておりますので、その組織をつくっても、協議会をつくっても、その中にはできれば未結成の自治会の代表の方を入れたいというふうにも思っておりますので、そういった形で進めていきたいと思っておりますので、目標設定は特にしておりませんが、まず26年度、ことし、25年度5カ所ありましたので、同等あるいはそれ以上の結成があればいいのかなというふうに思っております。

それから、JAの屋外スピーカーの関係でございます。昨年、後でわかったことでありますが、13カ所ほどちょっとふぐあいがあるというふうなことで話がございました。そういったことを受けまして、ことしに入りまして早々に農協のほうに、JAさんのほうに何とか整備をお願いしたいということで文書を差し上げているところでございます。それで、予算もそれに関してといたしますか、有線放送の施設の整備の予算は確保しているということですが、例えば春一番の強風が吹いて一気に有線の柱がかなり倒れたとか、そういった災害的なことがあれば、どうしてもそっちに優先になるというふうなことでございますが、できるだけ何とか町の防災のためにもそのスピーカーの改修をお願いしたいというふうに申し入れておりますので、その辺につきましては、農協さんのほうで何とかやっていただけるのではないかなというふうに思っております。

それから、河川にカメラの件ということでございます。これについては、検討しますというふうなことでお答えを申し上げておりました。カメラの件でございますが、カメラになりますと、昼は大丈夫見えますが、夜の監視がちょっと不可能な状況にもなるというふうなこともありますし、それから確かに昨年以下海老沼橋あるいは岩崎川橋、結果的にはあの辺が氾濫して大きな被害にはなりましたが、ただもっと前に情報を得ておけば、もうちょっと皆さんに情報を早く伝えることもできたのではないかなというふうなことで、そうなりますと、より上流につけたほうがいいのかなというふうなこともいろいろ考えております。そういったことで今現在も検討中という状況にはなっております。財政的な面もありますので、そういったところも加味しながらいろいろ今後さらに検討を進めていきたいというふうに思っております。

なお、南昌山に雨量計が設置されております。国土交通省の雨量計が設置されておりますので、今後はそういったものも監視しながら、特に重点的に監視しながら皆さんに情報を伝えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 昨年の災害のときも私どものエリアもかなり床下、床上浸水も含め被害があったわけですが、そのぐらい被害があったにもかかわらず同じ地域、エリアでも全くどういう状況になっているのかわからなかったという人たちがかなりおりました。途中で悪戦苦闘している方たちがいる中、サンダルばきで来る町民もいたわけです。したがって、情報の発信、そして情報の共有というのが一番今求められているのではないかというふうに思います。したがって、JAのスピーカーの件でございますけれども、JAが予算を確保しているということでございますが、町もそれを活用して防災力を高めていくということを考えれば、町としてもやっぱり予算的な措置をあわせて補助をしてやるとか、一緒になってふぐあいなものは直すとか、そういうふうな配慮があってもいいのではないかというふうに私今感じました。

そういうこともございますし、それからカメラについては、飯塚市ももうかなり力を入れておりました。ライブカメラの設置がもう十何カ所、20カ所近くまた今度ふやすというふうな話もございましたし、そういうことも赤外線のカメラを使っているようですけども、そういうこともあわせて検討していくべきではないかというふうに思いますので、その検討する際の一つの参考にさせていただければいいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 山崎道夫議員の途中でございますけれども、ここで昼食のために休憩に入ります。

再開を午後1時といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

12番、村松輝夫議員が退席をしております。

引き続き山崎道夫議員の一般質問を行います。

次に、第2問目の質問を許します。

○4番（山崎道夫議員） 2問目の質問に入らせていただきます。

旧矢巾中学校の跡地の活用について質問をいたしたいと思います。2月19日に矢巾中学校建設調査特別委員会において、龍澤学館の理事長から専門学校開設について直接お話を聞きましたが、現在具体的な計画を立案するまでに至っておらず、開設時期は全く未定であるということが明らかになりました。特に医療系専門学校の設置基準が大変厳しく、クリアしなければならない条件として実習先の病院の確保や教授となる医師の確保、これは10人程度が必要だということですが、さらには看護教員の有資格者の確保が挙げられておりました。これをクリアしなければ看護学科開設の計画すら立てられないと理事長は明言をいたしました。この3つの条件をクリアすることは大変困難であるということも同時に話されております。したがって、看護、福祉系の専門学校開設は、あくまで構想の段階でしかないということであり、実現性はかなり厳しい状況にあるということが明らかになったというふうに思います。

そこで町長に提言をいたします。開設時期も不透明で困難と思われる専門学校の誘致は、この際すっぱりとあきらめて、紆余曲折を経て更地になった旧矢巾中学校の跡地は、町民のために活用することを一日も早く決断していただきたいと思います。具体的には、広く町民が利活用できる社会教育施設としての屋内体育館や運動公園などのスポーツ施設の建設を進めていただくようご提案をいたします。この点について町長の所見をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 旧矢巾中学校跡地の活用についてのご質問にお答えいたします。

専門学校の誘致を諦め、屋内体育館や運動公園などのスポーツ施設の建設を進めていただきたいとの提案への所見についてですが、看護学科の開設に当たり、実習を受け入れていただく病院や医師の協力、看護教諭の確保などに相当の時間を要することはお聞きしておりますが、龍澤学館では、全国的に不足している看護師について、地域に貢献して活躍する人材を育成したいとのことから現在看護学科に力を注いでいるということでもあります。そのほかの学科につきましては、具体的な計画は立てていないが、歯科衛生学科や管理栄養学科など、これから必要と思われる医療、福祉系の養成学科の構想もあるとのことから、関係する機関等の協力をいただいて、早期に開設できることを期待しているところでございます。また、専門学校を開設するための具体的な計画を検討していく上では、開設場所の確保が大きな要件となるものであり、開設場所がはっきりしない段階では、具体的な協議等も進められないということでもあります。

町といたしましては、これまでもご説明してきたとおり、町が新たな財源を投資することなく、跡地の有効活用が図られることや専門学校の開設により、若い交流人口や定住する人口がふえることによって町の活性化につながっていくことが期待されるなど、町の利益に資する観点から教育施設として活用することが望ましいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、グラウンド敷地につきましては、これまでもご説明してきましたとおり、トイレなど一部施設の整備を図り社会教育施設として位置づけ、町立のグラウンドとして広く町民に活用していただくよう考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 町長もご存じのとおり、ことしの2月19日に龍澤学館の理事長が矢巾中学校建設調査特別委員会に説明員として出席をし、今日までの経過と現在の状況、さらには将来の構想等について話をされました。その中で疑問に思った点や率直に感じた点を話をさせていただきたいと思います。

町長は、中学校の校舎利用や跡地利用について、この間議会に対し、龍澤学館から申し入れを受け、いろいろ検討した結果、教育施設として活用するのが望ましいと判断したと一貫して話をされてきましたが、この間の龍澤理事長の説明では、全く反対のことが話しされました。平成18年ごろから不動地区への学校の建設についても役場から再三にわたって町内の施設、特に室岡地区における中学校の建設あるいはその前は専門学校の開設の話が龍澤学館から申し入れがあったというお話でございましたけれども、町のほうからどうぞ矢巾地区においでをいただき、町の土地を利用して学校建設を進めてほしいという話がされた。その後、平成21年から22年ころに差しかかったあたりに中学校建設が厳しくなったことから、役場を訪問した際、町長は、しからば矢巾中学校が移転する予定になっているので、その跡地を利用してはどうかという話を直接いただいたということで、この前の説明会では龍澤理事長は明言をいたしました。

その後、平成25年1月に町長にお会いをし、これまで誘致について非常に熱心にお誘いをいただいていることから、諸事情で中学校は諦めざるを得ないが、それにかえて医療系、福祉系の専門学校設置の構想について町長に直接説明をした。そして、専門学校設置についての中学校跡地の利用をお願い申し上げた。その際、町長は、大変いい話だと言われ、ぜひ進

めてほしいということも言われた。

これまで町長は、再三再四にわたって龍澤学館から矢巾町に学校の建設を進めたいと、そういう申し入れを受けてきた、そのことを受けて教育施設として利用するのが最もふさわしいという判断をしたということで、私どもにはそういう説明を一貫してしてきたわけでありますけれども、この町長の見解と龍澤学館の理事長の見解は、今まで私たちが受けてきた説明とは大きくかけ離れております。したがって、まずこの点についての町長のご所見をお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

大卒のところは私のほうからお答えいたしますし、あと期日と申しますか、そういうことにつきましては、当時の担当課長でありました副町長なり、現在の担当でございます秋篠課長のほうからお答えをさせていただきますので、どうぞご了承をお願いいたします。

まず室岡地区への中高の一貫校の誘致でございますが、これは私のほうから熱心にお誘いを申し上げました。たしか18年ころだったと思えます。そしてその後、19年にこの室岡地区への進出につきましては、いろいろな諸般の事情によりまして、これは龍澤学館のほうで断念をいたしたところでございます。その後しばらく期間があったわけでございますが、この矢巾中学校の移転ということがなされたわけございまして、そのときに龍澤学館のたしか理事長さんだったと思えますけれども、中学校の跡地にお願ひできないものかというような打診はございました。私は、そこで室岡の件もありますので、まず室岡の件が冷めやらないうちに、すぐ矢巾中学校の跡地ということはご返事はできないということで少し時間を置かせていただいたというわけございまして、その打診があったのは龍澤学館のほうからでございます。私のほうは室岡地区の心情も察しまして、すぐオーケーとはいきませんというようなことをお話したような気がしております。

その後、やはり町の内部、私は当然含みまして、いろいろ検討したわけでございます。したがって、室岡の皆さんには大変心情的には申しわけないわけでございますが、しかしながら今後人口減少時代に我が国あるいは岩手県、そして矢巾も突入するわけでございますが、何としましても今後やはりこの人口増加を図っていかなければならない、あるいは最悪でもこの減少を食い止めなければならぬというような観点から、やはり矢巾町全体の発展を考へるならば、この中学校跡地に龍澤学館が来るのもやぶさかではない、望ましいのではないかなというような考え方にかじを切りかえたわけでございます。

いずれにいたしましても、今人口減少時代に入りまして、矢巾も医大の附属病院が31年の4月に開院というような予定になっております。したがって、その後2年ぐらいまでは人口増加の傾向をたどるといように思っておるわけですが、その後をどうするかということでございまして、そういうことになりますと、やっぱり今のうちから手を打っていかなければならない、いわゆる人口減少に突入したときに、すぐということにはいかない。例えばいろんな施策を講じましても10年ぐらいは効果が出るには時間を費やすのではないかなというようにも思っておるわけですが、したがって、医大の附属病院開設後を考えて、これはいい案であろうというように私は受けとめたわけですが、そしてまた議会の皆さんにも大変ご苦勞、ご心配をかけまして、いろいろ議論をいただいております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 女鹿副町長。

○副町長（女鹿春夫君） それでは、今町長のほうから概要についてはお答えありましたけれども、その時系列といいますか、それを追って、私平成20年4月から企画財政課長を拝命しまして、その前の段階で平成19年11月に不動地区の延期ということがありまして、それを12月に議会の全員協議会のほうに報告したと、その後につきまして引き継ぎもあったわけですが、事務局のほうと、延期でございますので、どうするのかという情報交換は、私20年に参りましてから21年まで2年間は、そういう情報交換、年に数回は持たせていただきました。それでまだあきらめてはいないと、何とか矢巾のほうに行きたいという話は、その都度事務局長のほうからされておりましたけれども、それが平成22年の、先ほど町長から話ありましたけれども、5月7日になりまして、理事長が町長のところに参りまして、正式に旧矢巾中学校の跡地を何とかお願いできないかと、借用したい旨の話が正式にありました。そしてその後、内部等で検討しながら、それから不動地区にも懇談会持っていただいて、重立った方々に説明をした経緯がございます。

そして5月21日になりまして、議会の全員協議会のほうに正式な申し入れがあったということで報告させていただいた経緯がございます。それらに関しましては、一連の流れとして、今まで全員協議会の資料なり、特別委員会の資料等でご説明しておるとおりでございますので、あとはそれ以外のものについてはございませんので、その辺ご理解を賜りたいと思います。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 私のほうからですが、平成23年以降、そういったことで学館のほうには、中学校の開設について町の方針として伝わってきましたことから、まず積極的にそういった開設について協議をしてきた経緯がございます。そうした中で議員構成がかわりまして、さまざまお話が進んでいく中で今現在は医療系、福祉系の専門学校の開設について打診がある状況で現在進んできている状況でございます。

そういったことで先般の学館の理事長さんを招聘しての特別委員会というふうな状況になっておりますので、以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） この前の理事長の話とは大分違っているわけですが、これについては、どちらが真相なのかはちょっと、どれが真相なのかなかなかわかり切らない部分がありますが、いずれ食い違っているということについては、非常に私たちも今まで聞いた話と違うことが突然出ましたので、非常に町長に対しては何かおかしいのではないかという気持ちを持ちました。これは率直な気持ちでございます。

いずれそういうのは、これから真相を協議するにも時間がありませんので、別な話に移りますが、いずれこの前の、先ほども米倉議員も言っておりますが、遠大な計画、すごく夢のある計画だと言っておりますが、計画はどんなに遠大でも、あるいはすばらしい計画だとはいったものの、この前の話を聞くと、大変な条件をクリアしなければ、厚生労働省、県を經由しての申請になるわけですがけれども、計画すらも出せない。私は、そのとき、以前全員協議会でもらった25年8月21日にもらった資料なのですが、この中では、盛岡市内の開設、これは教員確保などの条件を整えば、盛岡市内の施設で開設することを考えている。こういう書面をもらったわけですが、これについて質問をいたしました。盛岡市内での開設の状況について、いつころめどがつくのかという率直な質問をしましたが、それに対して理事長は、先ほど言った3つの条件、教授、教師、それから病院の実習先、これなどをしっかり確保しなければ、その計画すら難しいと。厚生労働省の基準、いわゆる申請をして、それをクリアするための基準は、本当に厳しいものがあると。私立中学校の開設のときも理事長が3回ほど厚生労働省に行っている。それから、担当者は20回近く行っているというような話もされておりましたし、その申請をした段階で1つ1つかなり厳しい条件をチェックをされると。それが1つでも問題があったとすれば、全部それはもう却下になるというようなことで盛岡

市内の開設すらもめどが立っていないということ、これもまた厳しい、苦しい胸の内を私どもの前で吐露したわけであります。

したがって、そういうのを考えると、大学の構想はもちろん大変な構想ですけれども、厚生労働省ではなく、今度は文科省が関連するか、これは看護学科の関係は厚生労働省だと思えますが、非常に選別をする、受けるというふうなことで、大学の開設は本当に今の段階では、本当に将来の構想ですということを言うておりました。したがって、この矢巾中学校の跡地に龍澤学館を誘致をすとなれば、例えば5年待つのか、あるいは条件をクリアできるまで待つといえ10年待つのか、この辺が全く不透明であります。

この前の説明の中では、ほとんど厳しい状況の中で、今計画すらも立てられない状況だということも言うておりました。すばらしい計画でありますけれども、果たして実現性があるのでしょうか。そのことを私は危惧をしているわけであります。厳しい条件をクリアをして申請をする。それは当然経営者ですから、努力はするでしょうけれども、先ほど言ったような諸条件、特に参加については非常に難しいだろうということも言うておりました。参加の実習先を見つけるのは本当に至難のわざだということも理事長の口から聞いたわけであります。

したがって、そのようなことを総合的に勘案した場合、どんなに矢巾町にとって経済効果があるかもしれませんが、それから人材の育成もされるかもしれません。これは、私は大変すばらしい計画だとは思いますが、絵にかいた餅になってしまうのではないかという危惧を抱かざるを得ない。したがって、早急にその辺の見切りをしっかりとつけるべきではないか。

それでお聞きをいたしますが、先ほど言った龍澤学館の計画が具体化されるのには、何年ぐらいかかるというふうにいろいろ今日までのお話を聞いた中で町長は判断をしているのか。そしてまた、今後条件がクリアするまで何年ぐらいかかるのか。それは今話したのと整合性が当然出てくるわけですが、それから何年ぐらい待つ気なのか、5年でも10年でも待つ気なのか。この更地化したのをそのまま町民に説明責任を果たすその義務があると思えますが、その辺を含めて町長の見解をお伺いしたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、お答えを申し上げます。

今何年待つのかということでございますが、それぞれ龍澤学館の理事長の説明をお聞きになったと思いますが、まずは手を挙げてから開設までには2年かかるというのが今の手続上から申し上げますと、そのような形になっておるようでございます。したがって、最高

待っても、やっぱり5年ぐらいがめどであろうというように私は思っております。10年ということになりますと、とんでもない期間になるわけでございますので、これから龍澤学館ともしっかりその辺のところは話をしていかなければならないわけでございますが、今までのところは、いずれ手を挙げてから2年かかりますよということでありまして、今いろいろお聞きしたような大きな課題と申しますか、難問と申しますか、いっぱいあるということは、私もそんなに聞いたことがなかったわけございまして、今いろいろ議員のほうから龍澤学館の理事長の説明の中でこういうことがあったということをお聞きしたわけでございますので、そういうことを鑑みますと、最高待ってもやっぱり5年ぐらいがめどではなかろうかなというように今感じたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 初めて町長から5年をめどにして待つことも考えていかなければならないかもしれないという話でしたが、私はこの矢巾中学校が移転して、もう既に2年をたっているわけですし、さらには跡地の活用については、多くの町民が関心を持っている、この前12月に議会と町民の懇談会をやった際も9人の方々から質問が出ましたが、そのうちの5人から中学校の跡地問題が話されております。したがって、5年間待つということは、ある意味大変な時間の流れになってしまうのではないかというふうに思うわけでありまして。

この前たまたま町長は2013年度の児童・生徒顕彰メダル授与式がありまして、町長が直接メダルを授与したわけでありましてけれども、その際に子どもさんたちに向かって皆さんの努力に心から敬意を表したいと、皆さんの頑張りは、矢巾町の元気にもつながる、岩手国体、東京オリンピックが控えている。この中から選手が誕生すれば、これ以上の幸せはない、今後の活躍を大いに期待していると子どもたちをたたえたわけでありましてけれども、しかしその子どもたちが伸び伸びと体力をつけ、そして技術力、競技力の向上を目指して練習に打ち込む、そういう場が矢巾町は本当に少ない、これは誰もが言っていることであります。したがって、そういう観点から将来の子どもたちにそういう、特に冬場なのですが、室内トレーニング場を設置をして建設をして、そういう場を与え、そして子どもたちに将来に向かってそういう大きな目標をそういう場を使って一生懸命頑張ってください、そういうふうな考えはないのか。そしてまた、災害時、住民の緊急避難場所の確保が今求められていると思っておりますが、平常時は、町民の憩いの場として使える公園の整備、そして異常時には、防災公園、

そして避難場所として使えるような、そういった公園の整備等も今矢巾町には求められているのではないかというふうに思っております。

○議長（藤原義一議員） 山崎議員、質問の途中ですが、時間になりましたので。

○4番（山崎道夫議員） その点も考えをいただいて、今後しっかりと私たちに町長の考えを披瀝していただきたいと思います。最後要望になりましたが、よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で4番、山崎道夫議員の質問を終わります。

次に、1番、齊藤正範議員。

第1問目の質問を許します。

（1番 齊藤正範議員 登壇）

○1番（齊藤正範議員） 議席番号1番、齊藤正範です。3つの質問をさせていただきます。

1問目の質問であります。空き家対策についてであります。急速に進む少子高齢化や経済的な事情から長期にわたり利用されない空き家が全国的に増加しております。総務省の平成20年住宅・土地統計調査によれば、2008年の総住宅数5,759万戸のうち空き家は756万戸となり、総住宅数に占める割合は1998年の11.5%から13.1%に上昇しております。こうした空き家は倒壊や建設材の飛散のほか、不審者の侵入や放火の恐れがあり、空き家対策は、これからの当町まちづくりにおいても重要な課題になると思い、以下お伺いいたします。

1点目、当町における空き家の状況はどのように把握しているのか。

2点目、所有者と空き家について今後の活用方法や取り壊し等の意向を調べた経過はあるのか。

3点目、家屋を解体し、更地にすると固定資産税の軽減措置が適用されないという税法上の問題は、空き家解体に影響しているとの考えはあるのか。

4点目、防犯と生活環境の保全のため、危険な空き家対策が必要と思うのかどうか。

以上、4点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 1番、齊藤正範議員の空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の当町における空き家の状況はどのように把握しているかについてですが、居住者がおらず長年放置されたままの空き家につきましては、防犯、防災や景観などの観点から全国的な問題となっており、高齢化や人口減少傾向など、今後も増加することが予想されてお

ります。

また、空き家の中には、登記が書きかえになっていないものや建築基準法の条件を満たしていない空き家もあり、新たに建物が建築できないことなど、さまざまな問題を抱えるものもあります。総務省で行った平成20年、住宅・土地統計調査によると、本町については空き家が930戸で総住宅数の10.1%となっており、全国平均の13.1%と比較すると3%低い状況となっております。本町におきまして空き家調査は現在行っておりませんが、今後防犯、防災の観点から空き家の把握に努めてまいります。

2点目の所有者と空き家について、今後の活用方法や取り壊し等の意向を調べた経過はあるかについてですが、本町において住民から空き家が倒壊の恐れがあるとか、防犯上心配との情報はなく、取り壊し等の意向を調べたことはございません。

3点目の家屋を解体し、更地にすると固定資産税の軽減措置が適用されないという税法上の問題が影響しているのではないかについてですが、住家が建築されている土地に関しては、固定資産税の軽減措置が適用され、6分の1の課税となっており、家屋を解体しない一因となっているほか、高額な撤去費用を要することから解体せずにそのまま放置しているものと考えられております。

4点目の防犯と生活環境の保全のため危険な空き家対策が必要ではないかについてですが、長年放置されている空き家に関しましては、自然災害による倒壊や建築材の飛散で地域住民に被害を及ぼす恐れがあること、また、不法侵入や放火の恐れ、周辺の景観を損ねるなど、さまざまな問題を引き起こす原因となり得ることから、問題が発生する前に現状の把握と、その対応について検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） それでは、再質問させていただきます。

空き家対策についての課題については、町のほうでも考えているようでありますので、以下について再質問させていただきます。

野村総合研究所の調査によれば、2003年のペースで新築をつくり続けた場合、2040年には空き家率が43%に達すると推計されております。また、仮に新築をつくるペースを半分にした場合でも空き家率は36%と推計されており、3軒に1軒は空き家になる可能性があります。また、高齢化により福祉施設や賃貸住宅への転居、そして東京オリンピックを控え、東京経

经济圈への一極集中が進むことなどが予測され、空き家率は全国平均より低いわけですが、当町においても空き家が増加していくことに拍車がかかるのではないかと懸念する声も聞く機会が多くあります。そのため、その対応の一つとして、空き家解消の相談窓口を町に設置できないかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

推計をすれば2040年には43%あるいは36%に、これは全国平均の推計だと思いますが、そのようになるというふうなことでお話がありました。まず町の10.1%の、これは統計数値ではございますが、皆さん感覚的に、では10軒に1軒、果たしてあるのかなというふうな感覚を持つかもしれません。平成20年の住宅・土地統計調査ですが、これは平成17年の国勢調査の調査区数158ございますが、その中から38の調査区がサンプルで、これはランダムに国のほうで選ぶものですが、選ばれて、さらにその調査区ごとに名簿がありますが、5人置きに調べるサンプルが調査されたというふうなことでございます。

それで、たまたまという表現もあれですが、この中に広宮沢の雇用促進4号棟というのも入ってございまして、この辺が大きく数値を引き上げている現状だろうなというふうに思っております。ただ、統計はそのとおり統計ということでございますので、この数字は統計として捉えていかなければならないと思いますが、感覚的には10軒に1軒が空き家というふうには、ちょっと私は考えにくいのではないかなというふうに思っております。

そういうことで矢巾町は、将来的に2040年にそのくらいになるというふうにはちょっと考えられないわけですが、ただふえていくというのは少なからずあるのかなというふうに思っております。

それで先ほど答弁にもありましたが、今現在苦情的なもの、そういった寄せられたことはありませんので、一応その窓口というのは、今すぐどうのこうのということは考えてございませんが、いずれはいろんな状況によりまして空き家がふえてくるというふうなことも考えられますので、時期を捉えてそういったことも検討していかなければならないのかなというふうに思っております。今すぐどうのこうのということは、ちょっと考えておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 統計のとり方でちょっと違う点があるのではないかなという説明もわかりました。しかしながら、町民の声の中には、さき到大雨の水害で床上浸水した家で居住者がいなくて、その家財の処理に困ったとか、誰が住んでいるのかよくわからない点があるとかというような心配事を聞く機会があります。他の自治体においては、空き家の解体費用の融資制度や税問題、台帳整備並びに自治会と連携した空き家等の見守り隊の創設など、いろいろな取り組みが考えられております。窓口開設をそう近い将来ではなくても検討するというお話でありますので、ぜひこの点等も考えた中の条例制定などもあわせて考えられたいのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） お答えをいたします。

全国の中には、確かに条例を制定して対策をしているところもあるようでございますし、それから中には解体費用も何か出しているというふうなところも見られます。そういったことを最終的には考えていかなければならないのかなというふうに思いますが、まずは町内でもどの程度あるのかなというふうな調査はしてみたいというふうに思っておりましたので、その方法については、区長さんをお願いするかどうか、その辺はまたちょっと検討ですが、いずれしてみたいというふうに思っておりますので、その後いろいろな条例等については、また考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○1番（齊藤正範議員） ありません。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○1番（齊藤正範議員） 2問目の質問をいたします。

政府は、米の生産調整の廃止などを盛り込んだ農林水産業、地域の活力創造プランを取りまとめ、今後10年間で農業、農村の所得倍増を目指しております。プランでは、生産者が加工や流通も手がける6次産業化を推進し、平成32年に国内市場規模を10兆円に増加させるとしております。農地をまとめて意欲的な農家に貸し出しするために設置する農地中間管理機構を活用して、農地を集約し、また米の生産コストを10年間で約4割削減するともしております。

減反を5年後の平成30年度産米から廃止し、それまでは米所得補償交付金は、現行の半額、10アール当たり7,500円とするかわりに飼料用米への転作補助金を拡充するほか、農地を守

る取り組みをする日本型直接払いを平成14年度に創設することも盛り込んでおります。このような農政転換を受けて、以下お伺いいたします。

1点目、多くの農家は、このような農政転換を大変不安と思っているが、町はどう捉え、どのように指導していくのか。

2点目、農業の6次産業化について当町における現状と今後の方針について。

3点目、農地を担い手に集約した後の小規模農家対策について何か考えていることがあるのか。

4点目、農地集約の状況と農地中間管理機構とのかかわりをどのようにしていくのか、4点お伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 農業政策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の多くの農家は、農政転換を大変不安と思っているが、町はどう捉えてどのように指導していくのかについてですが、今回の農政改革の目的は、農業従事者の高齢化に伴う担い手の育成や確保及び耕作放棄地の解消が挙げられ、こうした問題を解決するために構造改革を加速させることとしております。本町におきましては、集落営農組織及び認定農業者を中心経営体として位置づけた営農活動を行っておりますが、今後の担い手の育成確保については、支援を考えていかなければならないものと捉えております。

今回の農政改革については、米の生産調整の廃止を初め、発表から実施までの期間が短かったことにより平成26年度の飼料用米の種子確保ができなかったことなどから多くの農家が不安を感じていることと思います。町といたしましては、岩手中央農業協同組合が2月10日から14日までの期間において、町内各地域で実施しました春期営農経済座談会に同行し、新制度等についての説明を行ったところであります。

また、2月28日には、岩手中央農業協同組合矢巾地域営農センターを会場に日本型直接支払制度に係る説明会を開催し、その後には農林水産省より講師を迎え、集落営農経営改善研修会を開催し、集落営農の今後のあり方を初め新制度の詳細も含めたさまざまなお話をいただいたところであります。

町といたしましては、新たな制度を効率よく活用していただき、何より農業所得向上を図らなければならないことから今後も集落営農、農家組合等からの出席要請に積極的に対応し、農家の不安を払拭していきたいと考えております。

2点目の農業の6次産業化について、当町における現状と今後の方針についてですが、町

内においては、矢次3ちゃん及び農事組合法人室岡営農組合の2つの組織が6次産業化法に基づく事業として農林水産大臣からの認定を受けているところであります。こうした6次産業化への取り組みを支援するため、町単独の補助事業として矢巾町6次産業化推進事業費補助金交付要綱を平成26年3月1日から施行し、農産物の加工に必要な施設の整備や新たな商品の創出、商品開発等に必要な知識、技能の習得に要する経費の一部を助成することとしております。

また、6次産業化への取り組みに関する機運の醸成並びに環境整備を図るため、女性や若手農業者、営農組織、産直団体等のリーダーを対象とした6次産業化推進セミナーを今年度から開催し、6次産業化を進める上での基礎知識から商品開発、マーケティング等の専門的な分野に至るまでの構成により6次産業化への動機づけのための研修機会を設けているところであります。

なお、本研修の講師及びデザイナーによる商品デザインの指導を受けた商品を去る2月22日及び23日に岩手県産業文化センターにおいて開催された岩手S1スイーツフェアに出店したところ、すぐに売り切れとなるなど、極めて好評であったという成果もあらわれております。本研修を契機に、少しでも多くの農業者が取り組みの意義を体感するとともに、具体的な行動につながるよう、引いては6次産業化への起業化が加速することにより、農林作物の高付加価値化並びに農家所得の向上が図られるよう必要な環境整備等の支援を行ってまいります。

また、ゆくたがりのタベや商工会及び町内飲食店との連携による創作料理の試作など、あらゆる機会を捉えて農作物及び6次産業化に係る特産品を積極的にPRし、販売促進を図ってまいります。

3点目の小規模農家対策について何か考えていることがあるかについてですが、各集落営農組織において、活動の指針である人・農地プランに定めた今後地域の中心となる経営体に農地を集約し、その後は同プランの今後の地域農業のあり方で示した取り組み内容に基づいて営農組織の構成員として集落営農に参画していただくこととなります。具体的には、園芸作物等をくみ入れた複合経営の労働力としての連携、日本型直接支払い制度の活用をし、担い手に集積した農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ等の支援活動を通じて地域とのかかわりが図られるものと考えております。このような組織体制が町内全域に構築できるよう日本型直接支払い制度を初めとする各種制度について説明会や研修会など、さまざまな機会を捉えて周知を図ってまいります。

4点目の農地集約の状況と農地中間管理機構とのかかわりをどのようにしていくのかについてですが、私のほうからは、農地中間管理機構とのかかわりについてお答えをいたします。2月28日に、県と市町村との会議が開催され、3月1日に法律の施行がなされ、4月1日から動き出すスケジュールで進んでおります。今後は、業務の多くが岩手県の農地中間管理機構から市町村や農業委員会及び岩手中央農業協同組合に委託される見通しでありますことから、農地利用集積円滑化団体の資格を有する岩手中央農業協同組合との連携のもと、農地の出し手と受け手が相互に有益となるよう調整を行うとともに、各種補助金の有効活用に向けた支援も行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農業委員会会長。

○農業委員会会長（高橋義幸君） 引き続き私のほうから1番、齊藤正範議員の農地集約の状況についてのご質問にお答えいたします。

農地の集約状況は、平成26年1月末現在で約729ヘクタールが集積されております。第6次矢巾町総合計画後期基本計画では、農地集積面積の目標数値を平成27年度で720ヘクタールと設定しており、目標を達成したところであります。これは、人・農地プランに集落営農組織や認定農業者が中心経営体として位置づけられたことにより、より効率的な農地利用が図られたものと捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 再質問させていただきます。

初めに、町の担当者が農協主催の営農座談会に同行し、新農政の説明や盛岡で行われた集落営農組織法人化研修への積極的な出席や農林水産省の講師を招いての研修会など、新農政の徹底に向けた勢力的な指導を心強く感じており、敬意を払うものであります。

しかしながら、今回の農政転換は、余りにも大きな転換する点が多いことから、次の点について再質問いたしたいと思っております。

町が昨年10月に発表した農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想では、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める面積のシェア目標を平成32年度までにおおむね65%と目標を掲げておりますが、その取り組みについてはどのようにしていくのかお伺いたしたいと思っております。

また、国のプランでは、今後10年間で全農地の8割を大規模農家に集約することを骨子としておりますが、町の目標数値は変更となる可能性があるかもお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず町が作成しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえての将来の見通しの話なわけでございますが、この農地集積の関係、65%とこの目標数値を町でおられるわけでございますけれども、この分につきましては、まずこの計画の策定の手順の形なのですが、ベースの部分につきましては、岩手県の部分もそこで見いただいている分がありますけれども、県の構想も踏まえ、そして町の構想もというふうな形で連動されている部分がございます。それで、そういうふうな観点から、今までの数値的なものを踏まえて65と設定したわけでございますが、しかしながら議員お説のとおり国が定めた集積率の部分につきましては、今後10年後をめどに80%にするというふうな話で定めているわけで、この部分の率の差があるわけでございますけれども、この部分につきましては、今後と申しますか、今年度、もう4月1日からスタートするわけでございますけれども、この中間管理機構等の活用した形の動きの形の中で場合によっては見直されるかもしれませんけれども、いずれそのような経過の中で設定はさせていただいたということでございますので、その部分につきましては、ご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 同じく町の構想では、経営体の農地分散を課題にしておりますが、今回の地域の話し合いにより取りまとめた人・農地プランでの集約では、どのような結果になっており、課題はどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 人・農地プランの計画策定を踏まえた状況ということでございますけれども、まず各集落からの集積目標の部分につきましては、議員もご存じのとおり、中心的経営体、中心経営体のほうにまず集積をするという形の中で見ておられるわけでございますけれども、この形の中では、それぞれの率の部分につきましては、各集落ではまちまちではございますけれども、将来的には中心経営体に集積するという計画にはなっております。それで、今度は経営体、中心経営体の各集落、この数でございますけ

れども、これもまたまちまちでございます。

ただ構成といたしましては、当然ながら中心経営体には集落もなれますので、集落そのものがまずありますし、あとは認定農業者、そしてあとは将来担っていただくとする若手農業者の方、そういったふうな方々が中心経営体としては列記されております。

それで次に、課題でございますけれども、各集落の課題といたしましては、分散、各集落内で出入り策の関係の部分が、やはりその部分が課題であるということでは各集落では話があります。そういう意味で全体的な集積、集約、集積イコール集約の部分でありますけれども、担い手にそういったふうな分散している分を本当に効率的に一团的に集約できる体制をとってほしいというふうな要望的な部分がございます。そういったふうな観点からした場合には、今回の中間管理機構の部分につきましては、そういったふうな部分を担っていることにはなっておりますので、その辺は期待したいと思っておりますし、町のほうでもそういったふうな働きかけはしてまいりたいと思っておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 次は、日本型直接支払制度の創設関連でお伺いいたしたいと思えます。従来あった農地・水保全管理組織が組織されていない町内の地区はどの程度あり、またこれらの創設についてどのような指導を行っていくのかお伺いいたしたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

従来やっておりました農地・水・環境保全活動の事業の部分でございますが、この部分につきましては、11団体、11組織、今現在進めておりました。となりますと、各集落で取り組むというふうなことに限定した場合ですけれども、そうしますと、まず人・農地プランの数でいきますと、31集落まず想定しておりますので、ですからまず残り20集落の部分が新たに取り組むことになろうかなというふうに思っております。それで、今回の分につきましては、新たな創設ということで農地維持支払いということで新たに創設されたものがあります。端的に言いますと、農地ののり面の草払いとか、あとは前さらいと地域では言っておりますけれども、そういったふうなものまできちんとそれぞれの経費を出しますよということでありますので、そういう意味では、今後想定される部分につきましては、全集落とも取り組むのではないかなというふうに町では見ておりましたし、せつかくのそういったふうなものの制度

を生かしてほしいなという思いはあります。この分につきましては、今現在取りまとめを進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 今回の農政転換では、農地を大型担い手に集約して、生産コストを削減した中で競争力を高め、また農地・水の保全是、日本型直接支払制度の創設で、それで管理すると、早く言えばそういうような制度かなというように思う次第でありますけれども、町内の全ての地域で日本型直接支払制度を活用する組織が設立されれば、農地・水・環境保全の体制はでき上がるのではないかなということを考えることからお伺いいたします。

農地の取得は農業委員会の許可が必要としており、農地法では下限面積を原則50アールと定めているが、実情に応じて農業委員会で変更できるとしてしております。先日農林水産省の講師を迎えた研修会の参加者よりの質問の中で、小規模農家が農地中間管理機構に農地を提供しても、その農地を受ける担い手が3年程度で見つからない場合は、返す場合もあるとの回答がなされております。農地中間管理機構を利用したとしても、耕作放棄地がふえる危険があるということであります。このことから、農地取得を今の下限面積50アールから10アールに引き下げて農地を取得しやすくし、耕作放棄地対策の一つとしてはどうかお伺いしたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 今の農地取得要件の関係の部分の中でのご質問でございますが、議員おっしゃいますように、それぞれの市町村農業委員会のほうでそういったふうな設定の部分が可能になります。それで、町のほうでもそういったふうなことを踏まえまして、先般の委員会のほうにそのことを諮った経緯がございまして、それで矢巾町におきましては、今現在と同様に50アール、5反歩要件の部分を堅持するというふうな話の方向で確認をとっておりました。と申しますのは、まずそれぞれの市町村の条件もあるわけでございますけれども、やはり農業、農家、農業として成り立つ最低限の部分の形の中では、やはり面積の小面積というよりは、ある程度の一定面積の部分を確保した上でやるのが望ましいというふうな観点から、そのように従来と同様に50アールというふうに設定した経緯がございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 説明はよくわかりました。農業を維持する観点での50アールに協議したということは理解できますけれども、いずれ経営的な農業については、50アールではとてもやり切れないということは、今回の施策等で皆さんご承知のとおりだと思いますので、ぜひそれに加えて耕作放棄地対策についても再度検討していただきたいなと思います。これは要望でございます。

続けて再質問させていただきたいと思います。6次産業化は、重要な課題と捉えておりますが、町内の営農組織の中に商品の企画立案や手法が苦手な組織もあると思うことから、新たに取り組もうとする組織の個別指導について、今年度から開催する6次産業化推進セミナーの講師から直接指導を受けることができるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 議員お説のとおり、そのものは自由に参加できる体制の形の中で進めていきたいと思っております。若干ちょっと経過を話させていただきますと、当初進めた部分では、集落営農あるいは認定農業者、そしてまた産直団体等々にそういったふうなことをご案内しまして、それで参加していただきました。しかしながら、最終的にはカリキュラムを組みますので、講義形式、講演会ではない形の中できちんと包装とか、ポップとか、いろいろなパッケージまでやる形をとりまして、本当に商品化しようとするところまでいこうとしておりまして、その中でまだ集落のほうでは、全体的な取り組み的なものもちよっとまだかなという部分もあったりして、若干そこにはずれがありました。ですが、今後進めるときには、その研修会の際には、全ての方々にはご案内しながら参加していただきながら、それを研修していただきたいという考えでは進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 今回の6次産業化の推進については、従来から一歩進んだ取り組みを行うのではないかなということで大変期待しているところであります。ぜひ成果につながるようにご指導よろしくお願ひしたいと思います。

続けて、再質問させていただきます。減反廃止に伴う飼料米作付については、JAの春期

営農講座では、食料米の自給量が毎年岩手県において約4,000トン減少することが予想されると言っておりますが、当面の販売先は確保しているとの説明でありました。しかし、2月に行われたTPP交渉の閣僚会議で盛んに協議されている重要5項目の一つである牛、豚肉はアメリカ、オーストラリアなどが強く関税引き下げを求めており、引き下げは避けられない情勢です。その上、関税を収入源としている畜産農家への支援事業の見直しなども考えられると報道されております。TPP交渉の結果次第では、受け手である畜産農家が減少する心配も大変危惧されます。

それでJAにおいては、当面飼料用米の販売先は確保されているとの説明ではありますが、町においても関係団体と連携し、恒常的に販売先の確保について取り組む必要があると思っておりますが、考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、飼料用米の利用、そういったふうな実需者等の部分につきましては、情報を得ながらそういったふうな体制を組んでいかなければならないとこちらのほうでも考えておりますし、農協自身もそのように認識しておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○1番（齊藤正範議員） ありません。

○議長（藤原義一議員） 質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開を14時20分といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き齊藤正範議員の一般質問を行います。

第3問目の質問を許します。

○1番（齊藤正範議員） 3問目の質問をさせていただきます。児童・生徒の学校教育についてお伺いいたします。

1つ、文部科学省は、中学の英語の授業は原則英語で行うことなどを盛り込んだ英語教育改革実施計画を発表しました。より実践的な英語指導への転換が狙いとされております。

2018年度からの段階的实施を目指しており、教育行政方針でも述べている当町の英語教育の充実について、現状と2018年に向けての児童・生徒が心配なく学習できる体制構築について伺います。

2つ目、昨年11月に土曜日授業に関する省令を受けて、野田市教育委員会は、市立の全小中学校でことしは計17回の土曜日授業の実施を予定し、来年度からは原則として土曜日の午前中授業を実施しようとしておりますが、当町はどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目、和食がユネスコの無形文化財に登録されたことを受けて、良質米の生産地でもある当町の学校給食で和食の比率を高める考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 学校教育についてのご質問にお答えいたします。

1点目の英語教育の現状と学習体制の構築についてですが、現在小学校高学年の外国語活動の授業には、外国人指導助手を派遣し、英語中心での学習を進めており、低学年、中学年においても歌やゲームを通じた英語活動を計画的に実施しております。また、中学校の英語科の授業には、隔週で外国人指導助手を派遣し、外国人の英語の発音になれ親しませるとともに、教師も含め授業における指示や説明を英語で行うよう授業の改善が図られてきているところであります。

次に、学習体制の構築についてですが、今後も各小中学校への外国人指導助手の派遣や教職員の研修を充実させることにより、英語で進める授業を目指し、英語による指示や問いかけなどをふやすよう授業改善を進め、今後の英語教育の学習体制に対応できる準備を進めてまいります。

2点目の土曜日の午前中授業についてですが、本町の小・中学校では、現在週5日制で教育活動を展開しており、土曜日は、地域でのスポーツ少年団活動や中学校のクラブ活動等が行われております。したがって、当面は、現状のままで教育活動を進めていく考えであります。今後の学習指導要領改訂や関係法規の改正にかかわる議論を見守ってまいります。

3点目の和食がユネスコの無形文化財に登録されたことを受けて、良質米の生産地でもある当町の学校給食で和食の比率を高める考えはないかについてですが、和食の特徴は多様で新鮮な食材と、その持ち味の尊重、栄養バランスにすぐれた健康的な食生活、自然の美しさや季節の移ろいの表現、正月などの年中行事との密接なかかわりとされております。

本町の学校給食では、地産地消の推進の考えから町産農産物を優先的な給食食材として利用しており、年間給食数172食のうち主食では米飯給食が週4回で、およそ138回であり、100%町産米を使用しております。なお、週1回は、県産小麦を使用したパンやめん類の給食提供に努めているところであります。

学校給食の役割は、成長期にある児童・生徒を取り巻く社会環境の変化や食生活の多様化に伴い、栄養摂取の偏り等を起因とする生活習慣病等の予防及び望ましい食習慣の定着による健全な食生活と、その食育の実践であります。町学校給食共同調理場では、安全性のもとに積極的に町産食材の利用に努めており、献立作成においては、児童・生徒の一日に摂取する既定栄養量を踏まえ、心身の発達や栄養バランスを考えた和食、洋食などの豊かな食事提供も必要であり、その中には、地域の文化や伝統に根づく郷土食も含まれており、また和食の特徴も十分生かされております。

例えば和食に趣を置いた給食では、町内の旬の農作物を取り入れ、ナス、カボチャのてんぷら、キュウリ、コマツナのあえもの、サトイモ、枝豆、ネギ等は、汁物や煮物の具材としたさまざまな献立の工夫を行い、また県産のひつつみや地域の年中行事に食べられる郷土食の小正月の汁物のほか、他県の郷土料理などを提供しております。

今後においても栄養教諭を中心として学校給食法に従い、給食の内容及び質の充実に努めながら和食の特徴も十分に生かしている現在の学校給食を維持してまいりたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 1点だけ再質問させていただきます。

政治や経済がグローバル化しており、現在世界共通語である英語の重要性は言うまでもありません。英語力の向上は、幼いときから取り組めば取り組むほど結果が出やすいとも言われており、個人的に低学年より英語塾に通う児童等も見られ、熱心さがうかがえます。しかし、塾は、費用や通学などの面から希望する全児童が受けることができるものでもありません。当町の英語教育の充実ぶりは機会あるごとにお聞きし、認識しておりますが、この機会を捉え、さらに小学校の児童低学年、中学年層の学習体制の整備を強化してはと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在当町では、小学校につきましては、5年生、6年生につきまして年間35時間を英語中心の学習で実施しております。また、1年生、2年生低学年、それから3、4年の中学年につきましては、各学期に1回程度ということでちょっと少ないかもしれませんが、外国人講師が行きまして、英語遊びということで英語に親しむ体制をとっております。非常に子どもたちも喜んで外国人と接しておりますし、その外国人は、週1回は各学校に分散というか、それぞれの学校に赴いておりますので、学校にいる間につきましては、子どもたちと接触していただいております。非常に小学校の外国人講師につきましては、日本語もすばらしく堪能な方をごさいますので、そういう面もありまして、子どもたちとの会話とか、そういう英語での話とかということは、既に行われているところをごさいますので、そういう点を続けていきたいと思っておりますが、これは継続したいと思っておりますけれども、それぞれ学校のカリキュラム等をごさいますので、その辺を検討しながら最低でも今のサイクルを維持しながら今後は検討していきたいと考えております。

授業につきましては、外国人講師と、あとは担任の先生と一緒にやっているところで、先生方もスキルアップを図りながら行いたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で1番、齊藤正範議員の質問を終わります。

次に、13番、藤原梅昭議員。

第1問目の質問を許します。

（13番 藤原梅昭議員 登壇）

○13番（藤原梅昭議員） 議席番号13番、藤原梅昭でございます。我々の任期もあと1年と少しと、町長さんも同じわけですが、残り任期、精いっぱい務めさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。まず時間があれば4点目までいきたいと思っておりますけれども、それでは先日の川村町長さんの所信表明演述より質問させていただきます。

昨年8月9日の豪雨災害からはや7カ月が過ぎましたが、その間でも世界各地、日本各地でも大水害、大雪害と異常気象が相次いでおります。当町においての災害発生時は、町長初め役場職員、関係団体、ボランティアを含め多くの方々が日夜復旧に尽くされ感謝に堪えません。災害に強い安全、安心な矢巾町を取り戻すためにも、今後も必ず起きると思われる災害への対応状況を伺いますが、災害についての質問は、米倉議員、山崎議員に次

いで3人目と、いかに重要な課題かということがわかりますが、重複するところをご容赦願いたいと思います。

1点目、被災箇所の復旧状況を伺います。

2点目、復旧されていない箇所の今後の復旧計画を伺います。

3点目、農林関係は激甚災害指定と認定されましたが、他の一般土木災害の認定はどうだったのか状況を伺います。

4点目、今後の防災対応計画の進行状況をお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 13番、藤原梅昭議員の災害に強い安全、安心なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目の被災箇所の復旧状況についてであります。道路、橋梁、河川の公共土木施設の復旧状況につきましては、被害が甚大でありました南昌山線、岩崎川及び山王茶屋前橋以外の主な被災箇所については、被災後から順次復旧工事を進め、年度内におおむね完了する見込みであります。

矢幅駅周辺施設、文化財につきましては、全て今年度内の復旧予定となっております。

農林施設においては、煙山ダムのしゅんせつ工事を残し、全て今年度内に完了予定となっております。上水道については、山王茶屋前橋の導水管、配水管の仮設復旧は完了しておりますが、本復旧に向け、平成26年6月ころまでに発注を予定し、橋梁工事とあわせて工事を進め、26年度内の完成を予定しております。また、六助橋、岩崎川橋、大沼1号橋の給配管については、今年度の本復旧の完了を予定しております。下水道については、矢次処理場、下赤林浄化センター、管渠など、全て今年度に復旧の予定であります。

2点目の未復旧箇所の復旧計画についてであります。4番、山崎道夫議員への一般質問にお答えしたとおりでございます。

3点目の公共土木施設局地激甚災害指定の状況についてですが、公共土木施設災害復旧事業費等の査定事業額が指定基準の標準税収入額の20%である約7億1,000万円を超過しないことから、局地激甚災害に指定されない見通しとなりました。このことから先般3月4日には、上川陽子総務副大臣を訪れ、直接要望書を提出の上、ご配慮をお願いしてきたところでもございます。今後とも国、県に対し、当該災害復旧費に充当する一般財源につ

いて、特殊財政事情として特別交付税措置としていただくよう機会あるごとに要望してまいります。

4点目の防災対応計画の見直し状況についてであります。地域防災計画は、県の地域防災計画の変更を受け、町の地域防災計画も変更を行っておりますが、県では毎年変更を行っており、特にも近年は東日本大震災により大きく計画が変更され、本町においてもこれに沿った形で変更を行っているところであります。

昨年の8月9日の大雨洪水の災害により、県の計画において災害対策基本法の改正に伴う見直しのほか、現場連絡員の派遣や避難勧告の基準などの独自の見直しが行われるところではありますが、町の地域防災計画につきましても水害時における町内の避難所等について再検討が必要となっていることから、今後も県の計画に沿った形をとりながら町独自の計画を盛り込んだ見直しを行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） それでは、1点目の再質問を行います。

自主防災組織については、先ほど来何回か話に出て、大分進んでいるということで伺っておりますが、まだまだそれこそまだ組織されないところがあるので、ひとつその辺のところの推進を強力に図っていただきたいなということで質問をしたいと思っております。

一番の被災地域だった新田行政区では、被災時、行政区の役員、それから民生委員、それから役場の保健婦さんということで必死な対応状況だったわけなのですけれども、その対応の状況の中での教訓と反省を今後どのように生かしていくのかお伺いしたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

8月9日の大雨の関係でございまして、今お話がありました新田1区、2区、それから矢巾1区、2区、矢次、岩崎川沿いの行政区、大きな被害がございました。それで今新田のお話でございましたが、特にも大きな被害というふうなことで、かなりの方が新田の公民館のほうに避難されておりました。それで、そちらのほうからの要請等もありまして、8月9日、夜10時過ぎだったと思っておりますが、町のほうから出向きまして、住民の方にその現在の状況を話したというふうなこと、それからいろいろご意見を伺ったというふうなこと

とをしております。その際に、もうその時点では、職員1人と、それから保健婦1人が行っておりましたが、やはり町のほうからそういった派遣はしてほしいということは、その後の先ほど言いました5つの行政区の区長さんに集まっていたいて伺ったときにもお話が出ました。そういったことで対応しましたが、先ほど答弁にありました県のほうでも災害の防災計画、今検討しているところなのですが、やはり県のほうでは町村に対して現地の連絡員を派遣するというふうな、これからそういった方向になるようでございます。

そういったことを受けますと、やはりこれからそういった災害が起きた場合には、町のほうからも職員が出向いて、全41行政区が大変なことになれば、そうなれば、本当に大変な災害になるわけですが、全部の行政区が大変なことになって全箇所職員となれば、なかなか難しい面もありますが、そういったことにはならないだろうというふうには思いますが、昨年のような形になった場合には、やはり町のほうでも何らかのといいますか、職員の対応等を当然考えていかなければならないというふうなことを思っておりますので、そういったところも今後町の防災計画を作成する上では、考慮することになってくるだろうというふうには思っておりますので、そういった観点から計画を進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 今今後の防災に生かすというお話でお伺いしたわけなのですが、今回特に民生委員さんとか、保健婦さんとか、女性の方たちが大変活躍したなというふうに私は感じております。これは物理的には、男子が大体対応するわけなのですが、その後のやはりケアというか、フォローに非常に女性たちの対応が大事だということで防災計画の中でもやはり女性の人たちの意見を踏まえながら今後の防災計画というか、対応をぜひ考えていただきたいなど、こういうふうに思います。

それで2つ目の質問は、煙山行政区では、災害の後、大々的に防災訓練というか、被災状況を想定した訓練を町民というか、区民挙げて、行政区の方たち、大分参加して行ったというふうにお聞きしていますし、私も実際そのときの写真を見せてもらったりしております。ということで、なかなか防災組織ができないというような、そういう状況の中で、やはりそういうリーダー的なそういう行政区がやっぱり何カ所かあるわけですので、その辺のそれこそ力というか、そういうものも合わせながらどんどん、やはり残りの行政区に

についても、いつ何があるかわからないと、今までは想定外で済みましたが、これからは想定外では済みませんので、ひとついろいろなことを想定しながら早くやっぱり組織づくりが必要だし、また組織ができて訓練ができないと、いざとなったときに役に立たないと、そういう現状もありますので、そういう避難訓練等々の経験のあるところ、あるいは先ほど消防とか、あるいは警察とか、自衛隊とか、いろいろな方たちの知恵も伺いながら進めると、そういうお話でしたので、ひとつそういう既に行っているところの地区をモデルとしながら普及拡大を具体的に進めていただきたいわけなのですけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

自主防災組織の関係ですが、先ほど来お話ししておりますように、27今現在ございまして、残り14でございます。あと3分の1ほどになりましたが、それでやはり先ほども言いましたが、どういったことをすればいいのかとか、結成した後も、それではどういったことをしたらいいのかというふうなことでいろいろ迷っているところもあるようでございますので、やはりできれば、最終的には協議会等をつくって、皆さんに集まっていただいていろいろ情報交換をしたりというふうなことで持っていければいいのかなというふうに思っております。

それで先ほど米倉議員さんだっと思ったと思いますが、今度の区長会議で1コマ設けてお話しをしていただくというふうなことも考えているというふうな話をしましたが、実は煙山の行政区長さん、元盛岡の広域消防の職員の方で、それから分署長さんもやられた方でございますので、そういったOBの方をぜひ講師にというふうな話を内々にちょっとしておりますが、一応了解も得ているような状況でありますので、例えばそういった方を講師に迎えてお話ししていただくとかというふうなことで、やはりいろいろ情報交換をしたいというふうなことも思っておりますので、いずれどのような方法になるか、さらに検討はしていきますが、そういったことでできるだけ自主防災組織をつくり上げていきたいというふうに思っております。

去年の8月9日の状況を踏まえて、やっぱり地元でまずは自助、共助をやっていただきたいというのが本当のこちらの考えでございますので、何とかそれが成功するようにしたいものだなというふうに思っております。いつぞや雫石の職員の方から話を聞いたことがあります、雫石のある自主防災組織では、役場のほうに電話一本、うちの地区では全員

公民館に避難したので安心してくださいと、その一言だけあったというふうなことで、それだけでも役場は救われたというふうな話を聞いたことがありますので、まずは被災当日は、そういったことで何とか自分たちで、あとはその後は役場のほうでいろいろ対応はあると思いますので、そういった状況になれば、本当に理想だなというふうに思っております。こちらでも努力をしたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 今お話しのとおり自助、共助がまず大優先と、これは全くそのとおりだと思いますので、その辺が自助、共助できるような体制づくりの誘導というか、その支援は、やはりそれは役場の仕事というふうに私は思いますので、ぜひその辺をスピード上げて、自助、共助ができるような、そういう地域づくりにお力添えをお願いしたいなというふうに思います。

次に、話は変わりますけれども、インフラの安全、安心なまちづくりということでお聞きしたいわけなのですけれども、インフラの老朽化に伴う橋、トンネルの定期点検が5年に1回というふうに義務づけられたというふうにお聞きしています。今聞くところによると、大小合わせて327あると言われております橋、橋梁、小さいものからでかいものまであるわけなのですけれども、その辺の橋梁の管理状況あるいは長寿命化対応を具体的にどのような形で進めたいと思っているのかお伺いしたいなと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの安全、安心なまちづくりの中の橋梁の関係についてお答えいたします。

町で管理しているのは、先ほど議員さんがおっしゃったとおりの橋梁数でございますが、その中で特にも橋梁長寿命化という形で特にも重要視いたしますのが幹線道路とか公共施設等がある場所という形で、今現在長寿命化の診断している橋梁は44橋ございまして、その中で年次計画で橋梁の長寿命化を図っていくということで26年度も予算、ちょっとお願いしているところでございます。それらで点検関係、これは5年ごとに点検して、どのくらい大丈夫かと、安全性関係やるような形をとっております、それらでどの部分を補修すると橋梁が長寿命化になるかという形の中の調査項目等を行いまして、道路、橋梁関係の長寿命化を図っていくという形になっておりますし、道路に関しましても26年度からそ

ういう形でのこぼこのものとかを調査するとか、平たん性の調査とか、そういうものを26年度から国のほうの通達がございまして、やることとなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 大分国の財政も厳しいと、もちろん県の財政、町の財政も厳しいということである橋だけでなく、建築物も長寿命化を進めなければならないというふうに言われているわけなのですけれども、それで今お話ししたとおり年次計画で進めているという話なのですけれども、あるところでは、この町というか、橋に名前をつけるのを募集して、例えば最近ついた名前ではきずな橋とか、そういう橋の名前があるらしいのですけれども、そここのところの橋に愛着を持ってもらうと、愛着を持ってもらうということはどういうことかという、少しでも壊れたというか、あるいは傷ついたような箇所があれば、自分たちで直せるものは直したり、あるいは直せないものについては、すぐ町のほうに報告を上げるという形で町民、みんなそういう同じ気持ちで進めていると、そういうようなことで取り組んでいるところもあるようですので、ひとつ財政というか、町だけで物事全て管理しようとする、そのとおり5年に1回しか、例えば見られないと、そういうような状況にもなりかねないので、その間だってそれこそ何かひび入ったり、あるいは壊れたりしているところが発生したときに、即対応できるような体制が一番それこそ長寿命化につながるのではないかというふうに感じますので、ひとつその辺についても検討していただければいいのかなというふうに思います。これは要望です。

○議長（藤原義一議員） 続いて、第2問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） それでは、東日本大震災への支援状況についてお伺いをいたします。

私は、立つたびにあえてこの話題に触れるようにしているのですがすけれども、東日本大震災から来週の11日で3年ということではや3年が過ぎようとしております。ただようやく復興住宅ができ初め、移り始めたばかりで被災地の仮設商店街の再建などは、ほとんどできていないと。3県合わせて、今、岩手、宮城、福島、これで14%ぐらいかなと。岩手では、全然もう4%ぐらいしか再建のめどが立っていないと、そういうような状況が実情だということなそうでございます。

この歴史的な大惨事を風化させないために県内はもとより日本、世界各地で支援行事、

追悼行事が行われております。以前一般質問にて3月11日を何らかの記念日に検討していただきたいと、そういうお願いした経緯がありますが、ことしは政府の呼びかけで国民全体が黙祷をささげようではないかということで本町もこの前ホームページを見たところ3月11日、2時46分、ここに黙祷の協力を促していただいております。大変ありがとうございます。その中で本町の対応状況を伺いたいと思います。

1点目、本町に避難されている方々の受け入れ対応状況についてお伺いいたします。

2点目として、今後の被災地への支援計画をお伺いします。

3点目として、県は2014年度原発事故に伴う出荷停止や風評被害を受け、生産量が落ち込んでいるシイタケ産地再生を進めるため、補助支援を行う方針となりました。本町の農家及び農畜産物に対する支援状況をお伺いいたします。

4点目、再生可能エネルギーの推進状況と今後の推進計画をお伺いいたします。

5点目、省エネルギーの推進状況と今後の推進計画についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 風化させない東日本大震災への支援状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町に避難されている方々の最近の受け入れ対応状況についてですが、本町に避難されている方は、本年2月28日現在で55世帯、117人となっております。避難者の方々に対しましては、本年度も県の補助による被災者健康づくりサポート事業の実施により、保健師等が全世帯へ家庭訪問を行い、健康状態や生活状況等を把握するとともに、健康維持や日常生活の安定のための支援を実施しております。

また、本年度も町社会福祉協議会に委託しております被災者健康応援交流事業は4回実施いたしました。参加いただいた避難者の方は、延べ58名、一方支援者として参加した町民は、延べ57名であり、交流事業を重ねるごとに避難者と地域の方々との交流が深まり、日常的な見守りや支援が図られてまいりました。今後もこれらの事業を継続することで避難者の方々の健康状態を維持するとともに、不安を解消し、少しでも安定した生活が送れるよう町として支援を継続してまいります。

2点目の今後の被災地への支援計画についてですが、平成25年度は大槌町へ固定資産税業務に関する事務応援として事務職員1名の派遣を1年間行っておりますが、平成26年度以降は、沿岸被災市町村において復興事業の本格化による業務量の増大が予想されること

から、さらに人員の増員を要請されているところでございます。本町では、この要請に応えるべく平成26年度において派遣職員1名を増員し、2名の職員を大槌町へ派遣する予定であります。

また、沿岸被災市町村において、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の進捗により、新築家屋の増加が見込まれることから、固定資産税の賦課業務の一環である家屋評価を応援するため、他の内陸市町村と共同で税務職員を短期間ではありますが、出張派遣する予定であります。

3点目の県は2014年度原発事故の影響により生産量が落ち込んでいるシイタケの産地再生を進めるため補助支援を行う方針となったが、本町の支援状況についてですが、平成25年第3回議会定例会においてのご質問にもお答えしておりましたが、基本的に事務的支援が主体となっており、現在もJAグループにより設立された東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会の指導で畜産及び菌茸類を中心とした賠償請求等を継続的に実施しております。

風評被害の影響が大きい原木シイタケについては、国庫事業の特用林産施設体制整備事業を活用し、原木購入に対して2分の1補助を受けております。また、原木洗浄機の購入支援などの補助事業の導入も進めてまいりました。これら補助事業導入のほかに岩手中央農業協同組合、同管内行政庁及び生産代表者で構成する原木シイタケ専門部会放射能対策委員会を必要に応じて開催し、適宜対応することとしております。

畜産関係においては、風評被害の払拭のため、より安全な飼料を確保することを目的として、国が定めた放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値を下回っている牧草地を対象に県の補助メニューを活用し、除染作業を実施したところであります。また、平成24年3月に導入した放射能測定器を引き続き活用し、農家を初めとした町民からの申請を受け、放射性物質濃度の測定を無償で実施し、より安全、安心な農産物の生産について支援しているところであります。今後もこれらの対策を行うことに対し、支援を継続していくとともに、岩手中央農業協同組合のみならず必要に応じて県の放射線対策担当など、関係各機関から指導を受けながら支援を継続してまいります。

4点目の再生可能エネルギーの推進状況と今後の計画についてですが、平成23年度から家庭用太陽光発電システムに対し、矢巾町新エネルギー導入事業補助を実施いたしており、平成25年度は現在までに44件の申し込みを受け、全体の発電量は194.1キロワット、補助額は261万円となっております。平成23年度からの導入実績件数は124件、全体の発電量は

554.82キロワット、補助額は738万円となっており、平成26年度においても家庭用太陽光発電システム設置導入事業補助を継続してまいります。

また、平成24年度から岩手県再生可能エネルギー設備導入等支援基金事業を活用して、公共施設への太陽光発電設備の導入に取り組んでおりますが、平成25年度は2施設への設置を進めており、平成27年度までに10施設への導入を計画し、その導入規模は、全体で発電量が120キロワットになるものであります。

なお、県の基金事業枠に余裕があることから、新たな公共施設への導入について、今後県と協議を進めながら推進してまいりたいと考えております。

また、民間による事業につきましては、株式会社シリウスが設置する第一発電所として年間発電量約200万キロワットアワーが見込まれるメガソーラー施設を和味第1地割地内の町有地に設置いたしており、今月から稼働する予定となっております。

また、第2発電所として年間発電量120万キロワットアワーが見込まれるメガソーラーシステムの設置を計画いたしており、平成26年秋ごろの完成予定で第1、第2発電所が稼働いたしますと、320万キロワットアワーの発電量となり、一般家庭の約950世帯分が賄える発電量となるものであります。現在もメガソーラーの設置に向けて民間事業者からの問い合わせがあることから、今後も民間による再生可能エネルギーの導入を推進してまいりたいと存じます。

5点目の省エネルギーの推進状況と今後の計画についてですが、昨年度に引き続き平成25年度も町広報紙を通じて節電への取り組みの周知を図るとともに、矢巾町商工会と連携し、町内商工業者会員に対し節電の協力を依頼したところであります。

また、平成24年度事業で公共施設4カ所に太陽光発電設備を設置したことにより、太陽光による発電分が節電効果となるほか、災害時に点灯する室内の照明をLEDの省エネ設備にしたことで1施設年間約12キロワット、料金換算にして約15万円から20万円の節電効果が見込まれるところであります。

今後の計画については、イベント会場においてエコカーや太陽光発電設備、エコキュート、LED照明などの省エネシステムの展示と相談会を実施しながら実用化への啓発を図るとともに、家庭用太陽光発電の普及と公共施設への再生可能エネルギー導入を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 先ほどホームページで3月11日に2時46分に黙禱の協力をお願いしているというお話をしたわけですが、今回の話については、ホームページだけでやられているのか。あるいはどのぐらいの規模でどういう形でやろうとしているのかちょっと伺いたいと思いますが、お願いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） お答えをいたします。

国のほうから2時46分に黙禱ということで、この文書につきましては、1週間くらい前に文書が入りました。ということで、ちょっと広報は間に合いませんでしたので、ということでホームページに今上げておりますが、さらに去年の11月でしたか、から運用しておりますわたまるメールで当日よりちょっと前に、余り前ですと忘れられる可能性もありますので、わたまるメールのほうで流したいというふうに思っております。それから、有線放送等も使いたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） それこそ私たまたまホームページ見たからわかったのですが、ホームページ見ていない方、見られない方、あるいは気がつかない方、結構いると思いますので、全町民挙げてやると、そういうような方向づけでやられたと思いますので、ひとつできるだけ参加していただくようにPRのほうはしていただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、先ほどシイタケの話をしたわけなのですが、原木の購入に対してシイタケ農家さんが原木が欲しいと、1万本注文しているのだけれども、まだ数が足りなくて2,000本ぐらいしか入っていないと、そういうような話を聞いているわけなのですが、その辺の対応状況については、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 原木シイタケ農家の原木の入手の関係のご質問なわけですが、議員がおっしゃいますように、福島原発の関係があって、県外の分、特に南側のほうの部分の入手は困難というふうな状況になっているのが実態でございます。それで、前にもちょっとそのようなお話があったわけですが

けれども、県内のほうの従来から入手しているところを中心にやっているわけですので、いすれこの部分につきましては、農協さん経営の形の中でお願いしてありますけれども、その分につきましては、鋭意努力しておる状況でございます、あとは国有林のほうの部分もそういったふうなところも一つの提供の場ということでも検討しているようでございます。その後詳細の部分、明確にどうなったかという部分につきましては、ちょっと確認はとっておりませんが、そういう状況ということは聞いておりました。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） いすれそういうことで南のほうは全然使えないと、今北の青森とか、あと県内でも県北のほうからしか手に入らないということで大変困っておりますので、引き続き支援のほう、あるいはワンプッシュ、ツープッシュぐらいしながら支援をしていただきたいなというふうに思います。

いすれ原発事故の影響でいまだに福島県民の被災者、13万人ぐらいの人が地元に戻りたくても帰れないと、そういう状況がまだまだ続いているというふうに聞いておりますし、今までためた原発のごみ、放射性廃棄物、これについても保管する場所がもうなくなってきているということでいろんな土の中に埋めるとか、いろんな方策が考えられております。埋めるにしても、地下数百メートル下とか、あるいは安全化するまで数千年から数万年かかるとかいろんな、いい話一つもないわけです。さらには、原発再稼働して経済に波及させると、そんなばかな話をしている方もおられるようですけれども、いすれ危険な状況を後世に残さないということのためにも再生可能エネルギーをどんどん進めていただきたいと、矢巾町はクリーンな町だということでぜひ進めていただきたいと思うわけなのですが、その辺の件に関して何かご所見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの推進ということでクリーンな町を目指してということで今ご要望と申しますか、ご質問あったわけでございますけれども、矢巾町の場合、昨年度示しました新エネルギービジョン基本計画、こちらの部分、こちらの計画にのっとると申しますか、計画に基づきまして再生可能エネルギーの導入にまず少しでもということで補助及びメガソーラー等々の推進を始めまして、あとは県で実施しております再生可能エネルギー関係の基金、事業の部分、これについても今後も取り組みながら再生可能エネルギーに係る自

給率を高めてまいりたいというふうに考えてございますし、今後もこの計画にのっとりまして推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ぜひ予算計画も立てていただいているようですので、何かそれではちょっと足りないなという予算でしたので、ひとつ頑張って普及を進めていただきたいなど、こういうふうに思います。

話は変わりますが、町長さん、教育委員長さんの所信表明演述の中に I L C 誘致への取り組みがなかったように思われます。岩手の復興、東北の復興のため、あるいは医療機関との関連も連携もあると思われます。また、子どもたちの夢と希望とグローバルな人材を育むためにも、ぜひ当町としても誘致に積極的に取り組んでいただきたいと思えますが、町長さん、教育委員長さんの考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） ただいま I L C のご質問があったわけですが、実は県レベルで推進協議会を設置しておくことは、多分議員もご承知のことと思えます。本町におきましても今度協議会のほうに加入いたしまして、積極的にそれぞれ県内の各関係団体、市町村との連携を図りながら推移を見てみたいというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童・生徒にとっては、I L C につきましても、まずその内容を知ることだと思えますので、I L C についての授業ということが提案されておりますので、ぜひ学校で1時間あるいは2時間になろうかと思えますが、そういう授業を取り入れるよう助言してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。ぜひ教育の題材に取り上げながら地球の

将来を担うというふうに言っても過言ではないと思います。子どもたち、そして大人に対しても夢と希望を与えていただけるように本腰を入れて誘致活動に取り組んでいただきたいなど、こういうふうに思います。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） それでは、女性パワーの活用についてということで質問させていただきます。

2010年1億2,800万人ぐらいだった日本の人口が2040年には1億728万人、2060年には8,674万人になると予想されている、この人口減少社会を迎えて、少子高齢化に伴う労働人口が急激に減少してきているわけですが、その対応策の一つとして、女性の力を引き出すために今8.1%と言われている指導的地位の女性比率を2020までに30%まで引き上げようと政府を挙げて取り組み始めております。この2030への本町の取り組み状況をお伺いします。

1点目、まずは役場内での現状と取り組み状況をお伺いいたします。

2点目、町関連団体に対する指導、取り組み状況をお伺いします。

3点目、町内企業に対する働きかけの状況をお伺いします。

4点目、子どもを持つ女性が働きやすくなる環境づくりへの取り組み状況をお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 女性パワーで町の活性化をについてのご質問にお答えいたします。

1点目の役場内での現状と取り組み状況についてですが、社会におけるさまざまな分野において、女性の積極的な参画が行われ、社会経済の発展に果たす女性の役割は重要性を増してきておりますが、日本においては依然として男女平等な社会の実現は難しい状況から、国では男性も女性もお互い人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性を十分に発揮することのできる社会を目指そうと平成11年に男女共同参画基本法を制定し、我が国の最重要課題と位置づけたところであります。

本町におきましても、男女共同参画社会の実現に向け、平成18年3月に田園都市やはば男女共同参画プランを策定し、目標を定め、各担当部署によるさまざまな取り組みを行っているところであります。

矢巾町役場内における管理職等の登用については、16人中、女性の占める割合について

は12.5%となっております。また、役場における本庁部門で従事する職員の女性の割合は27.1%で10年前の平成15年と比べると3.4%増加しており、女性職員の割合も増加傾向にあります。

また、矢巾町における地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用状況は、平成25年度につきましては20.2%で平成20年度と比較すると1.1%増加しているところであります。

なお、社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位にある女性の占める割合を30%にすると政府は目標を立てておりますが、内閣府調査による平成25年度の管理職に占める女性の割合は、都道府県の地方公務員で6.8%、一般企業では4.9%となっております。

2点目の町関連団体に対する指導、取り組み状況についてですが、連合婦人会や商工会女性部、JA岩手地域女性部など、町内の女性7団体で構成する矢巾町女性教育連絡協議会におきまして、社会における女性の地位向上と教養を高めることを目的に各団体で行っている女性ならではの活動に対する支援とともに、毎年開催されております矢巾町女性をつどいに対しまして、女性の視点によるまちづくりの支援を行っているところであります。

また、農林業の経営を家族で取り組み、男女の共同参画を目的に家族経営協定を推進しております。毎年3家族を目標に現在49家族が締結し、女性の地位向上に努めているところであり、今後におきましても継続して実施してまいります。

3点目の町内企業に対する働きかけの状況についてですが、矢巾町内にある企業で構成する矢巾町企業連絡会において、女性が働く上で問題となっている育児休暇や介護休暇に関することについて法改正などの周知を行い、女性が子育てや介護などをしながら働き続けることのできる環境整備の呼びかけや女性の職場における地位の向上に関する情報提供を行っているところであります。

4点目の子どもを持つ女性が働きやすくなる環境づくりへの取り組み状況についてですが、矢巾町内にある7つの保育園の全てにおいて延長保育を行っております。また、土曜日は、通常保育を実施し、希望により、日曜、休日保育を行っているほか、体調不良児保育を行っている保育園もあります。また、保育園の建設補助及び運営補助なども行っており、全国的に問題となっております待機児童については、いない状況となっております。

子育て支援センターにつきましては、生きがい推進課で実施している赤ちゃん訪問に同行し、乳児家庭全戸を訪問することにより、子育てのさまざまな不安や悩みを聞いたり、子育てに関するアドバイスをしたりして、子育て世代の女性の支援を行っております。

児童館につきましては、小学1年生から3年生までの児童を対象に登録制により留守家族児童の対応を行っております。また、昨年設置いたしました子ども・子育て会議におきまして矢巾町の子育て支援に関することについて、よりよい環境づくりを整えられるよう審議してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 役場内の管理職の割合が12.5%ということで他よりは高というお話ですが、人数に換算してみると16名中、わずか2人というふうには見ておりません。それから、女性の職員の割合が27.1%と、これは15年前より3.4%増加で増加傾向というふうには言っておりますが、これはほとんどふえていないというふうに見るべきではないかなというふうに思われます。将来の人口減少を認識し、もっと真剣に取り組むべきと思われませんが、ひとつ今後ともよろしくお願いしたいなと思います。

今30近くある各種委員会のメンバーの女性の比率の向上、また中には同じ顔ぶれが多く見られますが、幅広い意見を聞くためにも女性の意見を聞くと。あるいは同じメンバーがいろんな委員会に顔を出すのではなく、幅広く町民の声を聞くという意味では、この辺で見直す必要があるのではないかとこのように考えておりますが、見解をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

さまざまな委員会がございまして、答弁もいたしました。自治法の202条の3に基づく審議会等の女性の登用ということでここに表がありますが、結果的にはそのような形になっているところでございます。特別女性だからという意識はしていない、登用に関してはしていないというふうには思いますが、結果的にはこういうふうな形になっておまして、非常に難しい面があります。この前全国紙にちょっと載っておりましたが、女性の地位ということで日本の地位が105位というふうには載っておりました。進学率の差とか、男女の賃金差あるいは女性幹部のそれこそ割合、それから国会議員の数、それから平均寿命の差等々から判断して105位ということなようですが、こういったところからも見ると、日本の状況は決していいものではないというふうに思っております。いろいろ日本の昔からの土壌もあるのかなというふうにも思いますが、いずれ積極的に登用することは、これは妨げるものではありませんし、やはりそうならないかなければならないというふうに思いますの

で、いろんな委員会ありますが、役員等を選出する場合には、できるだけそういったところにも配慮するというふうなことで引き続き指導といいますか、そのような話はしていきたいというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ぜひ意識して積極的にやらない限り変わらないと思いますので、ただ今までこうだったからその延長線上ということであれば、何も変わらないということだと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 答弁も質問の時間に入っていますので、その辺も勘案願ひます。

次、第4問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） 最後になりますが、スモークフリータウン宣言についてということで、ことし2014年はロシア冬季オリンピックが開催され、多くの感動を与えていただきました。また、今夜からは、日本時間夜の1時ですけれども、パラリンピックが開催されるということで楽しみにしております。

I O C、W H Oは、2010年に受動喫煙防止法をうたい、オリンピック開催都市に対し、特にスモークフリーシティとしての取り組みを求めてきました。あの大公害都市北京でも、またソチでもスモークフリーシティ宣言をしました。当然として2020年の東京オリンピックでも求められております。スモークフリーとは、自由にたばこを吸ってよいというのではありません。たばこの煙のない、たばこの煙から開放された環境と、こういう意味なそうですけれども、バリアフリーは障がいを取り除こうという考えですが、たばこの煙も一つのバリアだと考え、たばこの煙のない、どこに行っても空気がきれいな社会ということでスモークフリー社会がバリアフリー社会をさらに促進させると思われております。さらに、W H Oの報告では、受動喫煙による死者が毎年60万人とも言われております。日本でも健康増進法の中でうたわれているが、日本一健康な町を目指している当町としては、三代疾病と言われているがん、脳卒中、心筋梗塞の元凶と言われている喫煙習慣に対し、ふえ続ける医療費、介護費の対応策の一つとして、また町民の命を守り、安全、安心なまちづくりをするためにどのような対応をとっているのかお伺いします。

2016年の岩手国体をきっかけに……

○議長（藤原義一議員） 梅昭議員、話中申しわけありませんが、答弁の時間がなくなりま

すので、簡潔に。

○13番（藤原梅昭議員） 健康づくりラジオ体操推進の一環として他市町村に先駆けスモークフリータウン宣言をし、取り組むべきと思われませんが、お考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） スモークフリータウン宣言をについてのご質問にお答えいたします。

1点目の喫煙習慣に対し、どのような対応をとっているかについてですが、個人に対しましては、特定健康診査後の結果説明会において、脳卒中が本町の死因の大きな割合を占めることから、特にも喫煙習慣のリスクと禁煙の必要性について重きを置いた説明を行っているほか、特定保健指導の対象になった方のうち喫煙習慣のある方に対しては、生活習慣の改善とともに、禁煙、卒煙につながるよう個別に支援をしております。

また、町民全体に対しましては、健康福祉まつりにおいて禁煙コーナーを設置し、来場者に喫煙の弊害について知ってもらう機会を設けているほか、世界禁煙デー及び国の禁煙週間に合わせ、公共の場へのポスター掲示等を行い、広く啓発を行っております。

2点目の2016年の岩手国体をきっかけにスモークフリータウン宣言をし、取り組むべきではないかについてですが、スモークフリーとはたばこの煙のない、たばこの煙から開放された環境のことであり、欧米では一般的に使われ、その意味も広く理解されている考え方です。

我が国におきましても2003年にWHOにおいて締結されたたばこ規制枠組条約に加盟しており、受動喫煙防止対策として、平成22年6月に受動喫煙のない職場の実施が目標として設定されたほか、平成24年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画や平成25年度から開始されている健康日本21では、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、これまで以上の受動喫煙防止対策の徹底が求められているところであります。そのような状況の中、本町においても公共の施設等における禁煙、分煙を実施してまいりましたが、現在では公的機関のみならず民間においても禁煙、分煙は、既にかなり浸透してきており、町民の認知度も高まりつつある現状であると認識しております。

しかし、今後さらなる分煙環境を実施するため、国、県と連携しつつ、社会的な合意形成を図りながらスモークフリータウン宣言にはこだわらずスモークフリー社会の実現に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で13番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって本日の一般質問を終了いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、10日は引き続き一般質問を行いますので、10時に本議場にご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後 3時36分 散会

平成26年第1回矢巾町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年3月10日（月）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	山本良司	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 佐藤武君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
農業委員会
会長 高橋義幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教育長 越秀敏君
社会教育課長 立花常喜君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主事 根澤のぞみ君

係長 吉田徹君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

14番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。東日本大震災からはやあすで3年たちます。社会保障もままならない中、大変な震災後の後遺症で命を絶たれる方もたくさんおられます。こういう中で身近な矢巾町からお悔やみ申し上げます。そこで私は3点について質問させていただきます。

私は、まず第1点目は、子ども・子育て支援新制度で保育はどうなるのかについて質問します。2015年4月から子ども・子育て新制度の実施に向け、政府の子ども・子育て会議が議論を進めております。新制度では、対象となる施設がふえ、施設型保育と地域型保育の3つに分類されます。4点伺います。

実施した町民アンケート調査は、今後町民に公表するべきと考えますが、どのようになされるのかお伺いします。

2点目、市町村による保育の実施責任が書かれている児童福祉法第24条第1項で施設型保育、地域型保育の基準は、市町村がつくることになっておりますが、人員は国の基準に従うことになっております。それ以外の面積は、市町村に委ねられておりますが、どう考えているのかお伺いします。

3点目、認定により保育時間に上限が設定され、子どもにとって必要な保育が受けられなく恐れが危惧されますが、利用基準と利用時間は、各市町村が独自に定めることができるが、どのように考えているのかお伺いします。

4点目、保育料等の保護者負担の増加は、どのようにされるのかお伺いいたします。どのように話し合われているのかお伺いします。

以上、4点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 14番、川村よし子議員の子ども・子育て支援新制度で保育はどうなるかについてのご質問にお答えいたします。

1点目の実施した町民アンケート調査は、今後町民に公表するべきではないかについてですが、子ども・子育て支援法第61条に基づく矢巾町子ども・子育て支援事業計画を策定するため、対象を小学校1年生から3年生までの児童の保護者、各保育所、幼稚園児の保護者及び子育て支援拠点事業を利用している保護者等とし、平成26年1月に約1,600世帯にニーズ調査を行い、回収率は86.9%となりました。現在調査内容を集計中ですが、結果につきましては、矢巾町子ども・子育て会議において、支援事業計画策定の際の基礎資料とするとともに、ホームページでの公表を予定しております。

2点目の施設型保育、地域型保育の基準は、市町村がつくることになっているが、人員は国の基準に従うことになっている。それ以外の面積は、市町村に委ねられているが、どう考えているのかについてですが、現在保育所の乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、屋外遊戯場等の面積は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において定められております。子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、今後国から示される設備及び面積要件の基準をもとに矢巾町子ども・子育て会議に諮りながら本町の基準を定めてまいりたいと考えております。

3点目の保育の利用時間は、各市町村が独自に定めることができるが、どう考えているかについてですが、子ども・子育て支援新制度における保育認定については、短時間及び長時間の2つの区分の保育必要量を設けることとなり、国の子ども・子育て会議において、短時間保育は8時間、長時間保育は11時間までを基本としております。したがって、本町では、保育時間の設定については、長時間の保育を必要とする子どもの成長に影響が出ないように、今後検討してまいります。

4点目の保育料等の保護者負担の増加はどうかについてですが、保護者負担の額は、子ども・子育て支援法の中で政令の定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、市町村が独自に定めることとなっております。保育料の算定基礎となる政令の定める額については、現在国の子ども・子育て会議において、保護者負担の現行の幼稚園、保育所の利用負担の水準や市町村民税の所得割額のほか、多子軽減の取り扱いも含めて検討しており、その動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点について質問させていただきます。

1点目の実施アンケートを町民に公表するべきということで、答弁ではホームページでの公表を予定しているということですが、ホームページを見る方というのは少ないと思います。ですので、やはり広報等を通じて結果を町民全体に知らせる必要があると思うのですが、その点はどのように考えているのかお伺いします。

それから、2点目は、利用時間のことですが、若い世帯は、就労が、パート、臨時、それから正規でも時間が長くなっている方が多いと思うのですが、町の答弁では11時間で子どもの保育に欠けない、成長に影響が出ないように検討していくということですが、就労時間とかもあると思いますが、その辺はどのように考えているのかお伺いします。

それから、3点目ですが、保育料のことです。矢巾町の保育料は22年から今まで7段階、所得割にして7段階になっているのが22年から8段階になっています。そして、所得の多い方からは、少しですが、保育料が高くということで設定されているようですが、収入が少ない方また中間層の方々が課税した世帯で支払えない方がいると思います。そういう方々は、どのように考えているのか。また、今後保育料が介護保険と比較して、月のうちに半分以上保育所に預けても割安の保育料になっていますが、その辺はどのように考えているのかお伺いします。これから子ども・子育て会議で話し合われると思いますが、どのように提案されるのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

3点ございましたけれども、まず1点目、アンケート調査の公表の関係でございますけ

れども、町長答弁、ホームページということでご要望と申しますか、ご指摘としまして町の広報、こちらということでもございました。町長答弁申し上げました部分につきましては、あくまでも国で示されている基準、支援法に定められている中で公表の部分につきましてはホームページでというふうな形で国のほうで示されている基準がございます。したがって、そちらに基準に基づきまして町のほうではホームページという形でご答弁させていただいたところでもございますけれども、確かにパソコン等々、お持ちでない世帯もありますということは、これは事実だと思っておりますので、こちらにつきましては、計画書策定等々委員でございますし、当然ながら策定過程の中には、パブリックコメント、こちらについてもいただく考えでの方向でおりますので、そちらのほうを勘案しながら広く町民の方への周知は図りたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目でございます。利用時間の関係、保育の利用時間の関係につきまして就労時間との関係も含めましてというふうな形でご質問があったわけですが、国のほうで示されている保育時間につきましては、町長答弁申しました短時間で8時間、長期で11時間というふうな形、これも国で現在ガイドラインとして示されているところでございます。したがって、子ども・子育て矢巾町の会議の部分につきましても基準に従っての検討ということがベースになろうかと思っておりますけれども、現在矢巾のほうでは、保育時間につきましては、もう既に原則8時間、長時間の部分の中で最長11時間という形で町の保育規定の中では定められて実施してございますので、特に大きい、混乱的なものはないと思っておりますけれども、要望としまして就労時間との関係、遅くまで勤務しているという方々、当然おるわけでもございますので、こちらにつきましても国で示されております最長11時間の部分、この部分について検討のほうの材料と申しますか、してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目、保育料の関係が出たわけですが、現在8段階、この収入の少ない方について、中間層、未納関係も含めましてというふうな形でご質問があったわけですが、矢巾町の現在でもございますけれども、保育料、軽減部分につきましては、議員ご承知のとおり所得の低い方、いわゆる2階層、3階層部分、こちらについて軽減措置を現在行って継続してやっているわけでもございますので、こちらにつきましても国の子ども・子育て会議の中では、保育料の高額と申しますか、上がる部分については抑えるべきというふうな方向、検討もされているところでございますので、こちら辺も踏まえながら実施はしてございますけれども、ご理解いただきたいのは、現在も矢巾町ではちょっと言

い方あれですけれども、低所得者、階層、2階層、3階層部分を手厚く軽減措置をしている状況であるということをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今回の答弁を聞いて、少しは安心しますけれども、矢巾町では平成21年度現在では、公立が1、私立が5カ所でした。そして矢幅駅前保育所、これからできるわけですけれども、そうすると公立保育所の定員が減少するのではないかと私は考えているのですけれども、公立保育所の役割とは大きい役割があると私は考えています。公立保育所にはベテランの保育士さんがいます。そして今子どもたちの現状が虐待の子どもとか、それからひとり親の子どもさんが多いと聞きます。公立保育所をなくさない方向で子どもの待遇改善をしていかなければならないと思いますけれども、その公立保育園の定数、駅西の保育所ができてから定数が減らされておりますが、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公立保育園の定数の考え方ということで議員さんお説のとおり、駅西のほうにこずかた保育園、今年度4月1日開園いたしました。90人定員ということで現在矢巾町全体の私立、公立含めまして定員は800人になってございます。定員は800名ちょうどでございましてけれども、なっております。したがって、入所している現状及び区域外と申しますか、町外からの受け入れの部分、こちらを含めまして定員管理については、状況を把握いたしながら定員管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） そうすると、公立保育所の定数は、駅前に保育所ができた場合は、定数はどうなるのですか。800の定員、定数ということが変わらなければ、公立保育所の人数は少なくなるわけですか、それが1点目。

それから、今私立の保育所がありますが、障がい者といいますが、ハンディを負った子どもさんたちも受け入れて保育してもらっているのですけれども、ハンディある子どもた

ちは手がかかるわけです。手がかかるというか、普通の子どもとは違う支援をしていかなければならないわけですが、全ての子どもの権利を保障するためにも、やはり保育の質を下げない、そして支援をしていかなければならないのですけれども、その点はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

定員800人の部分で今後の状況を見ながら定員管理をするという状況の中で減った場合、保育士の数はどうなりますかというご質問、1点目ございましたけれども、当然定員部分に見合った保育士というふうな状況で捉えておりますし、2点目の手のかかる子どもさんと申しますか、ある意味ではそういうふうな方々の部分についても手厚く支援というふうな考え方につきましては、現在も各公立、私立含めまして入所されている方ございます。その方につきましては、議員お説のとおり現在手のかかる子どもさんについては、職員、保育士と申しますか、普通の方とはまたちょっと違いますので、そこら辺は人数の対応も踏まえながら対応して、事故がなく運営しているという状況でございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 意見ですけれども、今時点では、来年の4月から始まることですけれども、今時点では前向きな答弁で私としても少しは安心しています。しかし、これからやはり先ほども課長がおっしゃいましたが、事故を未然に防ぐためにも、やっぱり専門の保育士、そしてベテランの保育士、経験豊かな保育士が必要だと思います。そして、これからの子育てをする若いお母さんたちに子育ての仕方を伝授するにも、やっぱり経験豊かな保育士が必要だと思います。

それで私立の保育所の非正規、正規を調べさせていただきましたけれども、1カ所の保育所はすごく正規で採用しているのがよく見えたのですけれども、もう1カ所の私立の保育所は非正規で働く若い方々が不安定な雇用になっておりますが、やはりそういうところにも目を向けた子ども・子育て会議にしていきたいと思います。これは要望です。

それから、先ほども述べましたが、煙山保育園の縮小は行わないように、そういう今の子どもたちの現状、たくさんあります。虐待児も含めてたくさんありますので、やはり経験豊かな知識の豊富な保育士の煙山保育園を定数を削減しないような方向で駅東の保育所

を開設していただきたいと思います。これは要望です。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 2点目は、高齢者の医療と介護について質問します。

安倍内閣は介護保険法と医療法を一本化した地域医療、介護の総合確保推進法案を提出してきました。町内の取り組み3点をお伺いします。

1、法案は、医療費削減のための病床を高度急性期など4段階に分け、都道府県が必要な病床数などを盛り込んだ地域医療ビジョンを策定し、各病院の役割分担を決めることにして、患者追い出しに向け病床再編を進める内容です。しかし、高齢化により医療機関、例えば眼科、歯科、内科、皮膚科、耳鼻科など、受診する機会が多くなるのは、当然と考えています。早期発見、早期受診が医療費削減につながると考えますが、どのような保健指導を行っているのかお伺いします。

2点目、認知症の高齢者は462万人、軽度認知症認知障がいの高齢者も400万人と推計されています。これは2012年時点の厚生労働省研究事業で行われています。高齢者の3人から4人に1人は、認知症か軽度認知障がいということになります。厚労省は、認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランを策定しました。早期、事前的対応を掲げ、13年度から取り組み始めております。町長演述では、認知症になっても住みなれた地域で安心した生活を送ることができるよう地域機関、介護福祉機関との連携、住民と一体となった支援体制とありますが、具体的施策をお伺いいたします。

3点目、今回の改定見直し案は、介護事業者の経営を悪化させるだけでなく、介護職員にも大打撃を与える案です。介護職員の低賃金が問題となり、2009年から介護職員処遇改善交付金が支給され、12年からは介護報酬に組み込まれました。介護保険部会の意見書は、事業者の経営実態が改善していることを踏まえ、事業者のさらなる自助努力を求めていくと、さらなる報酬引き上げには背を向けている状況です。政府は2025年までに必要とされる介護職員を100万人ふやすとしておりますが、矢巾町の介護職員の正規、非正規の割合、待遇改善及び定着度をどのように上げようとしているのかお伺いします。

以上、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 高齢者の医療と介護についてのご質問にお答えいたします。

1点目の早期発見、早期受診が医療費削減につながると考えるが、どのような保健指導を行ってきているのかについてですが、早期発見、早期受診のために無料での各種健康診

査やがん検診について個別に案内通知をしているとともに、広報やチラシの回覧、有線放送等を通じて多くの方々が身近な健診会場や医療機関等で個別に健診を受診されるよう周知、啓発を図っているところであります。

健康診査やがん検診を受診された中で健診結果として要所見があり、至急医療機関への受診勧奨が必要な場合には、すぐに保健師が家庭訪問等を行い、健康状態やふだんの生活状況を把握した上で早期発見、早期受診につながるよう保健指導を行い、受診勧奨後は、委託健診機関から要精密検査の受診状況を把握するとともに、その状況に応じて、さらに家庭訪問等により保健指導を行っております。

特にも、高齢者の方々へは、生活習慣病を早期発見し、重症化の予防を図るため、岩手県及び岩手県後期高齢者広域連合との連携のもとに後期高齢者医療制度事業における健康診査事業を実施しております。後期高齢者健康診査は、生活習慣病及びその予備群を早期に発見し、必要に応じて早期治療につなげていくことで高齢者の健康の保持、重症化の予防につなげることを目的として実施しております。今後も各種健康診査やがん検診の結果に基づき、高齢者の健康状態や生活状態に応じた個別の保健指導を行うことにより、生活習慣病の早期発見及び重症化の予防に努めてまいります。

2点目の認知症の高齢者支援に関する具体的施策についてですが、平成25年12月定例会における一般質問の際もお答えしておりますが、本町では、昨年度から矢巾町認知症施策推進事業に取り組んでおり、認知症サポーター養成講座、矢巾わんわんパトロール隊の結成等により、見守り事業や休日、夜間にも対応を行う相談事業、同じ悩みを持つ家族が定期的集まる家族会を実施しております。

来年度も事業を継続し、これまでの取り組みに加え、医療関係者との連携をより強化するため、認知症ケアに携わる専門職による共同研修会の開催や、軽度認知症の方やその家族が集い、介護情報の共有を行う場となる認知症カフェの開設、また徘徊による認知症高齢者が行方不明になった場合を想定した住民参加型模擬訓練の実施を予定しており、さらなる医療機関と介護福祉機関との連携、住民と一体となった支援体制の整備に努めてまいります。

3点目の矢巾町の介護職員の正規、非正規の割合、待遇改善及び定着度をどのように上げようとしているのかについてですが、現在矢巾町の介護保険事業所における非正規職員の割合は、法人や事業内容によって開きがありますが、他業種に比べて高い状態となっております。また、公益財団法人介護労働安定センターが行った平成24年度介護労働実態調

査の結果によると、岩手県の介護職員は、全国平均に比べ、人員の不足感を抱いており、仕事のやりがいや賃金への満足感が低い傾向が見受けられ、岩手県認知症施策推進会議では、介護職員の県外流出が始まっているという指摘もあります。そのような状況の中で矢巾町内の事業所においては、昨年度から創設された介護職員処遇改善加算を活用し、介護職員の賃金上昇や労働環境の改善に取り組んでおり、来年度も継続することとしております。

国では、職員の処遇改善が定着率の向上につながるということから、職員の資格取得を推進し、専門性の高い人材が質の高いサービスを提供することでよりよい処遇を受けられる仕組みの構築や職員の負担軽減を図るための介護ロボットの開発普及の支援、また中小規模の事業者に対する助成金の支給等による職員の処遇改善に取り組むこととしております。

さらに県では、来年度策定する介護保険事業支援計画に2025年を見据えた介護人材の確保、育成の取り組みを示すこととしており、本町においても人材の確保、育成は、将来を見据えて避けることのできない課題と捉えており、県や事業所と情報を共有しつつ町内介護事業所と連携し、介護職員の労働環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点について質問させていただきます。

まず1点目は、保健指導のことなのですが、これからもやることもたくさんあるのですが、その保健指導のやり方なのですが、65歳以上の方々はどのようになされているのか。具体的にお願ひしたいのですが、受診した、健診を受けた方には保健指導を行うようにはなっているのですが、受診しない方にはどのような保健指導、訪問とかやっているのかどうかお伺いします。

それから、2点目は、矢巾町高齢者福祉計画第6期介護保険事業策定の年に来年はなっていますが、国では訪問介護、ホームヘルパーのことですが、通所介護、デイサービス利用者を要支援1、2を地域包括ケアに回して介護保険から除く計画ですが、認知症で要支援1、2になっている方が半分以上いると思います。そういう中でこの要支援1、2がデイサービス、ホームヘルパーを利用できなくなったら、町としては、どのように地域でケアする方向ですか。そのところをお聞きします。

認知症の方は、デイサービスに行って、要支援1、2で行って日中、施設でお世話にな

っているのですけれども、これからなくなると、これを矢巾町では地域包括ケアでどうするつもりなのかお伺いします。それが2点目です。

それから、当町のひとり暮らし、それから高齢者世帯が多くなっていますが、その点についての対策等をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

保健指導のやり方、65歳以上の方の受診をしない方々の指導ということについて1点目お答えを申し上げますが、基本的に保健指導は、やはり今町長答弁にありましたとおり受診を受けたことに伴うそれぞれの病状といたしますか、その部分の早期改善に向けて保健指導するというのが1つ目にあります。

2つ目ですが、受診する、しない、しない方々全ての部分につきまして、こちらのほうで訪問するというのは、はっきり言って不可能というように考えております。ただし、それぞれ高齢者のひとり暮らしあるいは高齢者世帯、それぞれ保健師、看護師等々が毎年訪問して、それぞれの健康状態等々把握しながら、もしも何か異常等がある場合には、やはりこれは重症化予防のために早期に治療していただくというような保健指導をしているところでございます。したがって、先ほど申し上げましたとおり、受診をしていない方々全ての部分についての保健指導というのは、今のところなかなか難しいような状態となっております。

それから、2点目の地域包括ケアの件ですが、それぞれ市町村独自事業というような形に要支援1、2の方々なるというような国の指導がありますので、そのとおりになると思います。しかし、前の議会等々におきましてもご説明をいたしておりますが、矢巾町といたしましては、やはり介護重症化の予防のためには、やはり介護予防あるいはデイサービス、ホームヘルパー等々、重要な部分だと感じております。ですので、この部分につきましては、矢巾町の独自事業という形になっても、それぞれ継続してまいりたいというように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、3点目のひとり暮らし、高齢者等の世帯についてどうするかということですが、前段でも申し上げましたとおり、それぞれの家庭には、毎年訪問をいたしまして、それぞれの家庭の見守りをしていると。また、それぞれの地域の方々にもお願い申し上げまして、民生委員等々が見守りをしている状況でございますので、それぞれそのようにご理解を願いたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 職員の待遇改善のことなのですが、矢巾町の介護施設の職員の正規、非正規をちょっと調べさせていただきましたけれども、やはり大きくなればなるほど非正規職員が多く雇われているように思います。若い世帯の収入というか、所得を上げるためにも介護の部分に働く労働者のところをもっと手厚く正規で働けるような矢巾町として宣伝できる、そういうふうな方向も国だけの施策だけを待つのではなく、町としてもやるような方向にするべきではないかと思いますが、その点を町長にお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 介護職員の処遇改善ということにつきましてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、町長答弁にはございましたけれども、それぞれ今国でも次期計画の中で検討をいたしておりますし、引き続き県でも検討しております。これは、例えば1地方の自治体のみがそれぞれの介護保険料等々を使って処遇改善をするというのにつきましては、それはなかなか難しいのではないかなというように考えております。それぞれ上位機関であります国、県あるいは町内の法人等々のいろいろと協議を重ねながら、それぞれの処遇改善につきまして図っていかざるを得ないのではないかと、このように考えておりますので、町単独といたしましてのそれぞれの皆さんと法人等との協議は当然していきませんが、それぞれの処遇改善に対する例えば助成金等々の処遇というのは、なかなか難しいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 保育もそうですけれども、介護もやはり経験年数がものを言うと思います。それで、このように離職率が高い介護現場です。ですので、やはり正職員で働く、そういう町として各福祉施設を指導、そして援助するような方向、何かを模索する必要があると思いますが、それは私の案ですけれども、意見として言わせていただきます。

終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 国民健康保険税引き下げについて。滞納世帯の医療機関受診は、平均受診率と比較してどのような受診状況であるか。重症度はどうかお伺いします。

2点目、憲法第25条には、全て国民は社会保障及び公衆衛生の向上とありますが、国民健康保険運営協議会では、18歳未満の生まれたばかりの子どもや重度障がい者にもかかる均等割をどのように議論されているのかお伺いします。

3点目、岩手県内でも高い位置にいる国保税であります。法定外繰り入れをし、弱者救済をするべきと考えますが、お伺いします。

以上、3点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 国民健康保険税値下げについてのご質問にお答えいたします。

1点目の滞納世帯の医療機関受診率は、平均受診率と比較してどのような受診状況であるか。重症度はどうかについてですが、滞納世帯に限定した医療機関の受診率は把握していないところでありますが、平成24年度矢巾町国民健康保険における全体の受診状況としては、入院が23.6%、入院以外が846.6%、歯科が186.0%、これら診療費の合計では、1,056.2%となっており、このことは毎年作成しております予算執行に関する報告書においてお示ししているところであります。

2点目の国民健康保険運営協議会では、生まれたばかりの子どもや重度障がい者にもかかる均等割をどのように議論されているかについてですが、国民健康保険加入者一人一人に課税される均等割は、国民健康保険法など法令で課税が義務づけられているものであります。財政状況が一段と厳しくなっている中において、平成20年度以降、本町では税率等の改定を行っていないところであり、均等割については、議論が行われていない状況であります。

3点目の高い国保税に対して法定外繰り入れをし、弱者救済をするべきではないかについてですが、国民健康保険税は、世帯の所得に応じた所得割、世帯の資産に応じた資産割、1世帯当たりの平等割及び均等割で算定しており、所得の低い方は、世帯の所得に応じて均等割額が2割から7割軽減されるなどの措置を講じております。また、東日本大震災や昨年の豪雨災害による被災者で生活が著しく困難となった世帯に対しては、国及び岩手県の支援措置を受けながら国民健康保険税及び医療費の一部負担金を免除する救済措置も行っております。

なお、一般会計からの法定外繰り入れについては、国民健康保険事業会計が国庫負担と

保険税で賄うことを大前提としている上で、保険基盤安定制度に係る経費、国民健康保険の事務費、出産育児一時金に係る経費の一部などを除き、その性質上、法定外繰り入れは行うべきものではなく、財政援助的な繰り出しを行っている地方公共団体にあつては、その是正に努めることとして国から指導されておりますことから、現在のところ法定外繰り入れは考えてはいないところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） まず1点質問します。安倍政権が進める社会保障と税の一体改革は、あらゆる、特にも弱者と言われる子どもとか高齢者、障がい者に大きな負担を負わせると私は感じています。国の責任を覆い隠すように正しいかのように自己責任、共助、そして3番目に公助という方向で地域で見る、それから家族で見る、こういう方向です。このようなことがずっと続くならば国の崩壊につながると考えます。

こういう中で自治体として住民の命を守るという1点では、やはり首長としてどのように考えているのかまずお伺いします。

矢巾町は、公共事業、特にも矢幅駅前とか医大のためのスマートインターチェンジとか、道路整備とか、一般会計から予算を捻出しています。国、県からの補助もありますが、国保税に、やはり国保税をこれ以上引き上げないためにも一般会計の法定外の繰り入れが必要だと思いますが、どのように考え、何度も聞かれるということであれですけれども、再三お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2点ほどあったわけですが、まず第1点目、国で進めてございます税の一体改革ということでそれぞれご質問、ご指摘があったわけですが、自治体として住民なら住民、この命を守るということについてどう考えるかということでご質問があったわけですが、これは当然町としましてもできる施策等々の中で住民負担を幾らかでも少なくするような算段も含めて当然ながら毎年事業をやっているわけでございますけれども、ただやる上で状況として捉えながら適正な運営という観点の中で国保に限って言わせていただければ、状況については、なかなか厳しい状況がこれあるわけでございますので、そこら辺については、新たに上げるとか、下げるとかという形ではなく、適正な運営をする上で収

入、歳入歳出の状況を見ながら保険者としては取り組んでいるわけですので、そこについては、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目、法定外の関係でございますけれども、こちらにつきまして町長答弁申し上げたとおりでございますけれども、こちらについて法定外、前にも話、説明はいたしましたけれども、あくまでも特別会計として国保会計運営の中でこれは賄い、行うものが適正というふうにこれは捉えてございます。状況によって基金の取り崩し等対応しながら運営に努めているところでございますので、法定外の部分につきましては、現在矢巾町内における保険者数の割合申しますと、大体2割ちょっとぐらい、2割ぐらいが国保加入者の人数になってございますけれども、この方々の部分の中で国保会計、賄う形が適正かなというふうに捉えてございますので、ここら辺の部分につきましては、当然ながら状況と申しますか、所得等々で当然保険料ちょうだいしているわけでございますので、そういう状況がございますので、そこら辺は法定外の繰り入れについては、ご理解のほうお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 先ほどの一番最初のときの答弁の中で調査していないという国保税を支払っていない方の、滞納している方の医療機関受診を調査していないということなのですけれども、調査してみるべきだと思います。民医連という団体が調査した結果、保険料を払っていない方々、低所得者の方々が医療機関に受診してなくて重症になって死亡する事件が起きています。矢巾町でもそういう事例がある可能性があります。ぜひともそういうのは調査してみるべきだと思います。その調査をすることは、やはり税務課と一体になってやるべきだと思いますが、税務課では滞納している人の世帯の受診率とかは、全然生活実態とかは調査していないのですよね。そのところをお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの件についてお答えいたします。

滞納者の受診率というようなことでございますけれども、税務課と申しますと、国保税を幾ら使っているかというものについて税務上、何も調査する項目もございませんけれども、ただ滞納者等についての生活実態とか、そういうものにつきましては、こちらのほうに分納誓約等する場合に来ていただいて実態を確認したり、そういうことはやっておりますけ

れども、特に法的に滞納者がこれくらい医療費がかかっているというようなものについて調べなければならないというものも特にございませし、私たちのほうからすると、幾ら医療費を使っているから、ではこの人からいっぱいもらうとか、では使っていないから少しもらうとかというようなことではなくて、あくまでも税として負担されたものを負担していただくということで実施している部分でございしますので、あえてその分について税務課として調べるということについては、特段考えてはいないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 私の知り合いで国保税が高くて国保に入れないということで無保険の方がいます。そういう方もいる状況です、矢巾町は。そういう中で短期保険証も人数が多くなってきています。滞納者も多くなってきています。ぜひともそういう滞納している方、それから短期保険証の方、生活実態を調べるよう要望して質問を終わらせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 以上で14番、川村よし子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時53分 休憩

—————
午前11時05分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

11番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（11番 昆 秀一議員 登壇）

○11番（昆 秀一議員） 議席番号11番、昆秀一です。通告書の質問要旨内容に従い質問いたします。よろしくお願いいたします。

1問目です。学校教育でのICT活用はを伺います。インターネットを通じて授業を受けるeラーニング、いわゆる情報技術を用いて行う学習のことではありますが、それに必要な情報技術、パーソナルコンピューターやほかデジタル機器や携帯端末の導入など、教育

へのICT、いわゆるインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー、情報通信技術の活用が世界各国、日本全国でも広がり、盛んになってきつつあります。

今春には、全国に先駆けて、佐賀県の県立高校では、約7,000人に1人に1台のタブレットを導入するそうです。そして同じ佐賀県武雄市では、全小学校で1人に1台の端末を貸与するそうです。国においても、安倍政権は、昨年6月に日本再興戦略において、学校で2010年代中に1人1台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、推進するとの目標を掲げております。このように今後ICTを活用しての教育の進め方は、ますますふえてくると思われることから、以下についてお伺いいたします。

1点目、現在本町の小中学校でのICT化の状況はどうなっているのかをお伺いいたします。

2点目、今後ICTを活用するために1人1台のタブレットの導入を検討すべきではないかをお伺いいたします。

3点目、ICTを活用することにより、まず新しい課題についてタブレット等を視聴して予習し、教室では講義をせずに逆に従来であれば、宿題とされていた課題について教師が個々の生徒に合わせた指導を与えたり、生徒がほかの生徒と協同しながら取り組むという授業の形態である反転授業を取り入れることは、教育のレベルアップにもつながり、大変有効であると思われることから、早期に導入すべきと考えるがどうか。

4点目、いずれ近い将来には、ICTの活用が当たり前になり、教育においても生活においても必要欠くことのできないものになっていくことは確実でしょう。そのためには、できるだけ早期にICTを教育などに導入し、利用できるように進めるべきと考えるが、どうでしょうか。

5点目、ICT導入には、まず教師が使いこなせることが必要でしょう。そのためには、研修で授業研究を繰り返し実施するだけでなく、各種の研修や情報の共有などもしていかなければなりません。このような研修は、現在まで行っているのか。また、教師のICTに対する考え方は、どう把握しているのかをお伺いいたします。

6点目、ICT導入には、多額の費用もかかることから、まずは費用対効果の観点からも一部学校や学級において、モデル事業で始めてみるなどの検討を図ってはどうかお伺いします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 11番、昆秀一議員の学校教育でのICT活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の現在の本町の小・中学校でのICT化の状況はどうなっているのかについてですが、町内の小・中学校のパソコン教室には、指導用、児童・生徒用のパソコンを配備し、さらに教育効果を高めるために電子黒板、プロジェクターや実物投影機などのICT機器を配置し、積極的に活用しているところであります。

2点目の今後ICTを活用するために1人1台のタブレット導入を検討してはについてですが、平成22年度に総務省の実証校に指定され、全児童に1人1台のタブレットが配備され、授業に活用している山形県寒河江市立高松小学校を研修視察してまいりましたが、タブレットの活用には、教師をサポートする専門的支援員が必要であるとの話も聞いており、今後も先進地の取り組みを学んでいきたいと考えております。

3点目のICTを活用することにより、反転授業を取り入れることは、学習する上で大変有効と思われるが、どう考えるかについてですが、反転授業とは、家庭学習として教師の説明の動画等をタブレット等で見ながら学習し、学校での学習は児童・生徒の話し合い等を中心に進めていくものであります。この反転授業は、新しい学習内容を家庭学習で予習しなければならず理解がおくれがち子どもには負担が大きいことや、家庭学習の習慣が定着していない子どもには、学習の理解が困難になるなどの課題があるため、現在は導入の方向は考えていないところであります。

4点目の早期にICTを教育に導入すべきと考えるがどうかについてですが、パソコンや電子黒板等のICT機器につきましては、配置、活用しておりますが、ICT機器の一つであるタブレットの配置につきましては、適切な活用のあり方等の研修が必要であることなど課題が多いため、早期の導入については、考えていないところであります。

5点目の教師による指導のための研修等が行われているのか。また、教師のICTに対する考えはどの把握しているのかについてですが、ICT指導の研修につきましては、電子黒板、プロジェクターや実物投影機の活用に係る校内研修を実施しております。

また、教師のICT指導に対しての考え方につきましては、現在各学校に配置されているICT機器については、効果的な活用が行われており、ICT指導の重要性は認識されております。

6点目のICT導入には、費用もかかることから、まず費用対効果も含めモデル事業として始めるなどの検討してはどうかについてですが、ICT導入の必要性は認識し、さま

ざまな機器を学校に配置しておりますが、1人1台のタブレットにつきましては、先進校の視察結果やお話を伺い、メリットだけではなく、課題も多いことから、現在のところ検討していないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 1点目の答弁の内容ですけれども、そもそも私申し上げているICTの学校教育への活用についてですけれども、何かご理解されているような、いないようなので、そのところをお伺いしたいのですけれども、ICTは、単にパソコンなどのIT機器を学習に使うということではないとは思っているのですけれども、ICとIT、違いはコミュニケーションです。そのところ教育委員会の会議等では、ICTについてももちろん話題に上がっていると思うのですけれども、どのような話をされてきたのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ICTというのは、議員のお説のとおり情報伝達手段というか、情報伝達技術でございまして、それによってパソコンとか、あるいはデジタルの電子黒板とか、さまざまな機器があるわけでございます。それをいかに使うかということが教育にとっては重要なことでありまして、したがって、配置しているという答弁にはなっておりますけれども、配置して、電子黒板をどのように使っていくか。例えば小学校の外国語活動のソフトでございますので、それを用いて使うとか、さまざまな検討をしているところでございまして、配置ということにはなっておりますが、配置イコール、それをいかに使っていくかという検討をしているところでございます。

また、教育委員会議におきましてもそういうようなお話を以前にしたことがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） ICTに関してはわかりました。

それから、反転授業についてもどのように話し合われてきたのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

反転授業につきましては、この用語につきましては、教育委員会での話し合いをした経緯はございません。反転授業というのは、今までの授業と、それから今までの宿題が入れかわって反転されているということから、反転授業ということになっているわけですが、このメリットというのは、非常に家庭学習の時間がふえるというふうに聞いております。逆に申せば、学校で今やっているものを家庭でやってきてくださいということをこの授業は主として取り上げているところでございます。したがって、大学生などの単位認定においては、家での授業と大学での授業、これでセットになって単位であるという考え方からは、非常に適した考え方かと思えます。

しかし、義務教育においては、学校でやるべきことを全て最初の大事なところを家庭でやってきてくださいというのは、さまざまなメリットだけではなくて、デメリットもあるかというふうに考えております。また、新しい考え方ですので、教育委員会議等で取り上げておりませんが、そういうことがありましたので、教育委員の研修では、そういうタブレットを使っているところを研修視察したところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 大変よくわかりました。このICTの活用だけの話ではないのですけれども、先進地を見てこられたということでもありますけれども、海外でもよき例もあります。そういうところも視野に入れて検討方法になるのだと思いますので、よろしくお願いたします。

このように先進地から学ぶことは大いに結構ではあるのですけれども、そこからどうすればいいのかという具体的なアイデアは答弁でなかったようなのですけれども、せっかく先進地を視察してこられたのであれば、どういうことを学んできたのか、私も知りたいところなのでありますけれども、そのためにここで質問したわけですから、そういうところ幾つかお示しいただけないでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 委員長の答弁にもございましたが、山形県の先進地を視察してまいりました。タブレットが児童全員に配られていて、それによってさまざまな問題解決を図っている小学生がいたということは、集中しているという点では、私は非常に効果のあ

ることではないかなというふうに思いました。ただ、山形県は持ち帰りますけれども、それは授業を見るのではなくて、いろいろな勉強をするということに使っているようでございます。

そういうメリットはあるのですが、一方でタブレットという電子媒体になりますと、最低限教科書も電子媒体化されなければ、恐らく意味がないと思うのです。そういうことを考えますと、ただいま児童・生徒用の教科書の電子媒体化はゼロです。教師用のは幾つかあります。ですから、さまざまな環境が整備されてから取り組まなければ、一方的に早く取り組んでもなかなか難しい。山形県は、指定を受けまして、文科省ではなくて総務省の指定を受けてやっているところでございます。それだけ先進技術というのですか、そういうのは、教育よりもほかのほうが進んでいるわけですので、そういう点を学んでやっているのだと思います。

私たちがたくさん学んでまいりましたが、結論としては、あらゆる環境が一定程度、誰でもできるというぐらいにソフトとか、いろいろなものが整備されてから取り組むべきものという判断をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 今後ということで考えてよろしいかと思っておりますけれども、あとICTの教育の導入には、特に次の質問でもあるのですけれども、特別支援教育に有効との指摘もされておるようですけれども、その点についての検討はどのように行われているのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ご質問にお答えいたします。

これは、私の経験上のことでございますが、さきに勤めておりました中学校におきましては、特別支援学級の生徒につきましては、何時間かパソコンを開放して、そして文章を打ち込むこととか、いろいろなことを訓練した経験がございます。自分の言葉を文章にするということは、非常に特別支援学級に在籍している生徒にとっては、機械を使ってそういう訓練をするということは、私は効果があるものだと思っております。その他、さまざまな使い方があろうかと思っておりますので、今後特別支援教育との関係につきましても研修を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 教育の情報化に関しては、平成26年度の国の予算についても新規の予算も含めて幾つかあるようですけれども、本町でも予算をつけるという前向きな検討はなされなかったのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 町におきましてICT化につきましては、パソコン等、プロジェクター等、さまざまテレビ等もございますが、それにつきまして今各学校に配置しているわけでございますけれども、年次計画でこれを更新していくということでございます。そして今ありましたようなタブレット等につきましては、そういう観点からもう少し様子を見ながら、状況を見ながらということになっておりますので、現在のところはそういうパソコン等々の環境整備のほうに努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 関連してですけれども、スマホに関して、教師からスマホの解約を勧められた親がいたのですけれども、これはスマホのデメリットばかりに目を向けた考え方でありまして、確かにデメリットもありますけれども、それら悪い利用の仕方に振り回されないような使い方の指導を徹底すべきなのではないか。親、教師ともに使い方の指導を専門家にしてもらうなど機会をつくっているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 今スマートフォン等の使い方についてでございますけれども、さまざまいいところもかなりあるのですけれども、非常に使い方を間違えると、かなりの危険なところを持っている機器でございますので、そういう指導というか勉強会あるいは子どもたちへの指導につきましては、各学校で当然教師も一緒になりながら勉強しているところでございますし、警察等でそういう専門的な知識のある方がおりますので、機会を持ってそういうときに呼んで指導、講演をいただいたり、そのときには保護者の方にも声をかけて一緒に来ていただく等々の研修もしておりますし、それからゲーム会社等でそういうやっている会社は、逆にゲームのPRではなく、その使い方の重要性とか、やり方の危

険性等々を事例をもって説明したりしてくれているところがございまして、そういうところは無料で来ていただけますので、そういうのを頼んで研修会、子どもたちへの指導会をやっているところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○11番（昆 秀一議員） ありません。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 2点目の質問です。特別な支援の必要な児童・生徒への教育のさらなる充実をお伺いいたします。

文部科学省の調査によりますと、小・中学校の通常の学級に在籍するADHD、注意欠陥多動性障がい、またLD、学習障がい、高機能自閉症などの可能性がある子どもは、過去の統計では、全国で6.3%、実数にすれば、約69万人とされていて、学習や生活の面で特別な教育的支援が必要であるとされております。

平成17年4月、発達障がい者支援法が施行されました。この法律の目的の一つには、発達障がいを早期に発見し、早期に支援を行うことを国や地方公共団体の責務とするとともに、学校教育における発達障がいへの支援を推進するところにあります。

その中で展開される特別支援教育では、子どもたち一人一人の教育的ニーズの把握や生活や学習上の困難の改善のために適切な指導及び支援が必要とされております。そのため平成19年度までに全ての学校に校内委員会や特別支援教育コーディネーターなどが新たに設けられ、特別支援教育はスタートしております。しかし、その後はどうなっているのでしょうか。学校では、子どもたちの言動が性格によるものなのか、障がいによるものなのかの判断に迷うケースも多く、先生の判断次第で対応もかなり違ったものになる可能性など、たくさんの課題もあると思われまます。そのことから以下お伺いいたします。

1点目、現在本町の特別支援学校に通学する児童・生徒数、それから特別支援学級の児童・生徒数、学級数、教職員数と、それらの過去5年間の数今後の数の見通しについてお伺いいたします。

2点目、特別支援学級の児童・生徒に対する個別指導計画、個別支援計画の作成は必要不可欠であります。どのような状況であるのかをお伺いいたします。

3点目、障がいのある子どもも、ない子どもも共に学ぶというインクルージョンについての考えは、本町の各学校では、どのように反映されているのかをお伺いいたします。

4点目、ある学校のアンケートによりますと、特別支援教育の充実に努めるという項目において、余りできていないと回答している教員がいたようだが、その課題について学校や教育委員会では、どう分析して、どのように今後充実に努めようとしているのかをお伺いいたします。

5点目、子どもたちは、学校だけではなく、地域においても学ぶことはとても多いです。そのためにももちろん地域を含めた障がいへの理解も必要であります。今後地域の共生のために行政はどうしていくべきか、どう考えるかお伺いいたします。

6点目、今後県の療育センター、支援学校、岩手医大附属病院が本町に移転してまいります。これらと本町はどのように連携をとって特別支援教育、ひいてはまちづくりに役立てていこうと考えているのかお伺いいたします。

最後に、教育行政方針にありましたことばの通級指導を一部巡回指導も実施してまいりますとありましたが、どのような形で実施していくのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 特別な支援の必要な児童・生徒への教育のさらなる充実にについてのご質問にお答えいたします。

1点目の現在の本町の特別支援学校に通学する児童・生徒数、特別支援学級の児童・生徒数、学級数、教職員数と、それらの過去5年の数と今後の数の見通しについてですが、特別支援学校の在籍児童・生徒数は、平成21年度は、小学生が15人、中学生が5人。平成22年度は、小学生が11人、中学生が8人。平成23年度は、小学生が12人、中学生が8人。平成24年度は、小学生が9人、中学生が10人。平成25年度は、小学生が10人、中学生が10人となっております。

町内の特別支援学級の在籍児童・生徒数は、平成21年度は、小学生が17人、中学生が7人。平成22年度は、小学生が17人、中学生が7人。平成23年度は、小学生が21人、中学生が7人。平成24年度は、小学生が29人、中学生が8人。平成25年度は、小学生が20人、中学生が11人となっております。

町内の特別支援学級の学級数及び教職員数は、平成21年度は9学級、平成22年度は10学級、平成23年度、平成24年度、平成25年度は11学級であり、教職員数は、学級数と同数であります。

今後の数の見通しであります。平成25年度と大きく変わらない状況で推移していくも

のと考えております。

2点目の特別支援学級の児童・生徒に対する個別指導計画、個別支援計画の作成状況についてですが、これらにつきましては、町内全ての小・中学校で作成しております。

3点目の障がいのある子どもも、ない子どもも共に学ぶというインクルージョンについての考えは、本町の学校ではどのように反映されているのかについてですが、各学校の学区から特別支援学校に通学している児童・生徒と交流学习をする機会を設定しておりますし、各学校の特別支援学級の児童・生徒は、それぞれの状況に応じて通常学級の学習に参加し、児童・生徒がお互いに認め合い、共に学習していく体制をつくっております。

4点目の各学校の特別支援教育の課題の分析と充実についてであります。特別支援教育は、障がいのある児童・生徒にとどまらず、他の児童・生徒の学習上のつまずきへの対応や問題行動への対応など、学習指導や生徒指導とも深く関連するものであり、広い意味では、全ての児童・生徒が支援の対象であるとの認識を全ての教職員に持たせていかなければなりません。このことに対応するために教職員の特別支援教育の研修が必要であります。

平成26年度は、各学校の希望の期日に、希望の内容で講師を学校に派遣し、町内の全教職員が研修を受ける体制を整えていくこととしております。

5点目の今後地域の共生のためにすべきことについてですが、教育委員会といたしましては、医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から中学校までの一貫した教育相談体制を構築し、特別支援教育を一層充実させていきたいと考えております。

また、地域での子ども会活動や自治会行事等に積極的に参加していただくなど、地域全体でも理解し合い、支援していきたいと考えております。

6点目の県の療育センター、支援学校、岩手医大附属病院と連携をとり、特別支援教育などを含めてまちづくりに役立てていくつもりなのかについてですが、県の療育センターや岩手医大との連携をさらに深め、特別支援教育にかかわる教育相談体制の充実を図るとともに、となん支援学校と連携し、交流学习や特別支援教育についての指導、助言をいただきながら特別支援教育の充実に努めてまいります。

7点目のことばの通級指導の一部巡回指導の実施についてですが、現在不動小学校に設置しておりますことばの通級指導教室に何らかの事情で通級できない児童に対して、全ての児童・生徒を対象にすることはできませんが、指導者が直接在籍校に赴いて指導する体制をとっていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 2点目の質問の個別指導計画、個別支援計画は作成しているという回答でございましたが、指導計画に対してのアセスメント等はどのように行われているのか。そして、医療的見地から計画へのかかわりなどは、どのような形をとっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校には、特別支援教育の計画のほかにさまざま必置というか、必ずつくらなければならない計画がございますので、それぞれの学校で作成しているかどうかという報告を受けることになっております。その計画に対する評価につきましては、さまざまな機会で別な場での研修会等でそれらの計画が使われますので、町の教育委員会として直接評価するという機会は今持っておりませんが、そういう場でお互いに切磋琢磨あるいは評価されるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） あと1点今質問したのですけれども、医療的見地からのかかわりについては、どのような形をとるのですか。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 失礼いたしました。医療的見地からということですが、学校における計画といいますのは、個別の教育支援計画とか、教育にかかわるものでございまして、それらにつきましては、小学校、中学校、高等学校というふうに一連の教育機関で流れていくという計画でございます。

したがって、医療機関とか、さまざまな相談機関とかが関係はするわけですが、その中は、やはり教育が主流で、それにサポートしていただくという形でやっているわけでございます。教育委員会といたしましては、他の機関と連携しながら、それらの子どもあるいは教育について同様なサジェスションとか、いろいろな評価をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） よくわかりました。

3点目のインクルージョンについてですけれども、交流学习をする機会をつくっているということでしたけれども、それは具体的に授業の中で行われているのか、どのような形で交流して、そして子どもたちはどのように、児童・生徒はどのように感じていたのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 交流学习についてのただいまの質問にお答えいたします。交流学习につきましては、特別支援学校から交流席というか、その学校に通っている子どもたち、また保護者等から交流席の希望をとりまして、どここの学校と交流したいというその席の希望をとりまして、その希望に沿いまして、交流学校の指定を行います。例えば東小学校に交流したいとなれば、東小学校を指定しまして、そちらのほうに機会を設けて交流学习を行うところでございます。

今年度は、東小学校に2人、それから矢巾中学校に3人というところでございます。主な内容につきましては、行事への参加、例えば学年集会とか、合唱コンクール、学習発表会などを見学等々になりますし、それから教科等の参加につきましては、音楽とか、一緒に合唱したりということ音楽とか、それからスポーツ、軽いゲーム等のスポーツ、それから工作とか、それから一緒に生活をするという教科の参加を主にやっております、子どもたちはみんな仲間に入れてというか、一緒になって楽しくやって、かなり評判がいいというか、楽しんで帰っていかれたようだと報告書にはあります。

それから、このほかには、徳田小学校では、県立となん支援学校の高等部の子どもさんと交流活動を毎年行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 4点目についての学校によるアンケートで学校経営の重点についての教職員による評価結果として、特別支援教育の充実に努めるという項目があるのですけれども、この評価の観点が評価として余りできていないと教職員が回答しておったので

すけれども、私はそこは少し問題があったので、そうしているのではないかなと思うのですけれども、そのところを回答した教職員はどういう観点からそう感じているのかをしっかりと聴取して改善に努めてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

個々の例につきましては、後ほど聞き取りして対応してまいりたいというふうに考えております。

一般的には、特殊学級と言われる時代は、その場での特別支援教育というふうに考えていた。今特別支援教育は、そういう特別支援学級だけではなくて、全ての場で子どものニーズに合ったニーズを把握して、それに合った指導をしていきたいと思いますという考え方なわけで、そういう考え方に欠けている先生方が何人かいらっしゃるのかなど。つまり特別支援教育は、特別支援学級だけの問題だよという、そういうことがあるのかなというふうに一般的には推測しますが、個々には調査して対応してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） よろしく願いいたします。

答弁にあります平成26年度には、特別支援教育の研修が必要であるということで、全職員が研修を受ける体制を整えていくということでありましたけれども、これは大変よいことであり、ぜひ一過性に終わることなく、引き続き研修を行っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町のほうでは、そういう特別支援教育の先生方への研修ということでスキルアップ研修ということでさまざまな子どもの状態に合わせたいろいろな子どもがいますので、それぞれの状況に合わせる研修会ということでいろんなもの、こういう子ども、こういう子ども、こういう子どもがいるというのの研修を行うという内容をしております。

それで内容的にはそういうことで全教員を対象にする研修会、それから個別の支援が必要な児童・生徒への指導のあり方についての研修会、それから研修とか相談会、それから

特別支援の担当者への研修ということで専門的な教育事務所の専門官あるいは教育センターの専門の方、それから特別支援学校の先生等を講師として研修をする予定となっております。

また、これにつきましては、次年度以降も定期的に研修会は行いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） その点もよろしくお願ひいたします。

そして5点目の質問に対しての答弁で今後地域との共生のために教育委員会として、医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図るとのご答弁でしたけれども、これらの具体的な方法が全く見えなかったのですけれども、具体的にはどういう共生のとり方、道づくりをしていこうとしているのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今まで学校というと、その閉ざされた中だけでの特別支援教育あるいは共生ということを考えてきているわけですが、ここに述べました医療、福祉というのは、まさに町あるいは地域と関連して、そして今特別支援教育を受けている保護者の方々も地域で共に生きていきたいというようなお話がたくさんあるわけでございまして、そういうことを考えますと、学校だけではなくて、さまざまな機関と連携して特別支援教育を改めて見つめていくということが必要ということから、このような答弁とさせていただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） その中の共生ということで自治会行事に参加してもらおうというものもあるのですけれども、そこで自治会行事に参加した、そういう方がいらっしゃるのですけれども、まず一部だとは思いますが、そこで余り理解のない親がおられまして、そういう行事に出したくないという障がい児の親もおりました。そのためにも、障がいの理解のためにもどんどんそういう子どもたちが出ていく環境を整える必要があるのだと思

いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それは子どもばかりではなく、障がい者や要介護者が出歩いて、自然に触れ合えるような状況におのずと理解もできるようになってくるのだと思ひますけれども、そのためにはどうしていくべきだと考へますか。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁でも述べておりますけれども、地域、子ども会とか、各種行事に参加させていきたいということがございますが、教育の場におきましては、児童・生徒に共に障がいのある、なしにかかわらず一緒に交流したり、学習したりするという活動を通じて全く障がいある、なしにかかわらずお互い地域の仲間なのだということを学んでいただくというか、そういうことが必要だと思っております。

なお、社会、大人に関しましては、インクルージョンの考へ方も進んできておりますけれども、学校といたしまして、それをどのようにやっていくかということにつきましては、まだそこまで学校として力をつけておりませんので、児童・生徒の教育にはそのような形で当たってまいりたいというふうに考へております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 6点目の質問に対しての答弁、まず県の療育センター、医大附属病院、支援学校等の計画をできれば詳しくお聞きをしたいのですけれども、いつからどの場所でのどのくらいの規模で、特に療育センターや支援学校においては、利用者数等、生徒など、教職員の数、交流人口などをどのように把握しているのかわかるところでお聞かせください。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私たち教育委員会が関連するのは、どちらかというところ、となん支援学校のほうでございますけれども、我々の手元にごございます資料というのは、平成25年8月26日に行われました保護者説明会、学校の説明会における資料だけ手元にごございますけれども、それらについては、詳しい、今議員さんがご質問なさったような中身等は入っておりませんので、ただ目安として平成29年4月から開校したいという目安は述べられているところでござい

す。そういう資料ございませんので、ご容赦お願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） その療育センター、医大、支援学校、それからみちのく療育園というのも矢巾にはございます。そういう施設が矢巾町内にはそろっております。したがって、岩手県内はもとより近隣からこの矢巾に障がい者等が集まってくるでしょう。そこで充実に努めてまいりますとご答弁でありましたけれども、具体的なところが連携に対して見えてこないのですけれども、現在考えている充実につながるとされる具体的な計画があるのか。たくさんあると思うのですけれども、幾つか教えていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

たくさん計画があるのではないかなということですが、現在のところ今まで療育園等ございますので、今までのところのやっていることを地道に繰り返し行っていくということで、例えば支援学校の交流席のあるところでその学校と交流をする、あるいは地域に呼んで交流する。あるいは特別支援学級の生徒と通常学級の生徒が交流学习をすると。それから、近くにある教育相談関係の、あるいはお医者さん関係との教育相談をさらに充実していくというようなことでございまして、これらにつきましては、現在も行われているところでございます。

なお、となん支援学校が近くにまいりましたときには、交流席による交流等もかなり煮詰めて交流しなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） これからもっともっと充実していくと思いますので、期待しております。

そしてそういう計画等、支援学校等来るということで、私はこれは教育委員会だけではないと思うのですけれども、バリアフリーマップなどを作成して、そういう方たちに配布するようなことなどを考えてみたらいかかなと思うのですけれども、いずれ特別支援の必要な児童・生徒というのは、教育については、自助、共助できない部分というのがたく

さんあると思いますので、ぜひ手厚い行政からの支援をお願いしたいと思います。そして、さらなる充実をお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で11番、昆秀一議員の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をいたします。

再開を午後1時といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

6番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 6番、小川文子です。私は、3点について質問をいたします。

1点目は、町長、教育委員長に児童手当の差し押さえと預金の全額差し押さえの中止を求めてという点で質問をさせていただきます。

全国で児童手当の差し押さえを不服とした訴訟が2件起きているが、1件は鳥取県であり、残る1件は、当矢巾町である。本町は訴訟が取り下げられたため裁定には至らなかったが、現在も町は国税徴収法を根拠に児童手当、年金、給与を含む全額を差し押さえしている。前回鳥取地裁が児童手当の返還と賠償を命じた判決を示したことは、当議会でも紹介をいたしました。

その後、広島高裁が、その後鳥取県は広島高裁に控訴しました。広島高裁は、昨年11月27日、児童手当を差し押さえたことを違法として県に返還を命じた判決を示しました。県は、上告せずに判決が確定いたしました。県は、訴訟の敗訴を受け、県知事が謝罪し、滞納整理マニュアルの見直しを明らかにしました。具体的には、差し押さえ禁止財産を含む場合は、その全額を控除して差し押さえる。また、納税者の申し出により、差し押さえ後に禁止財産の特定が確認された場合は、差し押さえを解除あるいは取り消すという内容であります。以上を踏まえて税務行政の改善を求めて以下伺います。

1番、当町の措置が違法と認定されていることをどう受けとめ、改善するか伺います。

2番、児童への影響をどう捉えているか伺います。

3番、預金の全額差し押さえは、生きる気力を失わせるとの町民の訴えにどう応えるのかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 6番、小川文子議員の児童手当の差し押さえと預金の全額差し押さえの中止を求めてについて、私からは1点目と3点目のご質問にお答えいたします。

1点目の当町の措置が違法と認定されていることを受けとめ、改善をするかについてですが、これは本町が平成25年2月8日、原告の滞納徴税を徴収するために執行した預金債権に対する差し押さえ処分に対し、差し押さえ処分の取り消し、訴訟費用の負担及び児童手当14万円、国家賠償請求法に基づく精神的被害に対する慰謝料50万円と合わせて64万円の支払い請求が行われたものであります。これについては、原告からの請求申し立てに対する口頭弁論が合計3回行われ、町においては、滞納処分の経緯や妥当性について応訴してまいりましたが、さらに原告から差し押さえ行為に対する精神的苦痛と裁判に応訴した町が不誠意とのことで慰謝料請求が追加されたものであります。

これにより町といたしましては、本公判で原告が精神的慰謝料請求、町の応訴をしたことの不誠意を指摘してきたことにつきまして、原告が今まで行ってきた町への言動、町税等の滞納状況及び滞納整理の約束不履行などを本裁判で明らかにすることとし、反対答弁書を提出する準備をしたところ、第4回口頭弁論前に本町代理人弁護士に対し、原告代理人弁護士から今回の裁判について和解か終結を希望したいが、可能かどうかとの連絡がありました。

その内容としては、今回の訴訟において公判を重ねていたが、状況的には原告の利益になるものが最終的にはない見通しであり、仮に本件において債権差し押さえの取り消しが認められたとしても、債権が法的に回復しない見込みであり、訴訟のための行政手続の欠陥、訴訟継続が困難な可能性があること。原告の利益がなく、利益がないのであれば、慰謝料請求自体も認められない可能性が高いこと。仮に裁判所が全ての原告の主張を認めたとしても、結果的に原告に有益性はなく、裁判継続の意義がないとみずから判断し、終結の申し出が出されたものであります。

なお、原告からは、第4回口頭弁論前に原告代理人弁護士を通じて本町へ滞納町税に係る納税猶予等のために生活・財産状況申告書が本町代理人弁護士に提出され、翌日本町に

において受理、同日原告代理人弁護士から盛岡地方裁判所へ訴訟取下書が提出され、受理されたものであります。

本町の町税等滞納処分については、国税徴収法及び地方税法関係法令に基づき、個々の町税等滞納状況を調査、検討し、滞納者本人から聞き取り調査や臨戸調査及び必要に応じ生活状況を確認するために搜索等を行い、それぞれの滞納状況、生活状況を把握し、適切かつ公平、公正な滞納処分に当たっているところでございます。

また、鳥取県の事例についてであります。平成25年11月27日、広島高等裁判所松江支部の判決の概要では、鳥取県が執行した本債権差し押さえ処分行為は、最高裁判所判例に則った差し押さえ処分行為であり、不法行為や故意、過失もないため滞納処分の正当性については、認められたものでありますので、当町における滞納処分についても違法であるとの認識は持っていないところであります。しかし、今回の事案に鑑み、今後の差し押さえ処分については、さらに内容を精査しながら対応してまいりたいと存じます。

3点目の預金の全額差し押さえは、生きる気力を失わせるとの町民の訴えにどう応えるかについてであります。納税の相談が全くない滞納者や悪質な滞納者については、厳しい対応が必要と存じます。町税等の納付が困難な方については、さまざまな事情があると思われまので、税務課窓口において現実可能な分納納付額のご相談等に応じてまいります。現在においても個々の事情に対応するため、本人から聞き取り調査や生活・財産状況申告書の提出、臨戸調査及び必要に応じ生活状況を確認するために搜索等を行い、それぞれの滞納状況、生活状況を把握し、個々の事案にも対応はいたしておりますが、自主納税の意思がない方や分納誓約を行ったにもかかわらず約束を守らず滞納する方など、悪質な滞納者については、非常に残念ではあります。一般町民への適正適切かつ公平公正な税務行政を担保するため、法で定められた滞納処分を行わなければならないこととなります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き6番、小川文子議員の児童手当の差し押さえと預金の全額差し押さえの中止を求めてについての2点目の児童への影響をどう捉えているかについてですが、家庭の経済事情にかかわらず児童・生徒誰もが充実した教育を受けられるようにすることが大変重要であると認識しております。

なお、町教育委員会では、経済的な理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、校外活動費、修学旅行費、PTA会費、医療費、学校給食費等を

援助する就学援助事業により、全ての児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるよう支援を行っているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 税金の滞納処分としての差し押さえという手法は、最高裁が認められていることは存じています。また、今回児童手当を差し押さえされたことを不服として裁判を起こした元町民が当局に対する訴訟を取り下げた経過についてもわかりました。しかし、今回一番問われていることは、鳥取地裁及び広島高裁での最大の論点は差し押さえられた預金が差し押さえ禁止財産である児童手当であったということが問われたわけでございます。そこが矢巾町の認識が私はちょっと違っているのではないかと思うのであります。当町も児童手当も全額差し押さえしていますし、それから預金、年金全て差し押さえする場合は、国税徴収法に則って全額を差し押さえするものとするという原則全額を差し押さえしています。ですので、例えば年金、預金を差し押さえしたのであれば、これは違法ではないかもしれません。

しかし、広島高裁が示したのは、差し押さえ禁止物件であった児童手当である。これが違法という判決を受けたのでございます。そのことについての理解、解釈が違うのではないかと思います。その点について伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまのご質問の件についてお答えをいたします。

当町として差し押さえしたものについては、あくまでも一般債権ということで差し押さえをしたということで、それにつきましては、最高裁判所等においても一般債権として差し押さえするものについては違法ではないというような、それについては判決も出ておりますし、また今回の広島高裁のほうの判決におきましても、差し押さえするものについては、違法性は認められないということの判決を受けております。

ただ今回の広島高裁の中で、そのように児童手当、その部分についての継続性が認識はつきりできるものについては、これについては返しなさいというような部分が出ておりますけれども、それにつきましては、今今回の事例、先ほど町長答弁もありましたけれども、今回の事案等考えながら、それについては現在状況を見きわめながら必要性のも

のか、そこら辺判断しながら現在のところ行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 町の解釈としては、児童手当の禁止財産である児童手当を差し押さえたことは違法ではないとあくまでも考えているということでございますね。そこでお伺いしますが、鳥取地裁、それから広島高裁で鳥取県知事が敗訴をしたと認めたことは、一体何が原因で敗訴という判断に至ったのであると推測されますか。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） 鳥取知事がどのように考えたかというのは、私そこまでは聞き及んでいるわけではございませんけれども、判決の中で先ほど言いましたように、差し押さえ行為そのものについてということではなくて、一般的にこのことについて多くの納税者の方に迷惑をかけたということであれば陳謝しますというようなことでは聞き及んではおりますけれども、実際の真意のところというのは、私たちのほうでわかるわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたけれども、差し押さえた物件、一般預金債権ではございますけれども、今度の広島高裁のほうでは、一般預金債権であっても、禁止財産という特定されるもの、そして押さえた時間が振り込まれてからわずかな時間だったというようなことをかんがみて、その部分については違法性があるということで、その部分については返しなさいというようなことが出ておりましたので、先ほど言いましたように、それらを検討しながら今のところ進めているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○6番（小川文子議員） その解釈については、ちょっと隔たりがあるかと思っておりますけれども、町としては、この事態を受けて、その内容について今後審査をしていくということでございますが、それは差し押さえた一般債権の中に児童手当があるかどうかという確認を今後していくということでございますか、それについてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまのご質問にお答えいたします。

預金等の差し押さえをするときにはつきましては、調査等行うわけでございますけれども、

その調査等行った中で明らかにそういうものが認識できるという、それしかないというような認識しかできないというような場合については、執行等について今後どのようにするのかということも踏まえて精査していくというようなことでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） 私は、今回の当町が訴えられたということ、そして広島高裁でこういう判決が出たということ、これは大変教訓にしなければならないことと考えています。町は、多分今検討に入っていると思いますので、何らかの改善策が示されるものと期待はしておりますけれども、このようなやり方を続けていましたら、また新たに訴えられかねないと思います。そのときには、今度は、やはり広島高裁の前例を判例として訴訟が判例が言い渡されると思います。本人によほどの落ち度がない限り違法という判定がされると思います。

本町も児童手当の差し押さえを、給料とか年金もそうですけれども、およそ30分以内に差し押さえていますから、いわゆる直後という点では鳥取の例と同じでございます。そういうことがありますと、やはりこれが全国で鳥取と矢巾だけでございました。このようなことがやはり行われますと、矢巾町の名誉にかかわることではないかと思えます。

そして町長が再三お話しをされていますように、矢巾の人口をふやしていくと、人口減少を食い止めたいのだと、そういう話にも逆行するのではないかと思います。児童手当を支給する子育て世帯が矢巾町に対して不信を抱く可能性がある。そういうことが懸念されると思います。ぜひそういうこともあわせて今後の検討課題、しっかりと改善をしていただきたいと思えます。どうでしょうか、このことについて町長からお考えをいただきたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、ご指名を賜りましたので、私のほうからお答えを申し上げます。

まず先ほど来お答え申し上げているとおりでございまして、それは小川議員もおわかりなはずでございます。しかしながら、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、やっぱり非常に残念な結果になっているわけでございます。いわゆる納税義務者と町との関係、こうしたことは、さまざまなプロセス、過程があったわけでございますけれども、今後は

それらを十分に大切にしながらそれぞれ対処してまいりたいというように思っておりますので、どうぞご理解のほどお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、児童手当以外の全額の差し押さえという分についてでございますけれども、やはり町民の方の中には、1,000円でも残っていれば、あしたの弁当が買えると。しかし、ゼロ円になっていると本当に頭がパニックになって真っ白になって、あした生きていけないのではないかという、いわゆる極限状態に立たせられるということでございます。

それで、悪質な滞納者ということと公平公正な取り立てということが言われるわけでございますが、一般的な悪質な滞納者というのは、お金があるにもかかわらず納税義務を果たさない人のことを一般的には言います。しかし、そういう方たちは1割から2割と全国的には考えられています。しかし、本町の場合の悪質な滞納者の中には、その滞納して分納の約束をしたにもかかわらず、その分納約束を果たさない悪質滞納者という表現がございます。具体的には大抵の方は、国保税の滞納の場合は、約2万円ずつを分納にしている方が多いと思います。2万円ずつずっと払っていても、何らかの理由で払えない時期があった。そして、そのことを町に行って払えないと相談すればよかったけれども、あっという間に1カ月が過ぎてしまった。そしたら、その翌月に給料が振り込まれて行ってみたらゼロ円になっていたというのでございます。

ですので、本町の場合は、分納してきた人が1カ月何の連絡もしないで分納約束を果たさなかった場合に、翌月にはゼロ円になるというシステムでございます。いわゆる罰則規定でございますが、その懲罰の中身が厳し過ぎるのではないかと思います。私も悪質な方への滞納処分としての差し押さえはやむを得ないというところもあると考えています。そして町税を徴収する税務課の皆さんは、大変ご苦労されているという認識も持っております。しかし、今のやり方では、むしろ町民から反発が来ます。そして、余りにも罰則規定が厳しいために自殺しかねない状況にございます。この改善は、一刻も猶予がなりません。この3月は、自殺予防デーになっています。ぜひこの改善をしていただきたい。

私もいろいろ雑誌とか新聞とか、自分の知る範囲で調べてみましたが、全額差し押さえるという、最初から全額差し押さえるという市町村は余り見たことがございません。多くて半額、大抵は3分の1ぐらいでございます。なぜ矢巾町だけ全額差し押さえるのか。近

隣市町村でもそういうところはございません。突出しているのをごさいます。このことについてのお考えをお聞きします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの件についてお答えをいたします。

預金の全額差し押さえと、それも分納1回しなかったから押さえるというようなお話でございませけれども、私たちのほうといたしまして、分納誓約等いろいろご相談しながら納付をお願いしているわけでございませけれども、何らかの都合で1回納めなかったと、それだけのことで差し押さえというものは行ってはおりませ。やはり数カ月たっても何も連絡もないとかというものについては、文書等でこのまま続きますと、財産等の調査の上、差し押さえしなければなりませんというような通告等も行っております。そういう通告等行った上でも何ら相談も来ないというものにつきましては、私たちといたしましては、やはり本人から何の連絡もないということについては、やはり誠意がないというふうに認めざるを得なくなってくるわけでございませ。その状況を見ながら場合によっては全額というようなことにもありますけれども、極力全額しないように今のところは進めておりますし、これからもそういう状況を見ながら、やはりそれぞれ都合があるかもしれませんけれども、やはり約束している以上、都合が悪ければ都合が悪い、今月ちょっとこういう理由で払えないけれども、次のときは少し多目に払いますので何とか待ってくれませんかというような話もよく聞きます。そういう方々についてまでやっているというものではございませので、やはり町長からの答弁にもありましたように、やはり全体の納税者と、それらの公平性というものを見きわめていく中で適正に執行していかなければならないということは、そのとおりでございませけれども、その状況の中で、やはり個々の状況を見ながら進めているというような状況でございませるので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、ちょっと2点を確認したいのでございませが、極力全額差し押さえないようにしているということでございませが、半額とか3分の1とか、納税額に達しない、もっとたくさんあったとしても、その3分の1とかで押さえたことがあるのか。

もう一つは、私が先ほど例にした方は、ずっと2万円ずつ払ってきたけれども、8月にお金がなくて1万円を町に持っていった。9月は何とも払えなかった。そしたら10月の預金が全額差し押さえられたというケースでございました。これは、ちょっと確認を後でしていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいま2点ほどございましたけれども、3分の1とか半分とかということはあるのかということでございますけれども、それは滞納されている額とか、そういう状況を見ながらものに応じて2万円とか、その額の2分の1とか3分の1とか、全体的な金額を見ながら今回はこのぐらいというような格好でやっている部分はございます。

また、先ほど2点目もありましたけれども、2万円払っていたけれども、1万円、次払えなかったからすぐ押さえたというものにつきましては、個々具体的な事例そのものについては、ちょっとこの場では掌握できておりませんので、これにつきましては、そういうものがあれば、後ほど帰りながら担当するものについて十分精査するよう話を伝えていきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） これは希望でございますが、当町の税金の徴収率が99%を超えるということでほかの市町村から優れた例として、その視察も来ているということも伺っています。しかし、やり過ぎたことによって町民が泣いているようでは、これは町長が目指す誰もが幸せを感じる矢巾町にはなり得ないと思います。ですので、全額差し押さえは極力避けていただきたい。基本的には、半額、そして生活のための最低の生活費は残していただきたい。そのことを重ねて要望をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○6番（小川文字議員） 2問目は、公民館利用についてでございます。かつて公民館長経験者から町民の文化活動がまちづくりにつながることから、公民館使用料を免除にしているとの説明を受け、大変感銘を受けたことがあります。新しい公民館になって二十数年になりますが、その誇るべき伝統ともいうべき理念が生かされ続けており、部屋を確保する

のも大変なくらいに旺盛な町民の自主的な活動が展開されております。他市町村が使用料を徴収している中で、本町の取り組みは画期的なものであります。それが4月から冷暖房費を徴収するという説明が各団体に示され、町民から残念との声が上がって、私も聞いております。そのことから以下伺います。

1、その説明の中で体育館では冷暖房費用をいただいていることから、体育館の暖房費の減額を図ることで公平性の解消ができないかを伺います。

2点目、本町の社会教育活動の今後の具体策があれば伺います。

3点目、公民館のロビーに机と椅子を置いて、学習や交流の場にできないかについて伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

○教育委員長（松尾光則君） 公民館利用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の当面体育館の暖房費の減額を図ることで公平性の解消ができないかについてですが、町公民館では、平成26年4月1日から施設を利用し、冷暖房を使用した場合には、利用者に冷暖房料の負担をお願いすることとしております。これは、公民館と同じ生涯学習の場である町民総合体育館では、使用料、電灯料のほかに暖房を使用した場合に、暖房料として実費相当分の負担をしていただいております。体育館の利用者と公民館の利用者の間で負担の公平性を欠く状況にあり、大きな課題となっております。

これに加え、近年冷暖房の燃料である重油代や電気料が値上がりしており、平成26年4月1日からは、消費税率が5%から8%になり、施設の維持管理に係る経費が増大することから、今般公民館の利用者にも冷暖房料の負担をお願いすることにしております。

なお、研修室等の使用料については、町内のサークルやグループが利用する場合には、従前のおり減免していくこととしております。

この冷暖房料の負担につきましては、平成25年12月26日に公民館で午前、午後、夜の3回にわたり日ごろ公民館を利用いただいておりますサークルやグループ、48団体の方々にお集まりをいただき、説明会を開催いたしました。冷暖房料の負担に対する異議は一切なく、ご理解をいただいたものと考えております。このことから、体育館暖房料の負担の減額による公民館との公平性の確保については考えておらないところであります。

2点目の本町の社会教育活動の今後の具体策についてですが、社会教育施策の推進につきましては、第6次矢巾町総合計画の基本構想及び矢巾町教育目標に基づき、平成24年度から28年度までの5カ年を実施期間とする第6次矢巾町社会教育計画を策定し、事業を進

めているところであります。本計画は、共に学び、みんなでつくる美しい町やはばをスローガンに掲げ、社会教育の充実、芸術・文化の振興、スポーツ・レクリエーション活動の振興の3つを施策の柱とし、生涯にわたる多様な学習の提供に努めながら、町民が共に学び合い、力を合わせて、よりよい地域社会の実現を図ることを目標としており、今後とも本計画に基づき総合的に社会教育事業を推進してまいります。

3点目の公民館のロビーに机と椅子を置いて、学習や交流の場にできないかについてですが、公民館は、各種講座の開設や視聴覚事業の自主事業を初め町内の各種団体、自主サークルや町民の身近な学習活動の拠点として幅広く利用いただいております。また、ロビーにつきましても来館者の憩いの場として活用されております。

しかしながら、施設の広さにも限界がありますことから現状のロビーに机と椅子を増設することについては、利用者の出入りの妨げになることや災害時の避難通路の確保が難しくなることから、安全、安心な施設として利用していただくためにも新たな机や椅子の設置は考えておらないところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） 1点目は、町民の方々は、もちろん異議を申し立てているわけではございませんが、昨年来からサークル等が公民館を使用するときに、おたくの場合は週1回、月4回を利用していますから、利用料金は1万1,000円ぐらいになりますねと言って、ちゃんとその場で計算をして渡されるのです。それで小さな部屋ですが、月2回を使用しますと、大体6,000円近くになりますと言って、その時間にもよりますけれども、使用料を計算して渡されておりました。そのサークルの中には、うちのサークル、3人、4人しかいないのに月1万円もする使用料だったら大変なことになるなということで私のほうからも説明を求めたのですが、私自身もどうしてそういうことをしているかわからないなと思って説明ができかねておりました。

それで次に、冷暖房費の説明があったけれども、議会の中では、それは議論されたのですかという説明を受けましたが、議会の中では議論はされませんでしたということを申し上げました。ですので、町民の大変関心の高いことですので、これらのことは、やはり議会の中で使用料の3%値上げが決まったわけですので、その時点でやはり説明されるべきだったのではないかと。それで町民の方に1万円ほどの使用料が発生してい

ますよというのも、自覚を持っていただきたいという気持ちでやっているのだと思います。本来であれば、これくらい払わなければいけないのですよということを言っているのだと思いますけれども、小さなサークルにとっては、大変それがプレッシャーになった時期がございました。これについての説明をお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 公民館の使用申請があった場合に、脇のほうに従来の使用料につきまして記載はさせていただいております。今議員さんからお話があったとおりの自覚を持っていただきたいというのも一つあったのですけれども、中には必要以上に記載をして押さえておくと、仮押さえみたいな形の中で押さえていて、途中からキャンセルするというような場合もあったので、必要以上に、ご存じのとおり、いろいろ皆さん使いたくて待っているわけですので、そういったところの観点もあって、本来であればこのくらいぐらいの使用料が発生しますよというところのお知らせはさせていただいておりますが、実際には徴収しているわけではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○6番（小川文子議員） 冷暖房費のことです。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 済みません、答弁がちょっと不足しておりましたけれども、冷暖房費につきましては、現在の条例の中でも30%いただくということにはなっておったのですが、大きな解釈の中で減免の中に含めたような形の中で取り扱いをしてきた経緯がありますが、先ほど委員長のほうから答弁ありましたとおり、維持管理についても非常に厳しい状況になってきましたので、使用料につきましては、減免はしますが、冷暖房費につきましては、使った場合に、1時間当たり幾らというようなことでご負担をいただきたいというようなお願いをいたしております。

なお、議会の中で説明がなかったというようなお話でございましたけれども、一応今の条例の中にも記載しておりますし、その内容を受けて4月1日からの改正の内容につきましても従前のおり同じ内容で記載をさせていただいておりますので、それでご理解いただいているものかなということで解釈をさせていただきました。よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） できれば、議会の中でやっていただきたい、説明をしていただきたかったという要望があります。

もう一つは、ちょっと私の書き方が悪かったと思いますが、ロビーの通路のところに机と椅子を置くというのではなく、右側のちょっと一段下がったところ、その空間には、ちょっと座れるような空間とか、お茶を飲むのがありますが、そこに机と椅子を置いていただければ、今中学生とかが公民館の入り口の衝立のところの椅子とテーブルを使って勉強している姿があります。なかなか学習する場所がないということで、端から見ていても大変気の毒な状況にあります。将来複合施設ができれば、また学習の場所ができるということも伝えられていますが、ここ一、二年の間、すぐにでも、やっぱり子どもたちはどんどん成長していきますので、椅子とテーブルがあれば、その右側、そこは何ら避難の場合の支障になる場所ではないですし、子どもたちが安心して勉強できる、しかも二、三人のグループであれば、あえて部屋を借りなくても、そこでちょっとして会合を持つことができる、そういうことからこれは再度要望をしておきたいことだと思えます。これは要望です。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） 3問目に移らせていただきます。

3問目は、駅前に建設予定の複合施設についてでございます。駅前に建設予定の複合施設の案が示されました。5月までに役場と設計部門、見積もり部分、運営部門の合意を図り、6月から10月まで実施設計、その後各種申請を行い、来年4月から10月まで7カ月の工事期間を経て2016年4月よりオープンとのことございました。資材費、人件費の高騰のため鉄筋コンクリート4階建てが鉄骨づくり3階建てと変更になったけれども、建設費12億円、維持管理費年間1億円は変わらない。1階が地域交流センター、2階が公民館からの図書室の移転、3階が子育て世帯活動支援センターであり、駐車場は敷地内は4台でございます。そして、その4台のうち3台が職員用、1台が障がい者用でございます。敷地外の駐車場約30台、駐輪場約80台の計画であることが示されました。

1番、町民説明会はいつごろになるのか。十分町民の意見を聞く時間を確保すべきではないか。

2番、無料駐車場は必ず確保できるのかについてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 駅前に建設予定の複合施設についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町民説明会はいつごろか、十分町民の意見を聞く時間を確保すべきではないかについてですが、複合施設の計画につきましては、近年の資材や人件費の高騰による影響のほか、図書室の移転等も含めて予算内での実施について検討を重ね、現在の計画案に至ったところであり、この計画案につきましては、町の広報を通じて情報提供するとともに、住民説明会を4月中に開催し、詳細について説明する予定としております。

なお、意見徴収期間は、平成28年4月のオープンに向け、実施設計をことしの6月から着手しなければならないことから2週間程度の期間を設けることで考えております。

2点目の無料駐車場は、必ず確保できるかについてですが、複合施設利用者の駐車場については、複合施設の隣接地にある町有地を複合施設利用者のための無料駐車場とするほか、商工会が中心となって計画しております新商業集積事業で整備される駐車場については、利用形態や台数等、今後の計画にもよりますが、共同利用することで検討いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） この複合施設については、中身がなかなか示されてこなかったという経緯がございます。最初は、昨年6月にははっきりさせるということでしたけれども、それがずっと延びまして、次は1月の広報には載せませうということでしたが、それも延びて、ようやく2月に議員に説明があったところがございます。町民には4月中にということで、実際2週間程度の意見を聞く期間がないということになっておりますが、どんなにすばらしい施設であったとしても、これだけの大がかりな建物を、しかも20年間維持管理を外部といいますか、委ねるわけでございますから、町民との合意がなければうまくいくわけがないと、私はそう思うのです。ですので、4月中にその意見を聞いて、もうほとんど聞くだけでそれを反映させる余裕はありませんというようなやり方では、絶対うまくいかないと思います。ですから、少なくとももう3月中に町民に公開する。少なくとも1カ月、2カ月の期間を持たなければ、つくった後であそこうすればよかった、ここをこうすればよかったと言ってもお金もかかりますし、本当に使いづらいものになるかと思っております。私は、そののちをちょっと重ねて言いたいと思っております。それがまず1点でございます。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

そのとおり町民の合意というのは、必ず何をやるにしても必要でありますことは、認識いたしておりますし、また議員の皆様も町民の代表ということで私は認識いたしておりますので、最大限議員の皆様には詳細には今までも説明をしてきましたし、今後もそのようにしていきたいと思っております。

そして町民への公表でございますが、今週末の広報やはばのお知らせ版で2ページにわたって広報に公表をすることで進めてございます。複合施設のコンセプト、開館までのスケジュール、複合施設の主なデータ、面積等、そして1階から3階の各フロアの概要等を記載して公表いたしますし、さらには4月13日、日曜日でございますが、町民の方を対象に公民館のほうで説明会をするという旨のご案内もさせていただきますし、4月3日から22日まで区画整理事務所のほうで縦覧も行いますというご案内もいたしますし、さらには4月25日までご意見等ありましたら、所定の用紙はありませんが、自由に意見を提出してくださいというようなご案内をすることで今準備をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） この複合施設については、やっぱり幾つか懸念されることが私にはございました。1つは、やっぱり駐車場の問題でございます。今やっぱり車が駐車場が確保できないということは、その施設自体がすばらしくても大変利用しづらいということになります。それで、隣接の駐車場といいますけれども、この隣接の駐車場というのは、駅前にある計画予定の月極め駐車場を無料とするものなのかどうかということと、もう一つは、今現在のシンセラの跡地が町有地となります。そこに商工会が商業集積施設を考えていると。その駐車場と合同でできるということでございましたけれども、その商業集積事業は、どの程度進んでいるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） まずは駐車場の問題でございますが、その提案がありました月極めの有料の駐車場を公民館の図書室を移転することによりまして、その場所を複合施設の専用の無料駐車場にもっていきたいと、このように考えております。

そしてパティオでございますが、これはいろいろ申し込みもこれから参画する方を募集

をいたしますが、大体26年度末には、この事業に参画する方、もしくはあるか、ないかも含めて結論を出す時期をそのように考えてございます。現在はそういった構想、こういう案ではどうかという構想をつくっている最中でございます、その構想に対してどのくらいの手を挙げる方がおるかというところを今現在進めている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 図書室の移転ということでございますけれども、蔵書数が最大6万冊、そしてその中にはいろいろコーナーがございますけれども、私は一つ不安ということがありますが、この6万冊を超えた場合に対応ができるのかどうかということと、それからあその場所というのが大変新幹線もすぐ近くにありますが、新幹線が来るたびに震度1弱ぐらいには揺れるところですし、一番駅前の交差点の大きなところに面しているところで、左右道路があります。そういうところでございますので、本当に落ちついた形で今後図書室として図書館の機能を有しながらやっていくことができるのか、それがちょっと懸念されるところでございます。雫石町では、図書館を新幹線の駅の中に設けましたけれども、やはり利用が進まないということで駅から移転をしてございます。それで同じようなことが起きかねないかなという懸念がございます。

一つは、将来、今まで図書ルームということできたのが図書室になったわけでございますが、将来町がどこかに図書館を建てて、そこをまた図書ルームにするというような構想がこの契約者との間で可能なかどうかなのか、それについてお伺いをいたします。

実際には3点ぐらいになります。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） まず新幹線の振動の関係でございますが、私たちの事務所も高架橋の下に事務所を構えているわけですが、新幹線が来たなという程度の揺れでございます、ここから100メートルも離れた、しかも鉄骨造の丈夫な施設でございますので、それはちょっとその新幹線が通るたびに揺れというのは感じないと思います。

そして交差点ということで当然今の公民館とか、そういった施設よりは当然交通量もありますし、危険度は増すかもしれませんが、これはなぜそこに交流センターをつくったかという目的から察しますと、いわゆる町民と、そして矢巾に来る方々の交流の拠点でもあるという観点からその場所に決定をいたしました。そしてその十字路には信号機も要望

してございますので、遅かれ早かれ信号機も設置になるということでその辺で交通安全はきちっと整備をしていきたいし、その複合施設の東側のほうにはせせらぎ通り線、街路がありますが、ここは道路分が6メートル、歩道分が6メートルということで歩行者にも安全なそういった街路も設置することで進めておりますので、その辺は、その対策としては、万全を期しているつもりでございます。

その3つ目の最終的に図書センターから図書コーナーに変更できるかということでございますが、当面今のこれを移す原点は、現在の公民館の図書室の不都合な点を解消しましょうということで学習スペース、閲覧席、蔵書の数をもふやしてもっと町民の方々に利用増進を図っていただくという目的でやってございますので、当面は図書センターの考えで進めていきたいと思っております。

なお、蔵書数6万冊でございますが、ちょっとそういう設計、構造計算でこの建物を建てる関係から、これを倍の12万冊ということにはならないと思っております。ちょっと構造計算が変わってきますので、しかし将来的に町のほうで別添構想で例えば図書館なんかを建設した場合には、ここは鉄骨造でつくりますので、模様がえも鉄筋コンクリートよりは容易に変更できるという利点もございまして、現在はいずれそういった考えで進みますが、遠い将来になるか、近い将来になるかわかりませんが、必要に応じて変更するということが不可能ではないのかなと、今時点でそう思います。ただこれは原則は今図書センターでございますよということで建設を進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で6番、小川文子議員の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月20日まで本会議を休会とします。

本日は、これをもって散会します。

なお、13日は、予算審査特別委員会を開きますので、午後1時までに本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時01分 散会

平成26年第1回矢巾町議会定例会議事日程（第4号）

平成26年3月20日（木）午後2時開議

議事日程（第4号）

第 1 請願・陳情の審査報告

26請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願
(総務常任委員長報告)

第 2 議案第15号 平成26年度矢巾町一般会計予算について

第 3 議案第16号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第 4 議案第17号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第 5 議案第18号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第 6 議案第19号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

第 7 議案第20号 平成26年度矢巾町水道事業会計予算について

第 8 議案第21号 平成26年度矢巾町下水道事業会計予算について

第 9 議案第22号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について

第10 議案第23号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

第11 議案第24号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）について

第12 議会改革特別委員会中間報告について

(議会改革特別委員長報告)

第13 矢巾中学校建設調査特別委員会報告について

(矢巾中学校建設調査特別委員長報告)

第14 発議案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について

第15 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について

第16 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

第17 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

- 第18 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
 第19 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
 第20 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
 第21 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
 第22 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	山本良司	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 佐藤武君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教 育 長 越 秀 敏 君
社会教育課長 立花常喜君
農業委員会
会 長 高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主 事 根澤のぞみ君

係 長 吉田 徹 君

午後 2時00分 開議

- 議長(藤原義一議員) ただいまから去る11日から休会しておりました本会議を開会します。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
-

議事日程の報告

- 議長(藤原義一議員) 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。
これより本日の日程に入ります。
-

日程第1 請願・陳情の審査報告

26 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再
使用を促進するための法律の制定を求める意見書」
の採択を求める請願
(総務常任委員長報告)

- 議長(藤原義一議員) 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。
総務常任委員会に付託しておりました26請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、
発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願につい
て審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。
総務常任委員長の報告を求めます。
米倉清志委員長。

(総務常任委員長 米倉清志議員 登壇)

- 総務常任委員長(米倉清志議員) 総務常任委員会に付託されました請願審査をご報告いた
します。

平成26年3月20日、矢巾町議会議長藤原義一殿。矢巾町議会総務常任委員会委員長米倉清
志。

請願審査報告書。

本委員会が、平成26年第1回定例会において付託を受けた請願の審査が終了したので、会
議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名、26請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使

用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願。請願者、矢巾町大字東徳田7の105、菊池美香子ほか5名。紹介議員、芦生健勝。

2、委員会開催年月日、平成26年3月6日木曜日。

3、出席委員、米倉清志、齊藤正範、昆秀一、藤原義一。

4、審査経過、平成26年3月6日、午後2時30分開会し、委員長挨拶の後、26請願第1号に係る現状を紹介議員及び請願者より資料に基づき説明を受け、慎重審議をし、午後3時15分に閉会した。

5、審査結果、26請願第1号、採択すべきものと決定した。

6、審査意見、ごみのない社会の実現は、誰もが望むところであるが、現実には人間が生きている限りごみの排出は避けることができないものである。ごみの排出を最小限に抑えるには、過剰包装など、根本的にごみの発生を抑えるか、リターナブルビンなどの再使用を第一に進めるべきであるのに、現在はリサイクル優先の状況にあることから、ごみの総排出量は、減る状況にない。リサイクルは、税金を投入して分別収集や選別保管をしていることから、包装容器を製造している生産者の自己責任を強化し、社会的コスト低減を図るべきである。

以上のような審査意見を取りまとめました。各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。26請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りします。26請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願について賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、26請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願については、採択することに決定しました。

日程第2 議案第15号 平成26年度矢巾町一般会計予算について

日程第3 議案第16号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第4 議案第17号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第5 議案第18号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第6 議案第19号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

日程第7 議案第20号 平成26年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第8 議案第21号 平成26年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原義一議員） 日程第2、議案第15号 平成26年度矢巾町一般会計予算について、日程第3、議案第16号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第4、議案第17号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第5、議案第18号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6、議案第19号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第7、議案第20号 平成26年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第8、議案第21号 平成26年度矢巾町下水道事業会計予算についての7議案については、予算審査特別委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

藤原由巳予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 藤原由巳議員 登壇)

○予算審査特別委員長（藤原由巳議員） それでは、ただいまから予算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成26年3月20日、矢巾町議会議長藤原義一殿。矢巾町議会予算審査特別委員会委員長藤原由巳。

予算審査特別委員会審査報告書。

本審査委員会に付託された下記議案は、審査の結果、次の意見を付して原案を可決すべきものと決定したので、報告いたします。

1、議案第15号 平成26年度矢巾町一般会計予算について。2、議案第16号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について。3、議案第17号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について。4、議案第18号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について。5、議案第19号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について。6、議案第20号 平成26年度矢巾町水道事業会計予算について。7、議案第21号 平成26年度矢巾町下水道事業会計予算について。

審査意見。1、一般会計について。日本経済は、安倍政権の経済政策の大転換により、景気回復の兆しが見えてきた。特に雇用情勢は大幅に改善されつつあり、女性登用で多様な人材力と競争強化が図られることから、なでしこ銘柄の拡大が期待され、円安、株高、税制改正が後押しとなり、海外進出企業の利益還流が前年比7割以上と上回り、今後安倍政権の第3の矢となる日本再興戦略である外国企業による直接投資の拡大が最大の鍵と言われている。

一方で3.11東日本大震災の復興計画を一日も早く成し遂げることが最重要課題であり、経済復調と復興事業を一体とした推進が望まれる。

本町においては、昨年8月9日の大雨洪水による災害復旧、復興事業対応等の厳しい状況下において、あらゆる手法により歳入の確保に努め、一般会計予算は91億5,200万円余で、前年度比4億100万円、4.6%の増となった。

歳入においては、町税の増収から自主財源が44億8,700万円と比率は49%と前年度から1ポイント減となったものの、県内自治体では、最上位の比率となっている。しかしながら、厳しい財政状況に変わりはなく、本年度も税等の高収納率の維持と災害復旧等に係る国、県からのさらなる財源確保に努められたい。

歳出においては、少子高齢化の進展に伴い、民生費が32億円余と全体の35.0%を占め、災害復旧関連での土木費が13億5,300万円余の14.8%となっている。主な内容は、煙山保育園改築事業、煙山児童館増築事業、子ども子育て支援事業、公共3施設への太陽光発電システム導入事業と、矢巾スマートインター整備事業、災害復旧事業、農業体質強化整備事業等となっており、遅滞なく進められたい。

新規事業は、平成28年度からの共通番号制度導入に向けての各種整備事業、障がい者相談支援事業所サポート事業、第6期介護保険事業計画策定関連事業、民間保育士等处遇改善関連事業、NPO法人化した町体育協会への対応と国体推進室への職員増など、いずれも今後の対応に向けての予算構成となっている。

一般会計、4特別会計、2企業会計と合わせた予算総額は191億9,300万円余と、前年度比12億4,500万円、6.9%増ではあるが、一般、特別会計合わせた町債の残高総額は133億9,400万円余で、町民1人当たり約50万円の借金ともなっている。事業執行に当たっては、創意と工夫を凝らし、医大附属病院移転関連事業及び第7次総合計画も視野に、町民への防災情報の伝達体制の構築に努め、全町民が災害のない安全、安心で住みよく、幸せを感じることできる町政運営を図られたい。

以下、次の諸点について意見を添える。(1)土地利用では、藤沢、中村地区の造成工事も進み、中村地区においては、住宅の建設も始まっている。医大関連の施設や関連する事業の開発を進め、本町の発展に寄与するよう努力されたい。

ウエストヒルズ広宮沢の保留地販売は、事業系で32区画中25区画、面積割合で82.3%の契約が成立し、関係各位のたゆまぬ努力により販売が加速している。残り7区画の販売にも情報の収集に全力を挙げ、土地区画整理組合と連携を図り、企業誘致に総力を挙げられたい。

道路整備では、医大に関連する整備を計画的に進め、さらに矢巾中学校関連の道路整備は、生徒が安全に通学できるように整備を進められたい。

町内の各地からの要望のある生活道路は、町民の生活環境の改善と利便性の向上を図ることが喫緊の課題であり、鋭意進められたい。

(2)人・農地プランや農地中間管理機構による計画的な農地利用を促進するため、集落営農組織や認定農業者等の担い手に対し、農畜産物の高付加価値を求める戦略作物の導入や複合経営の確立を促すための営農体制の確立を積極的に推進されたい。

また、6次産業化推進による農商工連携による商品開発及び新たな流通経路確保のため一層の支援策を講じられたい。

(3)教育関係では、煙山小学校に児童用パソコン40台、教師用25台、他の教材備品購入が計上されているが、その活用に期待したい。矢巾中学校は、補償期間内であることから、施設の総点検を行い、ふぐあいが発見された場合には、早急に改修されるように努められたい。また、旧グラウンドにトイレ、手洗い場等の設置が計画されており、幅広く町民が活用しやすい社会教育施設として早急に整備されたい。

2年後に迫った第71回国民体育大会に向けて国体推進室に職員1名が増員されるが、本町にかかわる競技種目に対し、町民意識を高めるとともに、国体選手の育成強化にも努められたい。

2、国民健康保険事業特別会計について。医療の高度化等に伴い、年々増加し続けている医療費に対応するため基金を取り崩している。日本一健康な町やはばを目指し、最大の予防は健診であることから、近年伸び悩み傾向にある特定健診、特定保健指導の受診率向上に努力されたい。また、ジェネリック医薬品のさらなる普及拡大を図り、医療費の適正化に努め、安定的な企業運営を図られたい。

3、介護保険事業及び後期高齢者医療の特別会計について。矢巾町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画に基づき、医療、保険、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの効果的、効率的な介護体制の確立を積極的に推進されたい。

後期高齢者医療会計は、広域連合で運営されているが、介護保険事業とあわせ、安心して暮らせる在宅高齢者のための保健福祉サービス及び各種事業の展開により、住みなれた地域で自立して生活できるよう地域ケア体制の構築等、万全な体制の強化に努められたい。

4、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計について。本事業の予算額は、前年度比16.8%増の24億1,000万円余となっているが、矢幅駅西地区土地区画整理事業の進捗率は、事業費ベースで平成25年度末90.8%の見込みである。また、保留地の販売は、同じく71.2%の見込みとなるが、事業費の確保のためにも総力を挙げて、さらなる販売に努められたい。

矢幅駅前地区土地区画整理事業については、平成23年度から工事に着手し、本年度で4年目となるが、整備面積11.6ヘクタールのうち、事業費ベースの進捗率は、平成25年度末で58.1%となっており、建物移転や道路築造、上下水道管布設工事等の基盤整備が順調に進んでいる。

今後建築資材や人件費の高騰など、事業への影響が懸念されるが、効果的な工法の検討を図るなど、整備計画に沿って遅滞なく工事が進められるよう努められたい。

また、複合施設の実施設計に当たっては、町の将来を見据え、町民や利用者のニーズ等を勘案して、規模と内容、さらには駐車場の設置等について十分検討し、計画するよう強く望む。

5、水道事業会計について。本事業は、順調に推移していることから、安全、安心、安定、持続を基本に水需要の動向を踏まえた長期展望に立ち、施設の耐震化及び老朽施設の更新に取り組まれたい。

また、地理情報システムによる危機管理体制の実践など、ソフト、ハード面での機能強化を図られたい。

6、下水道事業会計について。下水道普及率は、26年度末で94.9%になることから、不明水対策や施設の維持管理に万全を期すとともに、さらなる普及率の向上を目指し、浄化槽の設置にも努められたい。

また、管理面では、経年劣化による施設の老朽化なども考慮し、随時更新や修繕を行うなど、維持管理に万全を期すとともに、趣旨普及事業に努められたい。

以上で終わります。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算審査特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計を一括して行いたいと思います。

最初に、反対討論から発言を許します。

14番、川村よし子議員。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、日本共産党の川村よし子でございます。私は、平成26年度予算に関する討論を、まず初めに、今の安倍政権の情勢をお話ししてから討論に入ります。

国の経済活動の規模を示す国内総生産GDPの2013年10月から12月期の実質伸び率が年率で0.7%増に下方修正されました。四半期ごとの実質成長率、年率換算は、1月から3月期が4.5%、4月から6月期が4.1%、7月から9月期が0.9%と、期を追うごとに縮小されています。アベノミクスのこの1年で減少は、いよいよはがれてきているのではないのでしょうか。

昨年12月24日、安倍内閣は、2014年度の予算案を閣議決定されました。それに対して日本共産党が発表した安倍政権予算案について、大企業栄えて民滅ぶ、暮らしを犠牲にする戦争をする国と安倍内閣の暴走を厳しく批判しました。

その特徴の第1は、消費税の3%引き上げによる国民に押しつけること。第2は、年金や医療、生活保護など社会保障の給付削減を初め、教育、農業、地方財政など暮らしの予算を削減。第3は、大企業減税を初め、国土強靱化を看板に掲げて、大型公共事業の拡大と成長戦略という大企業おもてなし予算計上。第4は、軍事費を増額。第5は、消費税頼みで借金を重ね、財政再建の見通しのない予算を指摘しました。

去る2月26日、川村光朗町長は、施政方針演述で町長就任以来、創造、決断、実行を基本理念として、町民誰もが安心、安全で幸せを感じることができる町の実現を目指し、対話の中から町民の皆様が何を求めているかを見出しつつ、ご意見を尊重しながら町勢発展のため最大限の努力を傾注し、誠心誠意取り組んでまいりましたと述べ始めました、演述されました。

しかし、1次産業である農業振興や商工業振興、そして社会教育振興など、あらゆる分野で高齢化に向けての取り組みは、町政の一番の柱に据えることが求められていると感じております。

川村町政の仕事は、スマートインターチェンジや区画整理事業のような大型開発優先で、住民の命をどう守るのが大きな焦点となると私は考えています。根本的に国の政治にかかわることが大半ですが、町民全体にも社会的弱者による被害をこうむると考え、討論に参加させていただきます。

第15号、平成26年度矢巾町一般会計予算、第16号、平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算、第17号、平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算、第18号、平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算、第20号、矢巾町水道事業会計予算の討論をいたします。

第1点目は、社会保障費の削減です。4月から70歳になる高齢者の医療費が2割負担になる住民負担、また後期高齢者医療は、広域連合ではありますが、4月からは値上げされることが決定しております。このように高齢者にとっては、二重の負担が押し迫っています。

矢巾町の国民健康保険税、平成24年度国保税賦課状況を見ますと、1人当たりの調定額が9万2,354円と岩手県内の市町村第1位となっています。町の答弁は、町民の2割の人たちが加入する国民健康保険制度には、一般会計からの法定外繰り入れはできないとして公平性や自己責任、自助努力という言葉を使い、国の答弁そのままです。国民健康保険制度は、高齢者になれば、後期高齢者医療制度に加入する手前の高齢者、ほぼ全員が加入になります。また、保険税算定では、均等割があり、生まれたばかりの赤ん坊など、子どもがいる世帯は高く算定される仕組みです。中小企業に働く60歳以下の勤労世帯が43%の方が加入しています。制度自体が国民誰でもが平等に医療を受けることができる国民健康保険事業会計、反対せざるを得ません。

平成26年度は、基金を取り崩して保険料を引き上げることをとめることは評価します。しかし、町民の国保税が高いという声を重大に捉えて、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰り入れ、住民負担を軽減する決断をしていないことに反対します。

次に、介護保険制度について、基準額4,800円は、高いか安いかの問題ではなく、住民税非課税であるのに住民税課税者と同居していると、基準額になる状況、住民税課税家族と同居している高齢者は、年金が月1万5,000円で基準額4,800円を支払わなければならない状況です。病気がちな高齢者や少ない年金高齢者は、保険料を滞納したり、遅滞になることが多くあります。そして、介護が必要になったとき、適切な介護を受けなくてもお金のある、なしにかかわらず介護内容を選択できるように改善するべきです。平成26年度は、第6期介護保険の保険料を見直す時期です。第1号被保険者が介護が必要になってもお金の心配がないよう取り計らうべきです。

2点目は、地方自治体の職員の削減です。平成24年度は、正職員161名、平成25年度は、正規職員158名と2名減となっています。過去10年間を比較しますと28人の正職員が減少しております。正職員減は、住民に対する行政サービス不足につながっております。このような中で税務課職員を増員し、徴収に躍起となっていること、そして延滞数、分納者数の改善が見られていることは評価しますが、国保税の支払いが難儀している町民の方々の、また短期保険証保持者の生活実態を把握するとか、国、県に調査状況を報告するとか、また産業振興に熱心な職員を育成することが今必要ではないでしょうか。

3点目は、子育て支援について希薄なことです。年少扶養控除の廃止や勤労世帯の可処分所得、そして昨年の10月から児童扶養手当0.7%の引き下げに続き、4月からは、さらに0.7%引き下げられる状況で、少子化の中で子育てする親の支援が大きな課題です。平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度は、幼稚園は文部科学省管轄、保育所は厚生労働省管轄、新たに幼稚園と保育所の機能を持つ認定子ども園は内閣府の管轄にするという準備が盛り込まれております。介護保険と同様に、株式会社参入を促進し、公的保育制度を後退させる危険があります。児童福祉法第24条の1項の市町村の保育実施責任を踏まえ、今後全ての子どもの権利を保障し、子育てをもうけの対象にしないためにも地方自治体の施策が大きく左右します。

就学援助の諸充実の点では、生活保護費の削減がありましたが、平成26年度は、今までどおりの生活保護費の1.2倍となっており、評価いたします。しかし、就学援助費の毎月支給できるようにすると子育てしている世帯には十分助かると考えます。子どもの医療費無料化の制度を国、県に要望しているのは評価しますが、実際の支援を置き去りにしていることは、県内の22市町村が拡大している中で裕福と言われている矢巾町、具体的に施策を実行することが求められているのではないのでしょうか。

4点目は、農業振興を柱として産業振興に取り組むことです。農業後継者育成は、重要な課題です。新規就農者を続けたことは評価いたします。

学校給食に地元産を取り入れることは、地域の社会教育、農業振興に貢献できると考えますが、地元食材の自給率56%、その中でも町内農業者からの直接搬入が30%の自給率、この中での農業者の育成が必要と考えています。ここにも力を入れることが必要と思います。

6次産業の推進には、焼酎ゆくたがりなどのアルコールだけではなく、商工業と連携し、学園都市にふさわしい岩手医科大学薬学部の食堂、また寄宿舎や町内誘致企業など、町内で営業している商店に提供できるシステム拡大が求められます。

5点目は、昨年5月成立した共通番号法案は、税と社会保障の共通番号を全ての日本国内の居住者につけて、個人情報管理、利用することを目的としました。共通番号を公開し、行政分野以外の民間利用や個人番号カードの活用などにより積極的に推進する内容になっているとあります。しかし、情報漏えい起きてしまえば、1つ番号であり、あらゆる個人情報が漏えいしてしまい、深刻なプライバシー侵害が避けられません。おれおれ詐欺のような犯罪被害の拡大にもつながることを心配しています。貧困層の拡大や高齢化社会への対応、若者や女性の労働条件向上による経済の底上げなど、緊急に取り組まなければならないことが山積みしている中で、この共通番号法案を導入する制度に私は反対します。

以上より反対討論とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 次に、賛成討論ありますか。

1番、齊藤正範議員。

（1番 齊藤正範議員 登壇）

○1番（齊藤正範議員） 議席番号1番、齊藤正範です。私は、今回提案されました全ての予算に賛成する立場から討論させていただきます。第6次総合計画後期基本計画の4年目である平成26年度の一般会計予算は、昨年8月の大雨洪水による災害復旧、復興など、住民の安全、安心確保のための事業を優先した予算編成であるとともに、新農政を踏まえた農家支援、岩手医大病院の開業に合わせたアクセス道路整備に向けた計画の推進、市街化区域に編入された藤沢、中村地区のまちづくりなどの事業が計画されております。また、平成25年度の2保育園改築に引き続き、煙山保育園の改築、煙山児童館増築など、安心して子育てができる環境づくりや新たに設ける医療保険が適用されない一般不妊治療の治療費補助を県内で初めて町単独事業として取り組むなど、少子化、子育て対策の充実も見られます。当町の大規模事業である矢幅駅前土地区画事業は、交流拠点となる複合施設の実施設計、建設に着手する

とされており、上下水道事業では、26年度末で水道管の鉛管取りかえは90%に達し、汚水処理人口普及率は94.9%になると見込まれており、生活環境のさらなる改善を目指しております。

以上、後期基本計画の一部事業が次年度へ先送りされたものの、全般にわたり計画どおり進められており、高く評価いたします。

行政と住民との役割をあらわす言葉として自助、共助、公助が言われるようになりました。当町も昨年の大雨災害では、住民から役場への電話が殺到し、対応に苦慮した経験があります。自助、共助は、災害発生時には、公的救助が到着する前の活動や避難誘導に有効であるとされておりますが、これはあくまでも災害時の話であって、災害が起こる前はしっかり住民が活動できるようケアをしていくことが大切です。事前の予防と人材育成が重要であることを確認しなくてはなりません。自助、共助、公助を理由として何もしないということはあってはならないのです。

町は、その対応策として共助組織と位置づけている自主防災組織を全ての自治会で結成し、公助でサポートするシステムによる地域ぐるみの防災体制と防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを26年度事業で目指しております。計画推進のエネルギーの発揮と達成を期待し、一般会計並びに4特別会計、2企業会計、すべての予算に賛成します。

○議長（藤原義一議員） 次に、反対討論ありますか。

6番、小川文子議員。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 議席番号6番、小川文子でございます。私は、26年度一般会計、そして特別会計に反対の立場で反対討論をいたします。

本年度は、国においては、消費税8%の増税が実施され、庶民の暮らしを直撃するとともに、国民の7割の方々が就労している中小企業の経営の悪化が懸念されています。一部大企業では、賃上げの報道がされておりますが、中小零細企業では、雇用の維持も厳しさを増しております。正社員化を進める流れとは逆に非正規化または倒産、リストラにつながる経済状況の悪化が懸念されるところです。

また、社会面では、特定秘密法の強行採決、集団的自衛権の行使、そして憲法改正につながる動き、武器輸出を進めるなど、安倍政権の右傾化が際立っております。このような中で町民の命と暮らしを守り、福祉の充実に努めるという地方自治体の大きな責任が問われております。憲法で保障されています基本的人権、国民主権、そして平和主義を守り、地方自治

体がその大きな役割を発揮するときに今ではないでしょうか。

さて、個別の内容についてお話しをします。まず第1点目は、子育て支援でございます。待望されていた煙山児童館拡充、そして煙山保育園の改築、そして町内における保育所の増加傾向は、そして保険料の軽減措置については、保護者の願いにかなう措置として評価できるものであります。

一方、子どもの医療費の助成事業は、県内の多数の自治体が小学校6年生卒業まで無料化の流れになっているのに対し、本町は就学前まで半額補助の段階にとどまっております。父母からも強い要望がありますこの課題には、早急に取り組んでいただきたいと思っております。

第2点は、まちづくりについてです。基本的な考え方といたしまして、町民の声を聞く、町民目線に立った視点が大変弱いと感じています。特にも駅周辺開発は、矢巾町の一般会計が100億円の規模であるのに対し、駅周辺開発は200億円を越す超大型プロジェクトでございます。これが決まってからは、リーマンショック、そして3年前には東日本大震災もございました。このように経済状況の悪化、そして人口減、町民ニーズの変化も起きております。そのような中で規模についても、内容についてももっともっと縮小の方向に検討されるべきであります。

特にも複合施設は、建設費12億円、年間維持費1億円は高過ぎます。町民が本当にそれを望んでいるのかどうか、内容も規模についても、そして駐車場の施設内4台という厳しい状況もありますことから、十分に町民の声を聞いて、それを内容を反映されるべきです。町民説明会を行うとのことですが、その意見を聞く聴取期間は約2週間で大変短いものです。このような大きな事業を行う場合には、もっと時間をかけて町民との合意形成を図るべきです。

また、駅前のせせらぎ通りは、セメントの川あるいは石の川が予定されておりますが、これとて数億円のお金がかかるものです。ここにこのようなお金をかけるべきではありません。少しでも予算を削って、町民の暮らしや生活のほうに回すべきと考えます。また、ここでセメントの川をつくっても、夏場には気温の上昇を招くこととなります。むしろ土を入れて花壇にするなど、町民の憩いと潤いの場に変えるような努力が必要ではないでしょうか。

一方、昨年8月9日は、本町も安全と言われていた本町でありましたが、大変な床上浸水の被害がございました。町民の声を聞いて歩きましたが、床上浸水を受けた区画整理地内の方々は、道路は確かに広く立派になった。そして、建てたばかりの家も町からの要求によって移転もした、協力もした。しかし、今回大変な被害をこうむった。町がきれいになっても治水対策が伴っていなかったからだ、そういうふうな指摘を私も聞きました。本町にとっ

て岩崎川の改修は、大変な問題です。岩崎川の改修は、県の事業ではありますが、その河川の改修に待っていて今の事業を進めているわけですから、町としてできる最大の努力をするべきです。

特にも河川の改修、土砂の除去、しゅんせつは重要なものです。その中であって煙山ダムのしゅんせつが今年度実行されなかったことは、大変な問題と考えます。煙山ダムが貯水能力を持たなければ、また大雨が来れば越流を起こし、河川の改修がなされていない今の状況の中で大雨が降れば、また被害が起きることは目に見えています。本年度5月の予定ということですが、遅滞なく実行されることを求めます。

いずれ本町では、昨年8月9日の大雨被害をしっかりと検証して、8.9を忘れることなく、まちづくりに生かしていくべきと考えます。

最後に、厳しい生活を余儀なくされている方々のセーフティーネットの強化を求めます。町営住宅の早期の改築と改修、そして増築、増設を求めます。また、町内でも877人の方々が税金の分納相談をしている。国保税、介護保険料は、県内でトップレベルの高さにあります。これらの改善に取り組むべきです。徴税に当たっては、児童手当の差し押さえは中止するべきです。また、預金、年金の全額差し押さえも中止するべきです。これらは町民の生存権を侵害するものです。差し押さえに当たっては、最低限のルールを守って対応することを求めて反対討論といたします。

○議長（藤原義一議員） 賛成討論はありますか。

7番、谷上哲議員。

（7番 谷上 哲議員 登壇）

○7番（谷上 哲議員） 議席番号7番、谷上哲でございます。私は、平成26年度一般会計及び各特別会計、企業会計予算について賛成の討論をいたします。

平成26年度全会計の総予算額は192億円弱、前年度対比6.9%増となっております。一方、一般会計予算の規模は、昨年8月9日の大雨洪水による災害復旧、復興事業を初め煙山保育園、煙山児童館整備の計上により、対前年度比約4億円の増で91億5,000万円、前年度比4.6%の増の予算となっております。町長の施政方針でも述べられておりますが、財政健全化の観点から必要最小限の予算を配分し、創意と工夫で確実に事業を執行するという、いわゆる選択と集中を念頭に置いた予算となっております。これに評価できるものであります。

平成26年度は、第6次矢巾町総合計画後期基本計画の4年目となっております。まずは、昨年8月9日の大雨洪水による災害復旧、復興事業対応を最優先した今年度予算の特筆点で

ございます。そうした中であって重点事業であります矢幅駅前地区土地区画整理事業については、今年度駅前広場の整備や矢巾町の中心市街地の交流拠点となる複合施設の実施設並びに建設に着手する年度となっております。

また、岩手医科大学附属病院の移転計画などに伴う徳田橋のかけかえ、矢巾スマートインターチェンジの設置など、関連整備事業の推進、多様化する農業情勢に適切に対応するための各種農業基盤整備事業に対する予算化、さらには安心して生きがいのある健康長寿のまちづくりに関してこの各種事業、とりわけ深刻な社会問題となっている認知症対策としての認知症対策総合推進事業への取り組み、また少子化対策、児童育成支援については、煙山保育園の改築及び煙山児童館の増築事業など、保育環境の整備、医療保険が適用されない一般不妊治療についても県内で初めて町単独事業として実施することにより不妊に悩む方々への支援を充実させる少子化対策の一つとしての取り組み、これらについては、当然のことながら町民の期待も高く、事業の着実な推進を望むものであります。

本予算は、当然のことながら今年度当初から増額改定として導入される消費税対応を勘案した予算となっております、前述したとおり厳しい環境下でありながらも適切に配分をした予算でありますので、賛成をし、討論を終わります。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で討論を終結します。

これより採決に入ります。日程第2、議案第15号 平成26年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号 平成26年度矢巾町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第16号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第17号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第17号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第18号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第18号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第19号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第19号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第20号 平成26年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第20号 平成26年度矢巾町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 21 号 平成 26 年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第 21 号 平成 26 年度矢巾町下水道事業会計予算については原案のとおり可決
されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を 15 時 20 分といたします。

午後 3 時 0 9 分 休憩

午後 3 時 2 0 分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開をいたします。

日程第 9 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度矢巾町一般会計補正予算(第 7 号)に
ついて

○議長(藤原義一議員) 日程第 9、議案第 22 号 平成 25 年度矢巾町一般会計補正予算(第 7
号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第 22 号 平成 25 年度矢巾町一般会計補正予算(第 7 号)について
提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、国民保養センター災害復旧事業に充当する 20 款町債の地域活
性化事業債を新設補正し、1 款町税の法人町民税、町たばこ税、13 款国庫支出金の農地等災
害復旧費補助金にそれぞれ増額補正を行い、また 13 款国庫支出金の保育所運営費負担金、社
会資本整備総合交付金、14 款県支出金の保育所運営費負担金、保育対策等促進事業費補助金、
17 款繰入金の矢巾町福祉基金繰入金、20 款町債の公共事業等債、公共土木施設災害復旧事業

債及び農林施設災害復旧事業債をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについては、2款総務費の一般職員給与費、財政調整基金積立事業、3款民生費の障がい者自立支援事業、8款土木費の道路橋梁総務事業、同じく被災者住宅再建支援事業、11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業、河川災害復旧事業及び国民保養センター災害復旧事業にそれぞれ増額補正を行い、また3款民生費の保育委託事業、4款衛生費の予防接種事業、8款土木費の交通安全施設整備事業、矢巾スマートインターチェンジ整備事業及び矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰出事業、9款消防費の常備消防事業、11款災害復旧費の農林施設災害復旧事業をそれぞれ減額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,904万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億8,665万3,000円とするものであります。

なお、今回の補正予算では、第2表繰越明許費によりご提案いたします災害復旧事業費約6億円を初め、総額約7億8,000万円については、主に8月9日、大雨洪水災害の影響により平成25年度内の執行を見込むことができないこととなりましたので、平成26年度に執行できるよう予算の繰り越しをお願いするものであり、当該事業については、町民に不安を抱かせることなく、早期に完了できるよう鋭意努力してまいります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第22号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細についてご説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表の繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額の順で説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、庁舎維持補修事業428万9,000円、再生可能エネルギー導入事業3,338万3,000円。3款民生費、2項児童福祉費、保育業務システム改修事業948万3,000円。4款衛生費、2項環境衛生費、再生可能エネルギー導入事業2,055万8,000円。6款農林水産業費、1項農業費、特用林産施設等体制整備事業892万8,000円、農業体質強化基盤整備促進事業2,118万円、2項林業費、里山再生松くい虫被害特別対策事業299万8,000円。7款商工費、1項商工費、プレミアム商品券発行事業500万円。8款土木費、2項道路橋梁費、道路橋梁総務事業538万7,000円、矢巾スマートインターチェンジ整備事業6,353万1,000円、橋梁維持事業383万3,000円、河川改良事業270万円。11款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、農林施設災害復旧事業2億2,000万円。2項公共土木施設災害復旧費、

道路橋梁災害復旧事業9,326万円、河川災害復旧事業1億2,609万7,000円。3項厚生労働施設災害復旧費、国民保養センター災害復旧事業1億6,037万2,000円、5項文教施設災害復旧費、学校施設災害復旧事業308万2,000円。

次ページをお開き願います。3表の債務負担行為の補正でございます。まずは、変更でございます。事項、補正前、補正後の順でご説明を申し上げます。町内情報ネットワークシステム整備事業、限度額の変更でございまして、2,962万1,000円を補正後2,787万8,000円にするものでございます。総合行政ネットワークL G W A N更新事業、同じく限度額でございまして217万6,000円を207万8,000円とするものでございます。住民情報システム更新事業、限度額でございまして、976万6,000円を852万4,000円とするものでございます。

全国住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、平成25年度から平成29年度まで921万1,000円、補正後平成25年度から平成30年度まで332万3,000円。税務申告受付支援システム導入事業、限度額の変更でございまして1,902万5,000円を1,505万2,000円とするものでございます。農業近代化資金利子補給事業、平成25年度から平成31年度まで、借り入れ残額の1.5%以内の利子補給、平成25年度から平成39年度まで借り入れ残高の0.5%以内の利子補給・廃止でございます。農業経営基盤強化資金利子補給事業につきまして廃止するものでございます。

続きまして、第4表、地方債の補正でございます。追加の補正でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明を申し上げます。地域活性化事業5,000万円、普通貸借または証券発行、年6.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率、政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により、償還年限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利子に借りかえすることができる。

続きまして、変更でございます。限度額の補正をするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。起債の目的の道路整備事業について7,190万円を補正後5,540万円に。災害復旧事業4億5,370万円を2億7,480万円とするものでございます。

17ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順でご説明を申し上げます。1款町税、1項町民税、1目個人△10万円、節に参りまして滞納繰越分同額、説明欄のとおりでございます。2目法人1億6,195万4,000円、節に参りまして現年課税分1億6,198万4,000円、滞納繰越分△3万円の説明欄のとおりでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税50万円、節に参りまして滞納繰越分同額で説明欄のとおり

りでございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税4万円、節に参りまして滞納繰越分同額で説明欄のとおりでございます。

4項町たばこ税、1目町たばこ税2,121万2,000円、節に参りまして現年課税分同額で説明欄のとおりでございます。

5項入湯税、1目入湯税△160万3,000円、節に参りまして現年課税分同額で説明欄のとおりでございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金△17万5,000円、節に参りまして社会福祉費負担金同額、説明欄のとおりでございます。3目農林水産業費負担金△1,143万1,000円、節に参りまして農業費負担金同額、説明欄のとおりでございます。4目教育費負担金3万5,000円、節に参りまして小中学校費負担金同額、説明欄のとおりでございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料51万7,000円、節に参りまして総務使用料同額、説明欄のとおりでございます。2目民生使用料3万9,000円、節に参りまして老人日常生活用具使用料同額、説明欄のとおりです。3目衛生使用料△260万円、節に参りまして火葬場使用料同額、説明欄のとおりでございます。6目土木使用料、節に参りまして道路使用料69万3,000円、河川使用料△1万5,000円、矢幅駅東西自由通路等使用料△5,000円、矢巾町駐車場使用料186万円、都市公園使用料△9万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。8目教育使用料4万1,000円、節に参りまして史跡公園使用料△2,000円、総合グラウンド使用料4万3,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2項手数料、1目総務手数料10万円、節に参りまして総務手数料同額説明欄のとおりです。2目民生手数料△9,000円、節に参りまして民生手数料同額、説明欄のとおりでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金△2,411万7,000円、節に参りまして国民健康保険基盤安定負担金△50万9,000円、障がい者自立支援給付費負担金187万7,000円、障がい児施設措置費負担金△83万3,000円、児童手当負担金△165万4,000円、児童福祉施設費負担金△2,299万8,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3目災害復旧費国庫負担金5,906万5,000円、節に参りまして公共土木施設災害復旧費負担金△828万6,000円、農林施設災害復旧費負担金6,554万5,000円、教育施設災害復旧費負担金180万6,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金△262万6,000円、節に参りまして障がい福祉費補助金同額、説明欄のとおりでございます。2目衛生費国庫補助金△16万9,000円、節に参りま

して保健衛生費補助金△123万8,000円、環境衛生費補助金106万9,000円で説明欄記載のとおりでございます。3目農林水産業費国庫補助金△750万円、新規就農総合支援事業補助金同額、説明欄のとおりでございます。4目土木費国庫補助金△2,111万円、節に参りまして道路橋梁費補助金△2,081万円、住宅費補助金△30万円で、いずれも説明欄のとおりでございます。5目教育費国庫補助金△16万2,000円、節に参りまして教育振興費補助金同額、説明欄のとおりでございます。

3項委託金、1目総務費委託金△5万1,000円、節に参りまして総務費委託金同額で説明欄のとおりでございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金△1,354万4,000円、節に参りまして国民健康保険基盤安定負担金△248万7,000円、障がい者福祉事業費負担金93万8,000円、障がい児施設措置費負担金△41万6,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金△21万6,000円、児童手当負担金13万6,000円、児童福祉施設費負担金△1,149万9,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金△164万5,000円、節に参りまして交通安全対策費補助金△13万7,000円、地域経営推進費補助金△150万8,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目民生費県補助金△1,166万4,000円、節に参りまして社会福祉総務費補助金△164万4,000円、老人福祉事業費補助金△6,000円、児童福祉費補助金△1,178万4,000円、母子福祉費補助金177万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3目衛生費県補助金△168万8,000円、節に参りまして保健衛生費補助金7万6,000円、環境衛生費補助金△176万4,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。5目農林水産業費県補助金1,528万2,000円、節に参りまして農業委員会費補助金5万6,000円、農業振興費補助金659万9,000円、畜産業費補助金△10万9,000円、林業費補助金873万6,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。6目土木費県補助金723万9,000円、節に参りまして住宅費補助金同額、説明欄のとおりでございます。7目教育費県補助金52万8,000円、節に参りまして被災児童生徒就学援助補助金4万5,000円、被災幼児就園支援事業費補助金48万3,000円で説明欄記載のとおりでございます。

3項委託金、1目総務費委託金△88万8,000円、節に参りまして徴税費委託金288万円、統計調査費委託金△5万1,000円、選挙費委託金△371万7,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目民生費委託金△3万9,000円、節に参りまして社会福祉費委託金同額、説明欄のとおりでございます。3目農林水産業費委託金1万2,000円、節に参りまして農業費

委託金同額、説明欄のとおりでございます。5目土木費委託金181万6,000円、節に参りまして河川費委託金82万8,000円、都市計画費委託金98万8,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入222万3,000円、節に参りまして土地建物貸付収入同額、説明欄記載のとおりでございます。2目利子及び配当金52万1,000円、節に参りまして利子及び配当金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項財産売却収入、1目不動産売却収入864万6,000円、節に参りまして土地売却収入同額、説明欄記載のとおりでございます。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金206万9,000円、節に参りまして一般寄附金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目災害復旧費寄附金509万円、節に参りまして災害復旧費寄附金同額、説明欄記載のとおりでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、3目矢巾町福祉基金繰入金△2,000万円、節に参りまして矢巾町福祉基金繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。5目東日本大震災復興基金繰入金4,000円、節に参りまして東日本大震災復興基金繰入金同額、説明欄のとおりでございます。

19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金100万円、節に参りまして延滞金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項町預金利子、1目町預金利子22万2,000円、節に参りまして預金利子同額、説明欄のとおりでございます。

4項雑入、1目雑入496万6,000円、節に参りまして雑入同額でございます。説明欄記載のとおりでございます。

20款町債、1項町債、1目土木債△1,650万円、節に参りまして道路整備事業債同額、説明欄記載のとおりでございます。3目災害復旧債△1億7,890万円、節に参りまして公共土木施設災害復旧事業債△4,360万円、農林施設災害復旧事業債△1億3,530万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。4目地域活性化事業債5,000万円、節に参りまして地域活性化事業債5,000万円同額で説明欄のとおりでございます。

29ページをお開き願います。歳出に移ります。歳出におきましては、三角につきましては、基本的に実績に基づきまして減額となっているものでございます。まず1款議会費、1項議会費、1目議会費△20万8,000円、節に参りまして旅費△53万2,000円、交際費3万円、需用費28万2,000円、使用料及び賃借料1万2,000円で、いずれも説明欄記載のとおりとなっております。

ります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費3,362万6,000円、節に参りまして職員手当等3,051万1,000円、共済費△64万3,000円、旅費△23万6,000円、委託料△21万円、負担金、補助及び交付金△30万円、積立金4,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。続きまして、2 目文書広報費 3 万7,000円、節に参りまして需用費46万7,000円、役務費△43万円で説明欄記載のとおりでございます。5 目財産管理費△153万8,000円、節に参りまして賃金27万4,000円、旅費△6 万円、需用費122万1,000円、役務費△50万7,000円、委託料△51万7,000円、使用料及び賃借料△37万8,000円、工事請負費△158万円、公課費9,000円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。6 目企画費△23万円、節に参りまして報償費△15万円、需用費△10万円、積立金 2 万円で説明欄記載のとおりでございます。7 目交通安全防犯対策費20万円、節に参りまして需用費同額でございます。説明欄記載のとおりでございます。8 目財政調整基金費 1 億2,379万3,000円、節に参りまして積立金同額でございます。この金額を積み立てますと、財政調整基金の積立金につきましては19億5,804万3,000円となります。それから、減債基金積立金につきましては、残高が 1 億8,163万9,000円となるものでございます。10目電子計算費△271万7,000円、節に参りまして需用費117万8,000円、役務費△38万8,000円、委託料△156万7,000円、使用料及び賃借料△194万円で説明欄記載のとおりでございます。

2 項徴税費、1 目税務総務費15万円、節に参りまして需用費同額で説明欄のとおりでございます。2 目賦課徴収費△372万4,000円、節に参りまして役務費△52万1,000円、委託料△258万3,000円、使用料及び賃借料△18万2,000円、備品購入費△43万8,000円で、いずれも説明欄記載のとおりの内容となっております。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費△314万6,000円、節に参りまして委託料△135万7,000円、使用料及び賃借料△178万9,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費△6 万3,000円、節に参りまして旅費同額で説明欄のとおりでございます。3 目参議院議員通常選挙費△391万6,000円、節に参りまして報酬△14万1,000円、職員手当等△180万5,000円、賃金△2 万1,000円、旅費△1,000円、需用費△108万円、役務費△50万5,000円、委託料△9 万4,000円、使用料及び賃借料△12万7,000円、原材料費△10万円、備品購入費△4 万2,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

5 項統計調査費、2 目指定統計費△4 万7,000円、節に参りまして旅費△4,000円、需用費

△3万9,000円、役務費△4,000円で説明欄記載のとおりでございます。

6項監査委員費、1目監査委員費△16万9,000円、節に参りまして旅費10万1,000円、負担金、補助及び交付金△6万8,000円で説明欄のとおりでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費△853万8,000円、節に参りまして職員手当等11万円、需用費△4万円、扶助費△451万4,000円、繰出金△409万4,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目障がい福祉費2,442万円、節に参りまして旅費△3万6,000円、役務費△9万6,000円、委託料65万2,000円、扶助費2,227万1,000円、償還金、利子及び割引料162万9,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3目老人福祉費333万8,000円、節に参りまして職員手当等5万9,000円、賃金△25万円、報償費△20万円、需用費8万円、委託料△100万3,000円、扶助費△37万7,000円、繰出金502万9,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。4目保健福祉交流センター費76万円、節に参りまして需用費41万7,000円、工事請負費34万3,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費16万7,000円、節に参りまして職員手当等10万円、需用費1万2,000円、役務費3万1,000円、備品購入費2万4,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目児童措置費△718万円、節に参りまして役務費△25万円、扶助費△693万円で説明欄記載のとおりでございます。3目児童福祉施設費△3,891万5,000円、節に参りまして給料△87万4,000円、職員手当等△121万3,000円、共済費△22万3,000円、賃金△200万円、需用費△20万円、委託料△3,232万1,000円、使用料及び賃借料△153万9,000円、備品購入費26万8,000円、負担金、補助及び交付金△81万3,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。4目母子福祉費379万2,000円、節に参りまして役務費9万1,000円、扶助費370万1,000円で説明欄記載のとおりでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費△1,076万1,000円、節に参りまして給料△115万3,000円、職員手当等△8万3,000円、共済費△39万7,000円、賃金△70万円、報償費△14万円、旅費△1万3,000円、需用費21万3,000円、役務費△94万円、委託料△754万8,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目予防費△1,078万9,000円、節に参りまして賃金△20万円、委託料△827万4,000円、負担金、補助及び交付金△231万5,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2項環境衛生費、1目環境衛生総務費△1,820万円、節に参りまして旅費△10万3,000円、役務費460万5,000円、委託料△555万2,000円、負担金補助及び交付金△1,715万円で説明欄記載のとおりでございます。2目環境保全費△10万7,000円、節に参りまして報酬4万9,000円、

委託料△15万6,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3目斎場費、これにつきましては、補正額ゼロでございます、財源更正でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費△17万1,000円、節に参りまして職員手当等△12万円、負担金、補助及び交付金△5万1,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目農業総務費115万1,000円、節に参りまして職員手当等9万2,000円、負担金、補助及び交付金105万9,000円でございます。説明欄記載のとおりであります、6次産業化推進事業費補助金につきましては、室岡の営農組合及び矢次の3ちゃん矢次の2団体に対する補助となっているものでございます。3目農業振興費791万5,000円、節に参りまして委託料△8,000円、使用料及び賃借料△25万2,000円、負担金、補助及び交付金817万5,000円で説明欄記載のとおりでございます、このページの中段の農業生産振興対策事業の中の特用林産施設等体制整備事業補助金につきましては、震災の風評被害支援対策の一環といたしました原木シイタケの原木導入補助でございます。892万8,000円につきましては。続きまして、4目畜産業費△16万8,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金△17万3,000円、積立金5,000円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。5目農地費△855万5,000円、節に参りまして委託料△233万9,000円、工事請負費△735万4,000円、負担金、補助及び交付金113万8,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。6目農村総合整備事業費82万4,000円、節に参りまして需用費8万7,000円、委託料73万7,000円で説明欄記載のとおりでございます。7目農業構造改善事業促進対策費6万9,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。8目ダム管理費13万6,000円、節に参りまして職員手当等4万9,000円、需用費1万5,000円、備品購入費7万2,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2項林業費、1目林業振興費△267万5,000円、節に参りまして委託料△124万8,000円、工事請負費△142万7,000円で説明欄記載のとおりでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費△55万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄のとおりでございます。3目観光費△5万9,000円、節に参りまして工事請負費同額、説明欄のとおりでございます。4目自然公園施設費△323万6,000円、節に参りまして委託料△14万円、工事請負費△309万6,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。5目南昌グリーンハイツ費△1万7,000円、節に参りまして委託料8万円、工事請負費△9万7,000円で説明欄記載のとおりでございます。6目企業誘致推進費△30万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄のとおりでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費△44万5,000円、節に参りまして職員手当等

同額、説明欄のとおりでございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費1,375万9,000円、節に参りまして需用費800万円、役務費5万円、委託料538万7,000円、備品購入費17万2,000円、負担金、補助及び交付金15万円でございます。前のページの4ページですが、光熱水費800万円ですが、融雪装置の電気料金の増によるものでございます。続きまして、2目道路維持費1,220万3,000円、節に参りまして需用費984万5,000円、原材料費236万3,000円、備品購入費△5万円でございます。説明欄記載のとおりでございますが、除雪事業費の中の消耗品480万円につきましては、凍結防止材の購入450万円が主なものでございます。修繕費400万円につきましては、中型ローダーの修繕料あるいはのり面の崩壊の修繕料となっているものでございます。3目道路新設改良費△3,737万6,000円、節に参りまして委託料△3,245万9,000円、工事請負費△1,010万5,000円、公有財産購入費△1万2,000円、負担金、補助及び交付金520万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。4目橋梁維持費△629万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄のとおりでございます。

3項河川費、1目河川総務費、補正額ゼロで財源更正でございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費△175万1,000円、節に参りまして職員手当等△8万7,000円、需用費11万8,000円、委託料△178万2,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目土地区画整理費△4,553万7,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄のとおりでございます。5目公園費9万9,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費1,413万8,000円、節に参りまして需用費232万1,000円、委託料53万円、使用料及び賃借料△73万4,000円、工事請負費205万4,000円、負担金、補助及び交付金996万7,000円でございます。この欄の下段の被災者住宅再建支援事業補助金950万円につきましては、複数世帯8件、単数世帯2件の補助を予定しているものでございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費△1,026万9,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄のとおりでございます。2目非常備消防費△58万2,000円、節に参りまして報償費△15万9,000円、旅費△33万円、委託料△9万3,000円で説明欄のとおりでございます。3目消防施設費、これにつきましては、補正額ゼロで財源更正でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費△8万5,000円、節に参りまして職員手当等△10万円、役務費1万5,000円で説明欄のとおりでございます。3目教育振興費△174万9,000円、節に参りまして需用費18万9,000円、委託料△11万7,000円、負担金、補助及び交付金△186万9,000円、積立金4万8,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

2項小学校費、1目学校管理費212万1,000円、節に参りまして需用費171万8,000円、委託料△139万5,000円、工事請負費42万円、備品購入費148万3,000円、負担金補助及び交付金△10万5,000円で説明欄記載のとおりでございます。2目教育振興費△340万1,000円、節に参りまして報償費△13万1,000円、旅費△18万2,000円、需用費△13万8,000円、扶助費△295万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

3項中学校費、1目学校管理費81万7,000円、節に参りまして需用費172万9,000円、委託料△108万1,000円、備品購入費22万4,000円、負担金補助及び交付金△5万5,000円で説明欄記載のとおりであります。2目教育振興費△21万円、節に参りまして需用費4万6,000円、使用料及び賃借料△4万6,000円、扶助費△21万円で説明欄のとおりでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費1万9,000円、節に参りまして報償費△1万7,000円、需用費4万円、役務費△4,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2目公民館費△1万5,000円、節に参りまして共済費△18万7,000円、賃金1万3,000円、旅費△41万2,000円、需用費116万7,000円、役務費23万円、委託料△68万1,000円、使用料及び賃借料6,000円、工事請負費△32万1,000円、備品購入費17万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3目文化会館費154万8,000円、節に参りまして需用費187万円、役務費12万8,000円、委託料△45万円で説明欄記載のとおりでございます。4目文化財保護費△152万3,000円、節に参りまして需用費24万1,000円、委託料△26万8,000円、使用料及び賃借料△120万円、原材料費△29万6,000円で説明欄記載のとおりでございます。5目史跡公園建設費△46万5,000円、節に参りまして報償費△10万8,000円、旅費△30万7,000円、需用費△5万円で説明欄記載のとおりでございます。6目歴史民俗資料館費17万9,000円、節に参りまして需用費7万8,000円、役務費4万3,000円、備品購入費5万8,000円で説明欄記載のとおりでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費△16万7,000円、節に参りまして旅費同額で説明欄のとおりでございます。2目体育施設費△10万9,000円、節に参りまして需用費59万7,000円、役務費6万1,000円、委託料△70万2,000円、工事請負費△6万5,000円で説明欄記載のとおりでございます。3目学校給食費△33万3,000円、節に参りまして職員手当等△70万円、需用費31万3,000円、役務費5万1,000円、工事請負費88万円、備品購入費△87万7,000円で説明欄記載のとおりでございます。

11款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、1目農林施設災害復旧費△3,593万2,000円、節に参りまして委託料△436万1,000円、工事請負費△2,157万1,000円、負担金補助及び交付

金△1,000万円で説明欄記載のとおりでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費2,438万3,000円、節に参りまして需用費70万円、委託料2,765万3,000円、使用料及び賃借料△20万円、工事請負費△277万円、原材料費△100万円で説明欄記載のとおりでございます。

3項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費3,100万円、節に参りまして工事請負費同額でございます。工事請負費につきましては、保養センターの高圧充電盤の施設の整備あるいは厨房施設の整備などの増工事を予定しているものでございます。

5項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、これにつきましては、補正額ゼロで財源更正でございます。2目社会教育施設災害復旧費△27万3,000円、節に参りまして工事請負費同額で説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第22号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点について質問させていただきます。

まず1点目です。ページ数で18ページ、負担金の農林水産業費負担金の1,143万円の減なのですけれども、どうしてこうなったのかお願ひします。

それでそれと関連するのかわれですけれども、歳出のところでは農業関連のところは工事費が減っていたのですけれども、それと関連があるのかどうかお伺ひします。

それから、2点目ですけれども、歳出のこれはページ数で25ページ、基金繰入金、矢巾町福祉基金繰入金のマイナス2,000万円のところなのですけれども、これはどうしてなのかお伺ひします。

それから、3点目は、文化財、ページ数で53ページ、社会教育費の文化財保護費、これは減になっているのですけれども、どうして減になったのかお伺ひします。

3点お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず歳入のほうの関係でございますけれども、これの農業体質強化基盤整備促進事業、受益者負担分担金の減でございますけれども、この分につきましては、当初予算で組んでおりました暗渠整備等のその部分につきましてはの受益者負担金を見込んでおりました。しかしながら、定額補助、1反歩15万円ということで歳入になりまして、実際に入札あるいは工事等した場合、受益者負担金の部分が伴わない部分がございますので、そういったふうな部分につきまして減額した部分でございます。そういうふうな内容がまず減の理由でございます。

あと歳出のほうの工事費の減の関係でございますけれども、ここに同じように農業体質強化基盤整備促進事業、多分43ページの部分でございますけれども、この部分につきましても、ここにありますように、それぞれ設計料等の精査した形の中での精算行為の形で減額しているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 福祉基金の繰り入れの減でございますが、当初保養センターの工事費に福祉基金を導入することにしておりましたが、起債のほうが可能になりましたので、その分で繰入金が減額になったものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

文化財保護費の減額の理由でございますが、こちらにつきましては、徳丹城跡の発掘調査事業に係る経費でございますが、調査が終了いたしまして、精算した段階でこのような金額になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ちょっと今質問したことに関連なのですが、福祉基金の1,000万円の減のお金のことなのですが、町民の方から社会福祉協議会の年会費1,000円がちょっと高いのではないかと、4月から消費税も上がるような状況の中で1,000円というのは、任意で出すわけなのですが、高いということが言われているのですが、

そのことと、そういうことはどのように考えているのでしょうか。基金で穴埋めできるとか、そういうところも考えてほしいと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

それから、先ほどの徳丹城のことなのですけれども、徳丹城ではなくてさっきの史跡のところなのですけれども、駅前の区画整理、それから西の区画整理とかが終わって、矢巾町の歴史というのが薄れてきているのですけれども、そういうところには予算は立てていなかったのですけれども、そういう矢巾のゆかりを掲示する板とかは今後どのように考えているのか。これは、史跡か区画整理かどちらかわかりませんが、お願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 福祉基金の用途につきましては、例えば今回充当しているのは、保養センターの施設、建設といたしますかに充当しておりますし、例えば煙山保育園の改築等にも充当されておりますが、いわゆる用途といたしますか、そういう目的がそういったものに限定されておまして、まるきりちょっと川村議員さんのご質問の内容には使えるものではないということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 2点目のご質問にお答えいたしますが、ちょっと駅前の文化財の中身がちょっとはつきりいたしませんので、そこら辺のところ、後でご教授いただいて検討してという内容でお答えをさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） それでは、ちょっと二、三点お伺いします。

まず住民町民税が1億6,000万円もふえたということで非常に結構な話なのですけれども、それからあと原木シイタケの補助、これもついたということで大変ありがとうございます。そういうことでちょっとさっきの町民税の増の内訳、もう一回確認しておきたいのですが、法人税、法人町民税、それを教えていただきたいことと、あと繰越明許、これ6ページなのですけれども、このところに7億8,000万円ほどあるわけなのですけれども、これの内容の説明があるかなと思って聞いていたら、ただ読んだだけですらすらと過ぎてしまったのですけれども、例えば総務費の再生可能エネルギーの導入事業3,300万円、それから衛生費のやっぱり同じく再生可能エネルギーの導入事業2,000万円、それから農業体質基盤整備事業の

2,000万円、それからインターの6,300万円と、この辺の内容、もう少しわかりやすく説明してほしいのと、理由等お伺いしたいなど。

それから、あと48ページになるのかな、被災住宅の支援事業、これ1,000万円、さっき950万円が支援補助ということになっているようですけれども、これは東日本の被災者の支援事業なのか、まさかこの前の大雨被害の、どっちなのか、ちょっと確認しておきたいのですが、それで100件というお話していましたが、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） それでは、私のほうから1点目の法人町民税の増ということのご質問でございましたけれども、当初で見込んでいた法人税額より実質的に景気等が多少よくてふえてきたというような状況でございます。その中で特に今までのところで高額で納めている法人というところにつきましては、会社個々名の名前はちょっと控えさせていただきますけれども、建設資材関係の販売業者とか、あとはバルブ製造業とか、医薬品の販売関係の会社のところが高額納税状態となっております。今のところ1,900万円とか、1,300万円という高額納税をされていると。

また、前年に比較して納税額がふえたというところにつきましては、食料飲料品の卸し、あとは医薬品の卸し、あとはセメント、生コン建設資材の販売と、あとは医薬品の販売関係というところがふえておりました、大きいところでは、昨年と比較して500万円ほどふえている、400万円とか、そういう格好でふえている業者もあるというところで総体的に約4億3,000万円ほどの今回、トータルで2億円ほど、1億6,000万円増額いたしまして、トータルで4億ちょっとほどの法人の税収を見込んでいるというところでございます。

以上でお答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 2点目の繰越明許の関係でございますが、例えば補正予算等の際にもお話しをした経緯もございますが、予算を確保してはおりますが、どうしても物理的なこととか、そういった理由で今年度に工事ができなかったりとか、あるいは事業ができなかったりしているものについて、今年度の予算を繰り越して来年度事業を工事をしたりするというもの内容になっているものでございます。それで、今ご質問があった、例えばそ

ういう内容で再生可能エネルギーにつきましては、いわゆる太陽光の施設整備でございます、総務費のところにつきましては、役場庁舎のところに建設予定のものでありますし、環境衛生費のところのものにつきましては、環境施設組合のふれあい館に予定しているもの等でございます。そういった内容でございます、すべてお話しになっていなかったかもしれませんが、そういった予算を確保して、何らかの事由でできなかったものについて繰り越して来年度以降も工事をして完了するという内容になっているものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

もし、個別に必要であれば、それなりにご答弁はさせていただきますが、いずれ繰越明許費につきましては、そういった内容のものでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 3点目の48ページの被災者住宅再建支援事業の関係でございますが、950万円につきましては、これは沿岸のほうから被災者が町内に居住した場合の複数世帯の場合が100万円、単数世帯の場合は75万円という補助金で、一応先ほど企画財政課長が言いましたように、今回の補正は、複数世帯が8件分、単数世帯が2件分という補正でお願いしているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 私も二、三点お伺いをいたします。

繰越明許費のところの災害のところですが、河川災害復旧事業1億2,600万円が繰越明許費になっておりますが、内容についてお伺いします。

煙山ダムのしゅんせつは、この中に入っているのかどうか。なぜできなかったのかについてもお伺いをいたします。

それから、もう一点は、ページ数でいきまして48ページの住宅改修事業の増ということで町営住宅の改修、どのようなことがなされるのかお伺いをいたします。

それから、最後、国民保養センターのところですが、ページ数で55ページ、3,100万円の増ということで国民保養センターの高圧充電盤と、それから厨房工事ということですが、ことしの補正の中で1億6,000万円、これも繰越明許費になっておりますが、合わせると約2億円

近くになるかということになります。それでこの厨房費が当初見込まれていたと思うのですが、増になった内容についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） それでは、私のほうから2点の質問、繰越明許の河川につきましては、岩崎川の災害復旧でございまして、町道西部開拓線より上流、水辺の里、マレットゴルフ場のところの工事という形で今回繰り越しをお願いするものでございます。

それと2点目の住宅の改修でございまして、これ三堤住宅、今工事をやっております、それらの関係で一部増工事が発生したということで工事をやるものでございます。

以上、私のほうからお答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 2点目のダムの災害対策の関係でございまして、この分につきましては、まず査定事務、国のほうの査定がございまして、そのスケジュールの関係上、どうしてもできなかった分がございまして、早くやりたかったわけがございまして、その事務の関係でやむを得なく越さざるを得ないという内容でございまして、ご理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 3点目の国民保養センターの復旧事業の増額分のことについてですが、ひとつあれですが、当初補正予算でお願いしていた分、それは設計監理料と工事費を合わせて、ここにも書いておりますが、1億3,900万円ばかりお願いをいたしております。そして、それに今度3,100万円ほど補正をお願いするということになっておりまして、総額で1億7,000万円ほどになるというのが国民保養センターの予算ということでご理解を願いたいと思います。

それから、3,100万円の増額理由ですが、1つは国民保養センターの建物自体が増築、改築を繰り返しております、それでキュービクルという高圧変電装置というのを付けないような形でずっとブレーカー等で制御をしてきたわけですが、今度管理棟を建てかえることに伴いまして、やはり公共施設としては、そういうふうな万が一の部分を考えた場合、設置が必要ではないかというような設計業者のほうからの提案がありまして、それで約1,300万円ぐらいになります、その工事費を見込んだということになります。

もう一つは、厨房のお話がありましたが、設計監理料あるいは工事費の中には、厨房とい

うのが入っておりませんで、これにつきましては、平成26年度の当初予算ですが、補正予算等々で工事の進捗状況を見ながらお願いするということにしておりましたが、やはり設置工事、建築工事と同時に設置したほうが工事的、費用的にも安くなるというような、これもまた設計業者からの提案を受けまして、今回の見積もり、補正予算に入れたというところでございます。

それから、もう一つ、ボーリングをしたわけですが、ボーリングをした結果、やはり管理棟の地質につきまして、ちょっと軟弱な部分があるということで、やはり土壌改良も必要ではないかということが判明しまして、当初の工事費に見込んでいない部分をいろいろ盛り込んだ部分がこの3,100万円というような数字になっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第22号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第22号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を4時45分といたします。

午後 4時34分 休憩

午後 4時45分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

会議時間の延長

- 議長（藤原義一議員） 会議規則第9条第1項の規定により、会議時間は午後5時までとされておりますが、同条第2項の規定により延長ができることとされておりますので、あらかじめ延長することを宣告いたします。
-

日程第10 議案第23号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業
特別会計補正予算（第3号）について

- 議長（藤原義一議員） 日程第10、議案第23号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 議案第23号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、3款財産収入の資金利子に増額補正を行い、1款国庫支出金、2款県支出金、4款繰入金、6款町債をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、3款基金積立金の土地区画整理基金積立金に増額補正を行い、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業費及び矢幅駅前地区事業費、4款公債費の町債利子償還金をそれぞれ減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,889万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,692万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

- 区画整理課長（細川賢一君） 町長の命により、議案第23号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

なお、説明は、一般会計と同様とさせていただきます。

今回の主な減額でございますが、駅前事業で平成24年度末に平成25年度事業の前倒しの追加補正がありましたことから減額するものでございます。

4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費について説明いたします。2款土地区画整理事業費、1項土地区画整理事業費矢幅駅西地区事業8,958万5,000円、矢幅駅前地区事業6億4,058万6,000円、計7億3,017万1,000円、駅西につきましては、補償4件、造成工事1件、駅前につきましては、区画道路街路、駅前広場、電線共同溝補償15件等になってございます。

次のページに移ります。第3表地方債補正、限度額の補正でございます。起債の目的、矢幅駅周辺土地区画整理事業、補正前限度額7億5,000万円、補正後限度額5億8,290万円、これは駅前事業費の減による減額補正でございます。

13ページをお開き願います。事項別明細により説明をいたします。歳入、1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土地区画整理事業費補助金△2億1,198万1,000円、節に参りまして土地区画整理事業費補助金同額でございます。駅前分の減でございます。

2款県支出金、1項県支出金、1目土地区画整理事業費補助金△430万円、節に参りまして土地区画整理事業費補助金同額でございます。これは、県道分の一部電線共同溝の繰越明許した分が今年度減額で来年度予算措置をしていただくものでございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金2万7,000円、節に参りまして利子及び配当金同額、説明欄のとおりでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金△4,553万7,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりです。

6款町債、1項町債、1目土地区画整理事業債△1億6,710万円、節に参りまして土地区画整理事業債同額、説明欄記載のとおりです。

17ページに移ります。歳出、2款土地区画整理事業費、1項土地区画整理事業費、1目矢幅駅西地区事業費△1,550万円、節に参りまして補償、補填及び賠償金同額、補償費1件分でございます。2目矢幅駅前地区事業費△4億267万円、節に参りまして委託料同額でございます。SPCのほうに委託する事業費は、今年度は12億3,133万円になります。

3款基金積立金、1項基金積立金、1目土地区画整理基金積立金2万7,000円、節に参りまして積立金同額でございます。

4款公債費、1項公債費、2目利子△1,074万8,000円、節に参りまして償還金、利子及び割引料同額でございます。これは、当初予算で利率1.4%で予算化をいたしましたが、0.8%

で借り入れできたことによる減でございます。

以上をもちまして議案第23号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第23号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第24号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第11、議案第24号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第24号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算(第5号)について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち収入の水道事業収益を増額し、支出の水道事業費用を減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の資本的収入、支出の資本的支出をそれぞれ増額するものであります。これによりまして収益的収入及び支出のうち収入の水道事業収益を2,214万9,000円増額して、総額を6億2,244万2,000円とし、支出の水道事業費用を1,385万5,000円減額して総額を5億4,003万1,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入を1,055万2,000円増額して、総額を2,790万9,000円とし、支出を190万円増額して、総額を6億5,054万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 藤原上下水道課長。

○上下水道課長(藤原道明君) 町長の命によりまして、議案第24号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算(第5号)の詳細について説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画(第5号)を款、項、目、補正予定額の順に説明いたします。それでは、収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益2,214万9,000円、1項営業収益2,201万1,000円、1目給水収益1,922万4,000円、節に参りまして水道料金同額でございます。2目受託工事収益35万7,000円、節に参りまして受託工事収益同額です。3目その他の営業収益243万円、節に参りまして他会計負担金△25万1,000円、手数料232万1,000円、雑収益36万円。

2項営業外収益13万8,000円、2目雑収益、節に参りまして、その他雑収益、いずれも同額でございます。補正内容は、備考欄のとおりですけれども、いずれも年度内の収入見込みにより増減となっております。

3ページに参りまして、支出、1款水道事業費用△1,385万5,000円、1項営業費用△1,214万1,000円、2目配水及び給水費6万9,000円、節に参りまして燃料費同額でございます。5目減価償却費△910万9,000円、節に参りまして有形固定資産減価償却費同額でございます。6目資産減耗費△310万1,000円、節に参りまして固定資産除却費同額でございます。

2 項営業外費用△171万4,000円、2 目雑支出 6 万5,000円、節に参りましてその他雑支出、同額でございます。3 目消費税△177万9,000円、節に参りまして消費税同額でございます。補正内容は、備考欄のとおりで、いずれも年度内執行見込みによります増減となっております。

4 ページに参ります。資本的収入及び支出の収入、1 款資本的収入1,055万2,000円、1 項負担金同額、1 目工事負担金1,030万1,000円、節に参りまして受益者負担金660万7,000円、工事補償費369万4,000円。2 目他会計負担金25万1,000円、節に参りまして他会計負担金同額でございます。補正内容は、備考欄のとおりで、いずれも年度内収入見込みによる増となっております。

次に、支出、1 款資本的支出190万円、1 項建設改良費、1 目営業設備費、節に参りまして備消耗品費、いずれも同額でございます。この支出補正ですが、8 月 9 日大雨災害の教訓で緊急に調達することが困難な大型バルブなどの補修用の資材の購入費を計上してございます。

以上で議案第24号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入、支出及び資本的収入、支出を一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第24号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第24号 平成25年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議会改革特別委員会中間報告について

○議長（藤原義一議員） 日程第12、議会改革特別委員会中間報告についてを議題とします。

議会改革特別委員長から議会改革に関する中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。議会改革特別委員会中間報告を求めることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会中間報告をすることに決定しました。

議会改革特別委員長の中間報告を求めます。

廣田光男議会改革特別委員長。

（議会改革特別委員会委員長 廣田光男議員 登壇）

○議会改革特別委員会委員長（廣田光男議員） それでは、ただいまから議会改革特別委員会の中間報告書を提案いたします。

平成26年3月20日、矢巾町議会議長、藤原義一殿。議会改革特別委員会委員長、廣田光男。議会改革特別委員会中間報告書。

平成24年12月14日、議会改革特別委員会を設置し、閉会中の継続調査として付託を受けた議会改革に関する調査について、会議規則第47条の規定により、下記のとおり報告します。

記。1、調査経過。このことにつきましては、各議員、それぞれお目通しをお願いしたいと思います。

2、中間調査意見。議会改革特別委員会では、先進議会である紫波町、滝沢村、盛岡市及び北海道白老町の議会を訪ねて、議会改革の取り組みに対する状況を視察し、今後の検討の参考としてきました。

議会報告会の開催や議会改革の審査対象の絞り込み、具体的改革のスケジュールの検討を重ねてまいりました。

平成25年度中における取り組みとしましては、重点項目として町民と議会との懇談会の開催、通年議会制度の導入、地方自治法第96条第2項に定める議会の議決事項の定め、及び議会の可視化などに取り組んでまいりました。

議会報告会については、平成25年12月、町民と議員の懇談会の開催を試行実施した。

通年議会制度の導入について取り組みを検討し、当局の代表者と議会改革特別委員会の代表者において小委員会を開催し、おおむね合意に至ったことから、今後次回の議会に議員提案として発議してまいりたいと思います。

地方自治法第96条第2項に定める議会の議決事項の定めについては、いまま少し当局との間で議論を重ねて慎重に検討していきたい。

以上、中間報告といたします。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって議会改革特別委員会中間報告を終わります。

日程第13 矢巾中学校建設調査特別委員会報告について

○議長（藤原義一議員） 日程第13、矢巾中学校建設調査特別委員会報告についてを議題とします。

矢巾中学校建設調査特別委員長から校舎等の建設及び跡地等に関する調査が終了したので、報告したいとの申し出があります。

お諮りします。矢巾中学校建設調査特別委員会報告を求めることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢巾中学校建設調査特別委員会報告をすることに決定しました。

矢巾中学校建設調査特別委員長の報告を求めます。

長谷川和男矢巾中学校建設調査特別委員長。

（矢巾中学校建設調査特別委員会委員長 長谷川和男議員
登壇）

○矢巾中学校建設調査特別委員会委員長（長谷川和男議員） 矢巾中学校建設調査特別委員会報告をいたします。

平成23年第2回定例会において特別委員会を設置し、閉会中の調査として付託を受け、矢巾中学校の建設等に関する調査については、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

調査結果については、お手元に配付しておりますので、省略いたします。

調査意見。矢巾中学校の移転改築事業は、校舎が平成23年11月に、屋内体育館が24年1月

に完了し、同月3学期から新校舎で勉学を始めたところである。その後、同年6月にグラウンド、外構、プール棟附帯設備工事の全てが完了いたしました。工事中においては、3.11東日本大震災が発生し、資材不足から工事のおくれが心配されましたが、無事に完成したことに対して工事関係者を含め町当局の努力に敬意を表するところでございます。今後施設のふぐあいが発見された場合には、早急に改修されるよう努められたい。

旧矢巾中学校跡地については、現在2つの請願が出ている。1つは、跡地に医療系専門学校誘致の実現を求める請願、もう一つは図書館、屋内体育館及びスポーツ公園等の社会教育施設建設の実現を求める請願である。両請願とも跡地は本町の中心にある優良地であり、本町の貴重な財産であることから、有効に活用すべきとの趣旨であると認められる。

しかしながら、教育は米百俵とも言われることから、人口減少社会の到来が始まっていること、並びに社会教育施設をさらに充実させる必要があることも踏まえ、学校教育の充実であれ、社会教育の推進であれ、跡地の具体的利活用については、町の活性化のためにも長期的な展望に立ち、その活用策を慎重に検討すべきである。

以上、2つの請願に対して、当委員会は、表決の結果、趣旨採択したものである。なお、矢巾中学校建設調査特別委員会としては、最終報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりました。

この報告書に対する質疑は、特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより報告書について討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

2番、藤原由巳議員。

（2番 藤原由巳議員 登壇）

○2番（藤原由巳議員） 私は、ただいまの委員長報告の後段のほうの跡地利用にかかわる部分と請願の取り扱いについて反対の立場から討論をさせていただきます。

長谷川委員長には、先ほどもありましたが、ほぼ3年間に及ぶ委員長としての職務、大変ご苦労さまでございました。そして先ほどの調査意見書の取りまとめにつきましても大変ご苦労さまでございました。敬意と感謝を申し上げます。

その中ではありますが、先ほど申し上げましたが、この跡地の利活用、それにかかわる請願が2件出ているわけですが、その今お話しありました趣旨採択をも含む請願審査のあり方が不明確な調査意見書に反対の立場から討論を行わせていただきます。

先日18日のこの委員会でも申し上げましたが、矢巾中学校調査特別委員会は、去る3月10日に開催した委員会において、2つの請願に対しまして趣旨採択と決定いたしました。一部報道によりますと、両請願の意図を踏まえた上で趣旨採択することとし、議会は明確な結論を出すことを避けたとありまして、この報道によりますと、一部町内外からは、決めることのできない矢巾町議会ではとの声も届きました。その後、関係する方を介しまして、この趣旨採択につきまして数名から確認調査をしていただきました。

その結果、ここ近年では、岩手県議会を初め本町議会を含めた岩手県内市町村議会では、このような趣旨採択の例はないというふうなお話を受けました。

さて、今回の委員長報告に反対の大きな理由に、この調査意見書で述べられた請願審査の中で中段以下にありますが、両請願ともから始まりまして貴重な財産を有効に活用すべきとの趣旨であると認められるという項がございます。この意味が両請願者にきちっと伝わらず、双方がみずからの請願をみなし採択を受けたと思ひ込む懸念はないでしょうか。特にも教育民生常任委員会が付託を受けた500名以上の会員で組織する町商工会からの請願書と請願項目審査においては、何の非もなく、この特別委員会での協議を優先すべきとのことから、継続審査といたしましたが、その後の特別委員会でのこのことについての具体的な審査をされないままの趣旨採択というふうな形になってございます。そのことは、この請願審査の基本事項である願意の妥当性、実現の可能性等が議論もされず趣旨採択となったことは、今後の請願審査における課題が残ったのではないのでしょうか。

いずれ先ほど議決しました予算の中を見ましても、非常に厳しい予算編成となっております。その中で先般の一般質問の中で川村町長は、専門学校誘致は、町が新たに財源を投資することなく、跡地の有効活用が図られる。それが交流人口や定住人口が増加し、町の活性化につながっていくことが期待されると答弁いたしてございますし、また開設については、5年間がめども言うてございます。そういった答弁を踏まえた中で当委員会は本日で解散になるわけでございますが、特別委員会は解散になるわけでございますが、このままでこの議論を打ち切ってよろしいのでしょうか。いずれ我々は、町内有権者数百名からの支持を受けましてこの場所にいるわけでございます。今回の意見書に含まれている内容で今まで多くの傍聴の方がいますし、この結果を町民はいかに判断するのでしょうか。矢巾町の将来がどうあるべきかをそれぞれみずからの立場で熟慮されまして懸命なる判断をなされるよう望みまして討論を終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、賛成討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。矢巾中学校建設調査特別委員会報告についてを起立により採決します。

委員長の報告は、現在付託されている2つの請願を趣旨採択すべきものとの報告内容であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり矢巾中学校建設調査特別委員会報告について賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 賛成多数であります。

よって、矢巾中学校建設調査特別委員会報告については、原案のとおり可決されました。

このことにより、教育民生常任委員会に付託しておりました25請願第6号 旧矢巾中学校跡地の利活用策として医療系専門学校の誘致を求める請願及び矢巾中学校建設調査特別委員会に付託しておりました25請願第7号 旧矢巾中学校跡地を社会教育施設として有効活用を図ることを求める請願については、両請願とも趣旨採択とみなされることになりました。

○議長（藤原義一議員） ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。
川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、貴重な時間を割愛いただきまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

まずもって、今定例会、2月26日に招集ということでございまして、きょうまで23日間の長丁場だったわけございまして、まずは議員の皆さんには大変ご苦労さまでございました。そしてまた、提案いたしました議案がそれぞれ全て原案どおりご可決を賜ったわけございまして、これまた大変ありがとうございます。特にも今定例会は、予算議会とも通称言われておるわけございまして、新年度26年度の予算の審議がなされたわけございまして、そしてまた予算審査特別委員会の審査報告書もいただいたわけございまして、この新年度予算の執行に当たりましては、この報告書の意見に意を体しましてしっかり取り組んでまいりたいというように思っております。どうぞ今後とも議員各位のご指導をよろしくお願いを

申し上げます。

それから、もう一つは、お願いでございます。専決処分をお願いということでございまして、これは毎年この時期にそういうことになってお願いしているわけでございますが、まず第1点目は、矢巾町税条例の一部改正についてであります。現在開会中の国会におきまして現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の軽減措置の創設等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割の税率引き下げ並びに軽自動車税の税率の引き上げ等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理、合理化等を行うため地方税法の一部改正が予定されております。

その主な内容であります。個人住民税につきましては、地方公共団体に対する寄附、いわゆるふるさと納税を行った場合、所得税率を用いて算出している寄附金税額控除に係る特別控除割合について所要の規定の整備を行うこととしております。また、法人住民税につきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税の地方法人税とし、地方交付税の原資化することとしております。

次に、固定資産税につきましては、新築住宅に係る固定資産税の税額の軽減措置の適用期限を2年延長することとし、耐震改修促進法の改正を受けて大規模建築物等に対し、耐震診断を実施し、一定期限までに耐震改修を実施した場合、対象建築物の税額を軽減する措置を創設することとしております。

軽自動車税につきましては、車体課税の見直しにより、平成27年度以降に新たに取得される四輪自動車等の税率を引き上げ、二輪車等につきましても税率を引き上げることとしております。また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から最初の新規検査から13年を経過した四輪自動車等について平成28年度から重課を行うこととしております。

国民健康保険税につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げることとしております。また、軽減措置につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定方法の見直し、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずるべき金額を引き上げることとしております。

以上、現在のところ概要が発表されている主な改正点について申し上げますが、これらの法律改正に伴い、本町の税条例を一部改正しなければなりませんので、これを専決処分により対処させていただきたいと存じます。

2点目は、平成25年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）についてですが、年度末にかけ

て金額が確定いたします。地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金について、それぞれ確定いたしました金額による歳入の補正を行い、これらの総額では増額になると見込まれますので、歳出は、財政調整基金への積み立てをさせていただきたいと存じます。

以上の2点について専決処分による処理をさせていただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原義一議員） ここで暫時休憩します。

なお、町長以下参与の方々は、退席されて結構です。

午後 5時35分 休憩

午後 5時39分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第14 発議案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第14、発議案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

15番、米倉清志議員。

（15番 米倉清志議員 登壇）

○15番（米倉清志議員） 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書についてご説明いたします。

さきに採決となりました請願審査の結果を受けまして、過剰包装によりごみの発生を抑えるためには、包装容器の再利用を図り、ごみの発生を極力減らしていくことにあります。関係省庁に対し、意見書を提出するものでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申

上げます。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

芦生議員。

- 10番（芦生健勝議員） この提出者、よければいいのだけれども、矢巾町議会議長、藤原義一殿に対して、賛成者も同一人物がいるのは、これはこれでいいのかどうか。ちょっと普通に考えればおかしいなと思うのだけれども。

- 議長（藤原義一議員） 本来であれば、今までは、議長はこの委員の中に入っても採決には加わらなかったわけですがけれども、今は同じ人数の割合で入っていますので、議長もこの委員として入っておりますので、採決に加わったということでございますので。

（何事か声あり）

- 議長（藤原義一議員） よろしいですか。

日程第15 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について

日程第16 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第17 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第18 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第19 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第20 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第21 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第15、矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について、日程第16、矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第17、矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第18、矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第19、矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第20、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第21、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、この7議案は会議規則第37条の規定に基づき一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第15から日程第21については一括上程することに決定しました。

なお、申し出の朗読は省略いたします。

委員長の補足説明がありましたなら、これを許します。

議会運営委員会、高橋七郎委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 総務常任委員会、米倉清志委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 産業建設常任委員会、芦生健勝委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 教育民生常任委員会、村松輝夫委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 議会だより特別委員会、山崎道夫委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会、長谷川和男委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 議会改革特別委員会、廣田光男委員長。

(「ございません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) お諮りします。

日程第15、矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第16、矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会総務常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第17、矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会産業建設常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第18、矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会教育民生常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第19、矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会だより特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第20、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第21、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査とすることに決定いたしました。

日程第22 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて

○議長(藤原義一議員) 日程第22、議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて。

これは、定例会ごとに上程し、皆さんからご承認を賜っておりますが、議会閉会中の議員の旅行承認を当職に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の議員の旅行承認を当職に委任することに決定いたしました。

○議長(藤原義一議員) 以上をもって本定例会に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成26年第1回矢巾町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後 5時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員